

# 福島県文化財センター白河館 研究紀要

## 第24号

登戸遺跡出土縄文早期後葉土器群の再検討	本間 宏・青木 愛子…………… 1
貯蔵穴から集落を見ると（2）	松本 茂……………23
北陸式開発の二次波及一會津盆地から太平洋側へー	菅原 祥夫……………35
カマドの煙出部に設置された土器について	丹治 篤嘉……………49

2026 年

公益財団法人福島県文化振興財団



## 序 文

福島県文化財センター白河館(愛称「まほろん」)は、福島県教育委員会が行った遺跡発掘調査による出土品や記録類を一括管理し、これを活用した展示・講座・体験学習・研修・情報発信を行う施設として、2001年にオープンいたしました。

幸いにも、多くの皆様に支えられ、2026年には開館から四半世紀を迎え、7月には開館25周年記念式典を予定しています。まほろんにとって節目の年であり、より一層文化財の普及に取り組む決意を新たにしております。

本号では、福島県内の遺跡の発掘調査で見つかった遺構や遺物から読み解く福島県の歴史についての論考を掲載しました。発掘調査の実施から数十年経過した遺跡の現在の視点からの見直しや近年の発掘調査成果に基づく福島県域の古代史研究への提言をまとめました。本書が福島県の文化財に対する理解と、文化財の保護の取り組みへの一助となれば幸いに存じます。

最後になりましたが、本書を刊行するにあたり、御指導、御協力いただきました関係各位に対し、厚く御礼申し上げます。

2026年3月吉日

公益財団法人福島県文化振興財団

福島県文化財センター白河館

館長 石川 日出志



# 登戸遺跡出土縄文早期後葉土器群の再検討

本間 宏 青木 愛子

## 要 旨

猪苗代町登戸遺跡のE 28グリッド周辺から出土した縄文時代早期後葉土器群を再検討した結果、おおむね24個体が存在すると推定でき、特殊な使用法が推測される大型土器片加工円盤の存在も明らかとなった。これらは、会津地方東部における条痕文土器群期から縄文条痕土器群期への過渡期の様相を示している。

## キーワード

登戸遺跡 縄文時代早期後葉 条痕文土器 縄文条痕土器 茅山下層式 常世2式 北前式

## 1 検討の目的と手法

登戸遺跡は、福島県耶麻郡猪苗代町大字関都字登戸に所在する遺跡である。東北横断自動車道（磐越自動車道）の建設にともない、1986年と1987年の2か年にわたり19,200㎡の範囲が発掘調査され、調査終了から約半年後に発掘調査報告書が刊行となった（福島県教育委員会ほか1988）。

本稿で取り扱う縄文時代早期後葉の土器群は、発掘調査の最終段階において出土したものである。報告書刊行までの時間的制約により、当該期土器群の詳細な検討が叶わなかったため、現地調査から38年を経た今年度、未報告の土器片を含む全資料の点検を行った。この結果、報告書に記載できなかった多くの知見を得ることができた。

資料の再検討は、抽出した土器群を個別別に弁別することから着手した。弁別作業は、土器片の内外両面と破断面の色調、胎土、器面調整工具痕、施文工具痕等の共通性と差異を見定めながら実施した。

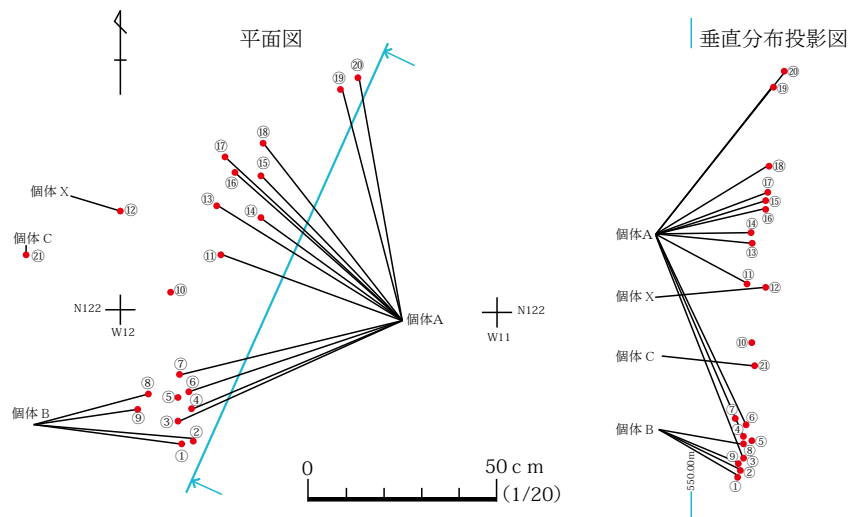
次に、弁別した個体の出土地点・出土層位を表にまとめ（表1）、E 28グリッドの出土状況平面図と水準高記録を頼りに垂直分布投影図を作成した（第1図）。

個体ごとの写真撮影と個体A・C・Xの実測図作成ののち、福島県文化財センター白河館に収蔵されている他遺跡の縄文早期後葉土器群を観察し、器面調整と施文に係る工具痕の比較を行った。

本稿は、上記の検討所見をまとめたものである。資料の検討と挿図・表の作成は本間・青木が共同で行った。本文執筆は二者で分担し、文責を各項目の末尾に記した。（本間）

## 2 出土状況

登戸遺跡は、南東から北西に緩やかに下る傾斜面に立地している。縄文早期後葉の土器群は、調査区北端のE 28グリッドとその周辺から出土した。第1図右の垂直分布投影図からもわかるように、土器片の出土水準も地形に沿って傾斜している。この図



第1図 E 28グリッドにおける遺物出土状況

では、個体Cと個体Xが若干低い水準から出土しているが、これは南東から北西に下る傾斜面からの出土であることに起因している。第1図にマッピングされた土器片は、いずれも基本土層第Ⅲ層またはⅢ層上面から出土している点で共通している。⑩については、注記漏れにより破片を特定できなかった。

個体Aの破片は南北1mほどの範囲から集中的に出土し、その南端では個体Bの破片と伴出している。個体Cに属する⑫は、西南西2mの地点から出土した破片⑭と接合している。個体Xは発掘調査報告書に掲載されていなかった破片だが、今回の検討により、大型の土器片を円盤状に二次加工したものであることが判明した。これらの4個体は、地点的・層位的にある程度のまとまりを有することから、年代的に近接するものである可能性が高い。

個体D～個体Wの20個体も上記E 28グリッドを含む調査区北端付近から出土したものであるが、層位的なまとまりを有して出土したものではない。

(本間)

### 3 土器群の観察所見

#### (1) 概要

登戸遺跡から出土した縄文早期後葉土器群は、破片数にして136点を数える。このうち、1988年に刊行した報告書に掲載されたものは107片で、掲載されなかったものは29片であった。これらを第1章に記した視点に基づいて観察した結果、おおむね24個体分に弁別できることが判明した。表1は、その初見をまとめたものである。

表1に示したように、報告書に全く掲載されなかった個体は1点のみで(個体X)、個体Cから個体Wまでの21個体は既報告のものであった。相対的に破片数の多い個体Aは22%が未報告で、個体Bは74%が未報告だったことが判明した。これらの未報告資料は、いずれも条痕以外の特徴を持たない小破片であったが、個体Xに加えられた研磨痕は、報告書作成時に見落とししていたものである。

また、既報告の破片であっても、拓影の掲載角度や上下を見誤って報告書に掲載したものが判明した。このため、角度や上下関係を一部訂正したうえで、個体別の写真を撮影して本稿に掲載することとした。また、個体Aと個体Cの2点につい

ては、口縁部もしくは横位隆帯の状態を頼りにして土器の外傾角度を求め、破片1点ごとの内径と外径を算出することによって部位を特定して図上復元を行い、推定口径・推定底径・現存高を求めた。

出土した136片のうち、底部に相当する破片は、個体Cに1片認められただけであった。認定した24個体の器種は、個体X以外はおおむね深鉢形土器と判断できたが、尖底か平底かという判断は、個体C以外については困難だった。

今回の検討によって抽出した24個体のうち、20個体の器表面には条痕を認めることができた。条痕文土器群または縄文条痕土器群と呼称されているものに相当する。条痕の工具としては、貝殻のほか、絡条体、細い棒を束ねた楕状のもの、木の板などを想定することができる。内陸部に位置する登戸遺跡の場合、放射肋を持つサルボウやハイガイなどの海浜の貝殻が器面調整工具として用いられたかどうか極めて重要となる。しかし、この20個体における条痕はバリエーションに富み、その工具を推定することは困難であった。

条線の幅が細く条間が密になる条痕は、6個体に認められた。このような条痕は、海浜の貝の放射肋によるものではないと推定できる。しかし、淡水産二枚貝の成長肋を用いた条痕である可能性は皆無ではない。このような条痕は、福島県周辺においては絡条体条痕と認定されることが多い。登戸遺跡では絡条体圧痕文を有する土器が出土していないため、圧痕と条痕の状態を対比する検討ができなかった。本稿では、条痕の状態を記述するにあたり、条痕の沈溝部分を「条線」と記し、沈溝間を「条間」と表現する。また、工具が特定できない点を補足するため、表1において、条痕一単位の幅、条痕を構成する条線一条の幅、条痕一単位内における条線の本数を明記した。条痕一単位の幅を特定できないものについては、表中における「条痕一単位の幅」と「条痕一単位内における条線の本数」の項目の数値に「〇〇以上」と記すこととした。

(本間)

#### (2) 各個体の観察所見

##### 【個体A】(第2図・第3図)

推定口径27.2cm、現存高15.0cm、厚さ1.0～1.5cmの深鉢形土器である。口縁部から胴部中位までが遺存する。口唇部に「ハ」字形の短沈線が連続的に

表 1 登戸遺跡出土条痕文土器片個体別一覧

個体	出土地点	出土層位	報告書挿図番号		E28 グリッドにおける取り上げ番号 (第1図に対応)	破片点数	掲載破片点数	不掲載破片点数	条痕一単位の幅		条痕を構成する条線一条の幅 (mm)	条痕一単位内における条線の本数
			図	枝番					外面 (mm)	内面 (mm)		
A	E27・28	I層・III層 上面・III層	141・142	1～19・21・22・24・ 26・28・30	③④⑥⑦⑧⑩⑬⑭⑮ ⑯⑰⑱⑲⑳	60	47	13	11以上	11.5	1.3	6
B	E27・28	I層・III層	142・143	26・27・29・32	①②⑧⑨	19	5	14	—	12	1.0	6
C	E28	I層・III層 上面・III層	143	31・33・35	㉑㉒	10	10	0	16.5	16以上	2.2～2.8	5
D	E26d	III層上面	143	34		2	2	0	—	8以上	1.4	3以上
E	E27	II層・III層	143	40		4	4	0	—	13以上	1.3	3以上
F	D26	攪乱層 (旧 SX09)	143	37		2	2	0	9.5以上	—	2.0	3以上
G	F27	II層	143	36		1	1	0	—	7以上	1.7	3以上
H	E28	III層上面	142	23		1	1	0	—	17以上	3.0	3以上
I	D26	II d層	142	25		1	1	0	9	12以上	0.9～1.1	3
J	SK309	8層	136	4		5	5	0	—	17以上	1.8	5
	E27	III層上面	144	44・48								
K	E26	I'層	144	49		1	1	0	—	12以上	1.2～1.6	4
L	SK309	8層	136	1		3	3	0	—	11以上	2.2	3以上
	I区	排土	144	47								
M	E27・E28・ F27・F28	I b層・III層 上面・III層	144	45・46・50		6	6	0	—	13以上	1.6	4以上
N	E25	倒木痕	144	57・58		2	2	0	—	13以上	1.9	4以上
O	E25	倒木痕	144	55・56		2	2	0	—	13以上	2.0	3以上
P	E28	II b層	144	52		1	1	0	—	18	1.7	6
Q	E27・F27	III層上面・ SI07 北西コー ナー	144	51・53・54		3	3	0	—	—	—	—
R	E27・E28・ F27	I層・II層・ III層上面・ III層	143	38・39・41・42・43		5	5	0	—	19	1.7	8
S	SK309	8層	136	2・3		2	2	0	8.5以上	5以上	1.9	3以上
T	SK361	P 1	136	8		1	1	0	—	10以上	2.0	3以上
U	SK352	2層	136	7		1	1	0	—	—	—	—
V	SK311	9層	136	5		1	1	0	—	—	—	—
W	SK352	2層	136	6		1	1	0	—	—	—	—
X	E28	III層	—	—	㉓	2	0	2	12以上	—	1.4	3

※条痕一単位の幅…遺存状態が悪く、確定できなかった場合は○(mm)以上とした。

加えられ、外面口縁部上端には密接する縦位短沈線列が沿う。頸部には幅の広い断面三角形の横位隆帯があり、この隆帯の頂部を挟んだ上下に、密接した縦位短沈線列が二段加えられている。

器面においては内外両面ともに条痕が認められ、口縁部は横方向、胴部は横方向または斜め方向に施されている。条痕を表出する工具の一単位の幅は11.5 mmで、その中に6条の条線が認められる。条線一条の幅は1.3 mmで、本遺跡出土の土器の中では細い部類に入る。条間の幅は、条線の太さよりも狭い。条痕の工具は絡条体の可能性があるが、器面上で工具を停止して押圧された部分が認められないため、絡条体条痕とは断定できない。

#### 【個体B】（第3図）

個体Aと密接して出土している。外面の色調が個体Aより赤味を帯びていること、外面の条痕が鮮明でないこと、連続的に加えられる縦位短沈線が横位隆帯の上方のみに限られること、内面の条痕に認められる条線一条の幅が狭いことなどから、個体Aとは異なる個体と推定した。ただし、二段の隆帯を有する土器の胴部下半と想定した場合、個体Aと同一の個体である可能性も皆無ではない。

#### 【個体C】（第4図）

深鉢形土器の胴部下半から底部にかけての破片である。推定底径は11.6 cmで、現存高は11.2 cmを測る。粘土紐貼付による横位隆帯が水平に巡り、断面三角形の隆帯の頂部を挟んで、「ハ」字状の短沈線が連続的に加えられている。横位隆帯が貼付されている部位が底部に近いので、欠損している胴部上半（または頸部）にはもう一段の隆帯が設けられていた可能性が高い。

この隆帯の上下には、条痕が縦と斜めに交互に施されており、単なる地文ではなく、意図的な文様意匠である可能性がある。底部外面にも、同一工具による条痕が施されている。条痕一単位の中には5条の条線を観察できる。条線一条の幅は2.2～2.8 mmで、本遺跡出土条痕文土器の中では、個体Hに次いで太い。肋脈を有する貝殻の条痕であろうか。

なお、報告書第143図31における内面の拓影の中に、天地が逆転して掲載されたものが認められたため、本稿第4図ではこれを修正している。

#### 【個体D】（第5図）

低い隆帯の上に、細くて鋭い短沈線が連続的に加えられているものである。隆帯は緩くカーブしており、これが器体に対して水平に貼付された横位隆帯であると仮定すると、破片の天地は第5図に示した向きとなる。この場合、隆帯の上方にのみ条痕が施され、下方には条痕が認められない特異な土器ということになる。天地を逆転させた場合は、口縁部無文帯の下端を湾曲した隆帯で区画する土器となる可能性が生じるが、いずれにしても稀有な土器である。

#### 【個体E】（第5図）

胴部から口縁部にかけて直線的に外傾する器形である。口唇部には斜めの短沈線が連続的に刻まれている。外面には条痕が観察されない。内面には横方向または斜め方向の条痕が認められる。条間の幅が不均一であり、条線の幅よりも条間が広い部分が多い。

#### 【個体F】（第5図）

多量の植物繊維の混和痕が認められる個体で、他の個体よりも比重が軽い。条線の幅は2 mmを回り、比較的広い部類に属する。条痕一単位に含まれる条線は3条以上で、条線の幅よりも条間が広い。

#### 【個体G】（第6図）

外面に0段多条RL縄文、内面に条痕を施した縄文条痕土器である。条線の幅は1.7 mmで、条痕一単位に含まれる条線の数は3条以上である。条線の幅よりも条間が広い。

#### 【個体H】（第6図）

横方向に斜めの刻みを連続的に施す土器であるが、個体Dと異なり、横位隆帯を持たない。粘土紐を積み上げた部位から剥離した破片である。内面にのみ条痕が認められる。条線一条の幅は3.0 mmで、本遺跡出土条痕文土器の中では最も太い。条痕一単位の幅は17 mm以上で、一単位に含まれる条線は3条以上である。条線の幅に比して条間が極端に狭い。

#### 【個体I】（第6図）

報告書掲載図（第142図25）の破片の向きが不適切であったため、上下方向を訂正して撮影した。外面に縦方向、内面に横方向の条痕が施されている。条痕一単位の幅が12 mm以上で、条線一条の幅が0.9～1.1 mmである。工具が貝殻である可能性は低いと思われる。

【個体J】（第6図）

口唇部が薄くなる口縁部破片である。口縁直下に細い隆線がめぐっている。口唇部・口縁部外面上端・口縁直下の横走隆線には、「C」字状刺突が連続的に加えられている。横走隆線の下方には、「C」字状刺突と同一工具と思われる半截竹管により二条の弧文が描かれている。内面には横方向の細い条痕があり、外面にも地文としての条痕がわずかに観察される。条痕一単位の幅は17mm以上で、条痕一単位に含まれる条線が5条以上認められる。条線の幅よりも条間の方が狭い。

【個体K】（第7図）

低い隆帯の上方に、二本同時施文工具による格子目状沈線文が施された頸部破片である。隆帯の一部は貼付面から剥落している。外面には条痕や縄文は認められない。内面には斜め方向の条痕があり、2種類の工具が併用されている。胎土には砂粒が多く含まれている。

【個体L】（第7図）

口唇部が薄くなる口縁部破片である。外面は、口縁部上端に沿って細い隆線が貼付され、その上に「C」字状刺突列が加えられている。その下方には、個体J・Mに類似する平行沈線文が、縦位・斜位に施文されている。ただし、平行線間の幅が個体J・Mよりも広いため、それらとは施文工具が異なる別個体と判断できる。内面には、条間の狭い条痕が横走する。

【個体M】（第7図）

口縁部文様帯下端を横位に区画する隆線上に、個体J・Lと同様の「C」字状刺突が連続的に加えられた頸部破片である。口縁部文様帯には「C」字状刺突と同一工具によると思われる縦位・斜位の平行沈線文が施されている。縦位の沈線は半截竹管による平行沈線が4回、斜位の沈線は2回引かれたものである。隆線の下方には0段多条LR縄文が横位施文されている。胎土の中に頁岩製の微細な剥片が1点含まれている。当個体は個体Lと類似しているが、左下がりの平行沈線の角度が個体Lと異なり、平行沈線の幅も異なっている。内面には浅い条痕が部分的に認められる。

【個体N】（第8図）

外面に0段多条LR縄文を横位施文する胴部破片

である。内面の条痕は、条線よりも条間の方がやや狭い。

【個体O】（第8図）

胴部破片である。外面に0段多条RL縄文が横位施文されている。内面の条痕における条線の幅は2.0mmであり、本遺跡出土土器の条痕文の中では太い部類に属する。

【個体P】（第8図）

外面に0段多条RL縄文が横位施文された胴部破片である。内面で横方向に施される条痕は個体Oに類似するが、条痕の工具は異なっている。

【個体Q】（第8図）

外面に無節Lの縄文を施す胴部破片である。内面は凹凸に富むが、部分的に条痕を認めることができる。

【個体R】（第9図）

外面に無節Lの縄文が施された胴部破片である。内面では条痕が斜め方向に施されているが、成形時に粘土を押さえたと思われる窪みが随所に認められる。条痕一単位の幅は19mm、条痕一単位に含まれる条線は8条で、条線の幅よりもわずかに条間が狭い。外面の縄文は個体Qに類似するが、内面における色調と条痕の状態が大きく異なることから、別個体と推定した。

【個体S】（第9図）

E26グリッドで検出された309号土坑の堆積土第8層から出土した口縁部文様帯と口縁部文様帯中位および下端付近の破片である。地文に浅い条痕を施した後、半截竹管によるとみられる縦位・斜位の平行沈線が施されている。口縁部文様帯の下端は連続的な「C」字状刺突列を持つ隆線で区画されている。下方には無節Rと思われる縄文が施文されている。内面には浅い条痕が認められる。本資料が出土した309号土坑の同一層からは、個体Lに属する破片も出土しているが、内面の状態が異なるため、別個体の可能性があるかと判断した。

【個体T】（第9図）

縦8.4cm、横7.1cmの胴部破片である。無節R縄文が横位施文されている。内面は、部分的に条痕が認められる。

【個体U】（第10図）

0段多条LR縄文が横位施文された胴部破片であ



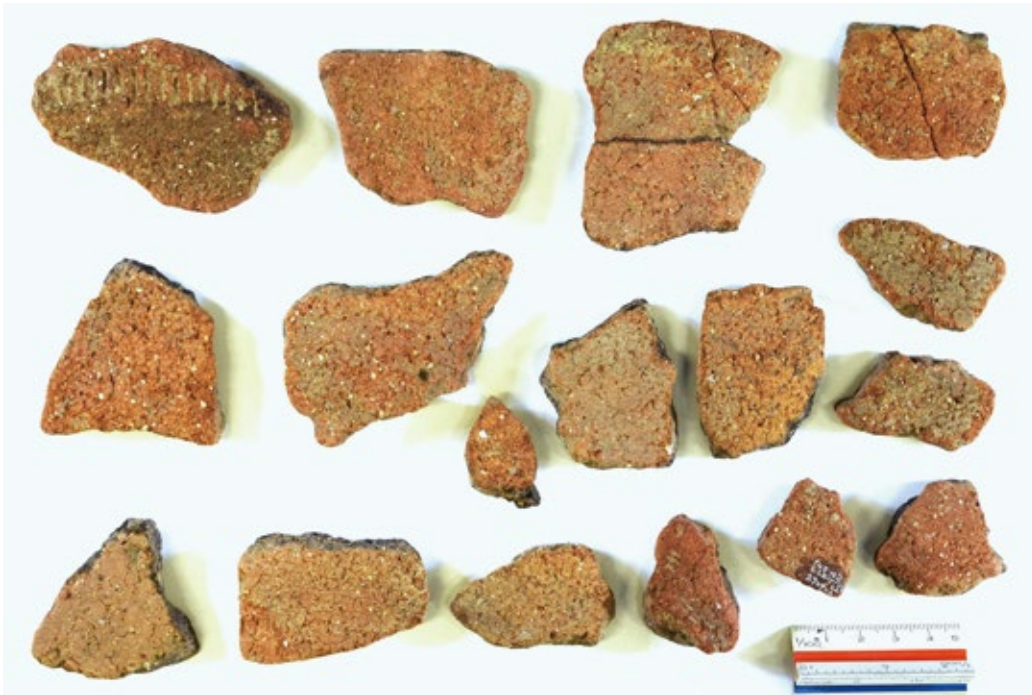
第2図 個体A



個体A 破片内面



個体A 口唇部

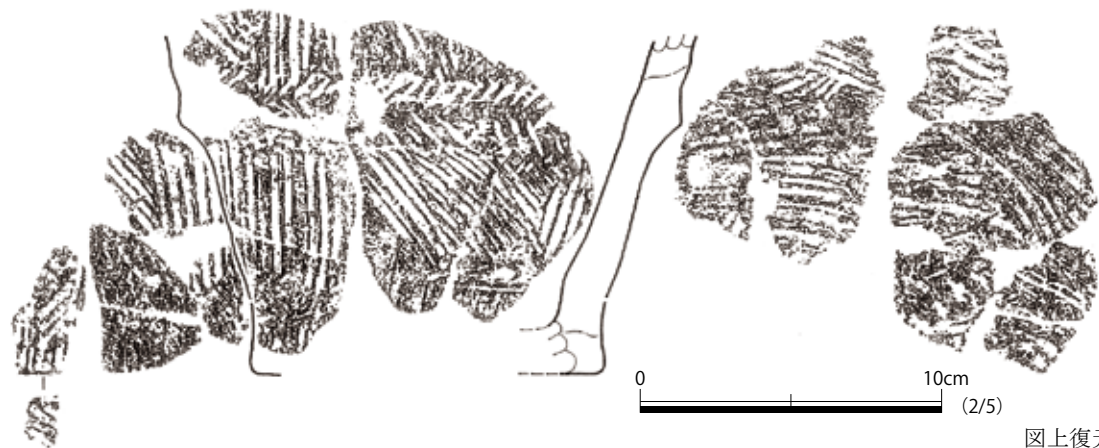


個体B 外面



個体B 内面

第3図 個体A・B



図上復元実測図



外面

内面



左：胴部下端外面  
右：底部外面

第4図 個体C



個体D 外面



個体D 内面



個体E 口唇部



個体E 外面



個体E 内面

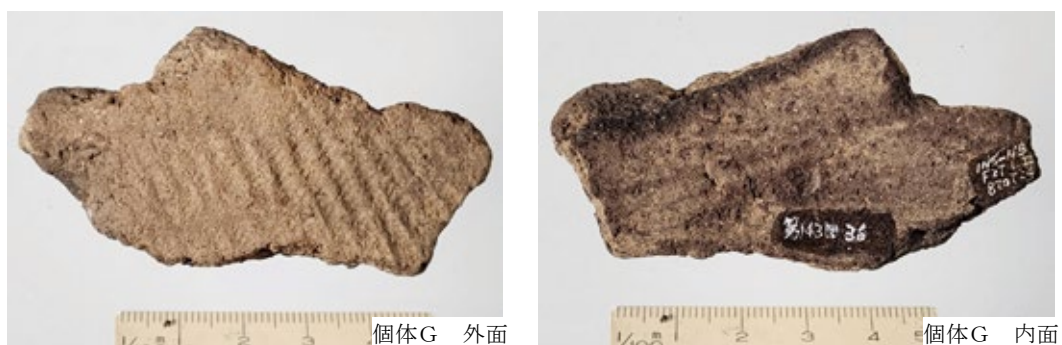


個体F 外面



個体F 内面

第5図 個体D・E・F



第6図 個体G・H・I・J



個体K 外面



個体K 内面



個体L 外面



個体L 内面



個体M 外面



個体M 内面

第7図 個体K・L・M



第8図 个体N・O・P・Q



個体R 外面



個体R 内面



個体S 外面



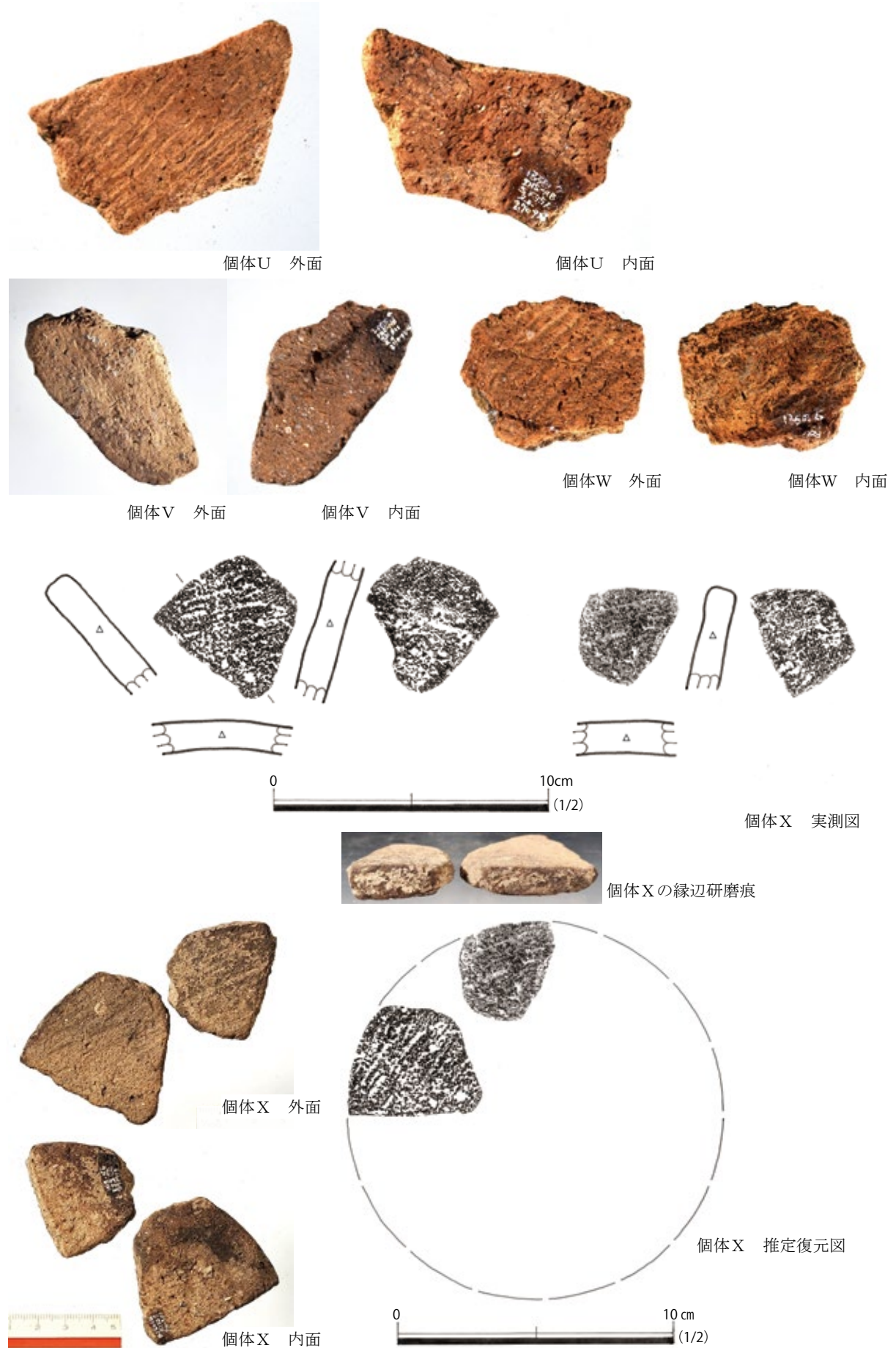
個体S 内面



個体T 外面

個体T 内面

第9図 個体R・S・T



第10図 個体U・V・W・X

る。内面は剥落が著しい。

#### 【個体V】（第10図）

D 26 グリッドで検出された 311 号土坑の第 9 層から出土した。外面の一部に、撚りの緩い撚糸文が認められる。

#### 【個体W】（第10図）

E 27 グリッドで検出された 352 号土坑の第 2 層から出土した。外面には 0 段多条 LR 縄文が横位施文されている。内面は剥落が著しい。

#### 【個体X】（第10図）

土器片の側辺が人工的に研磨されたものである。研磨された部分が弧状を呈するため、第 10 図に示したように直径約 13.6 cm の円盤状をなす二次加工土器片と推定した。胎土に砂粒（特に石英砂粒）を多く含み、径 3 mm 以上の砂粒も認められる。内面は摩耗が著しい。外面には浅い条痕が認められる。条痕は、条線一条の幅が 1.4 mm で、条間が 4 mm となっている。放射肋を持つ貝殻が工具であったとは考えにくい。

なお、第 10 図の写真に示すように、本資料の外面周縁部、研磨された側辺部、内面の一部において、黒変した部分が認められる。側辺研磨後に黒変したものと認められる。（青木）

## 4 考察

### （1）E 28 グリッド出土個体の同時代性

E 28 グリッドの第Ⅲ層上面および第Ⅲ層から出土した個体 A・B・C・X の 4 個体は、第 1 図に示した出土状況から見て、年代的に近接したものである可能性が高い。

個体 A の口唇部と個体 C の横位隆帯には、密接した「ハ」字状短沈線が連続的に加えられている。このような土器の類例は、広野町狸森遺跡（山内 1982）、三春町蛇石前遺跡（福島県教育委員会 1992）、郡山市大槻八頭遺跡（（財）郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 1999）、小野町西田 H 遺跡（福島県教育委員会 2005）、棚倉町胡麻沢遺跡（井上 1977）などから出土した土器の横位隆帯上または口唇部に散見されるが、極めて僅少である。また、「ハ」字状とはやや異なるが、横位隆帯の上方に縦位短沈線列、下方に斜位短沈線列を加えるものが会津美里町冑宮西遺跡（会津高田町教育委員会 1984）に存

在する。

個体 A の胴部を区画する横位隆帯には、密接した縦位の短沈線が上下二段に加えられている。これに類するものは小野町西田 H 遺跡、会津美里町冑宮西遺跡にわずかに認められる。また、上下二段ではないが、個体 B のように横位隆帯上に一段の縦位短沈線列を有するものは、広野町狸森遺跡、三春町蛇石前遺跡、棚倉町胡麻沢遺跡にも存在する。

このように見てくると、個体 A の中で共存する「ハ」字状密接短沈線列（①）と、隆帯を挟む二段の密接縦位短沈線列（②）の同時代性は確実で、個体 B に認められる隆帯上への一段の密接縦位短沈線列（③）という要素も、第 1 図に示した出土状況から、上記①・②と同時存在していたと見なしたい。

個体 A・B・C に近接して出土した個体 X は、土器片の側辺に二次的な研磨が加えられたものであり、円盤状をなす大型の二次加工破片と判断した。直径の推定値は 13.6 cm で、通常の土器片加工円盤のサイズとは大きく異なるものである。

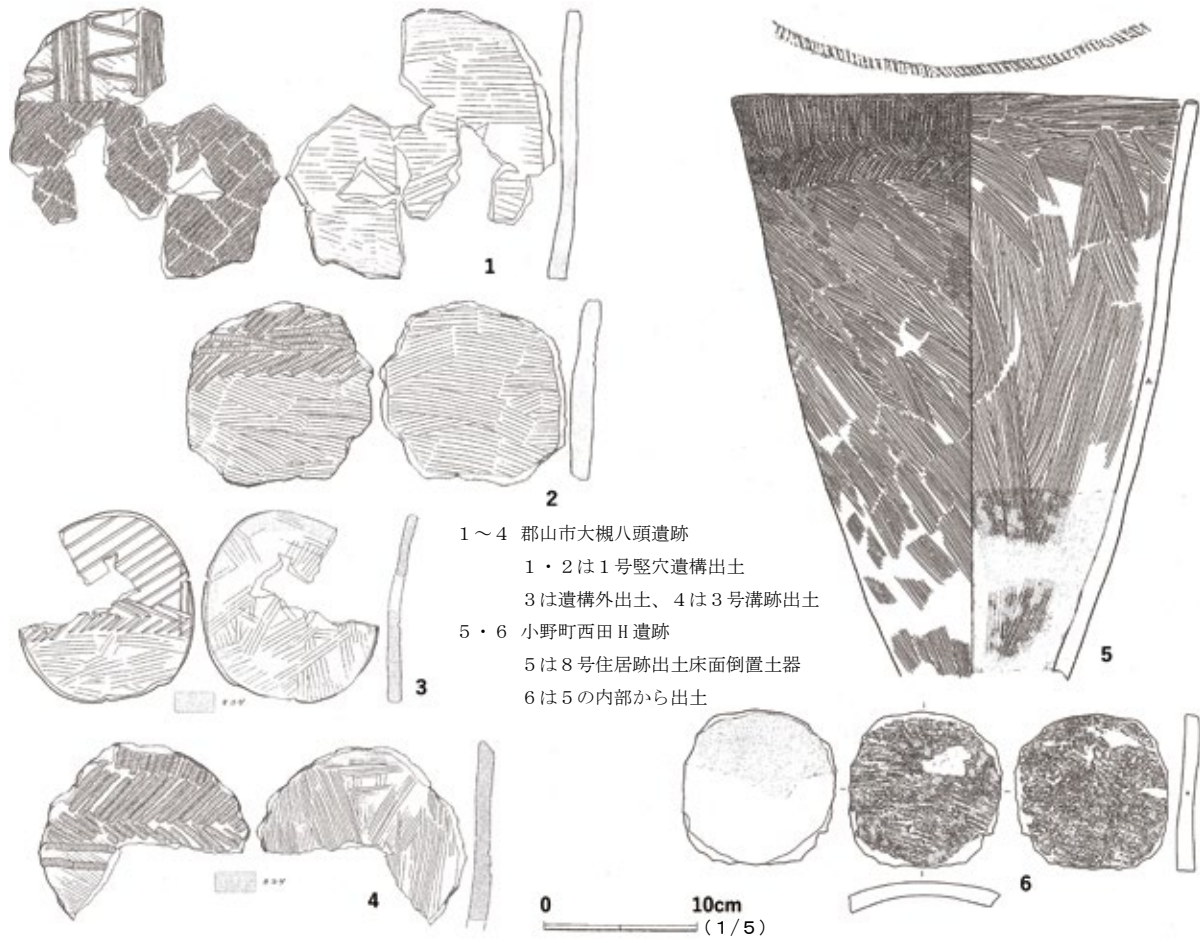
### （2）大型土器片加工円盤の機能

長径 10 cm を超える大型の土器片加工円盤は、郡山市大槻八頭遺跡で 4 点、小野町西田 H 遺跡で 1 点出土しており、いずれも縄文早期後葉の土器が伴出している。登戸遺跡・大槻八頭遺跡・西田 H 遺跡の位置関係を第 11 図に示した。

大槻八頭遺跡で出土した 4 点（第 12 図 1～4）の大型土器片加工円盤のうち、3 点（1・2・4）の側辺部には、土器片を円形に打ち欠いた際の破断面が残されている。西田 H 遺跡の第 12 図 6 も同様であり、側辺が研磨されている箇所はほんの一部に過ぎない。登戸遺跡の個体 X のように側辺を丁寧に



第 11 図 大型土器片加工円盤が出土した 3 遺跡



第12図 大型土器片加工円盤の類例



第13図 小野町西田H遺跡における大型土器片円盤使用法の推測例

研磨している類例は、目下のところ第12図3の1点に限られる。

大槻八頭遺跡の4点は、長径13.0～19.8cmを測り、最も大きな第12図1を除く3点の長径は13.0～13.8cmの範囲におさまる。これは、推定径13.6cmの登戸遺跡個体Xと共通するサイズである。また、4点のすべてにおいて側辺や内面周縁部に黒変した部分が存在し、この点も、登戸遺跡の個体Xと同様である。これらは、いずれも土器片が円形に加工された後に黒変している点で共通する。この黒変が円盤の機能を反映したものだとなれば、側辺への研磨の有無は、機能的な差異とは無関係ということになる。

大槻八頭遺跡では、上記4点以外にも、12点の土器片加工円盤が報告されている。しかし、これらのサイズは長径4.4～9.2cmの範囲にとどまり、側辺周辺の黒変も認められない。同遺跡の調査を担当した押山雄三は、黒変部分が「油脂状物質が炭化したもので、土器の表面にみられるオコゲに似ている」とし、側辺部分が炭化していることや、大型品のみ限定された事象であることから、これらが蓋として機能したものであると推定した。

大型の土器片加工円盤が蓋であったことを立証するには、これとセットとなる煮沸具が特定されなければならない。登戸遺跡と大槻八頭遺跡から出土した大型土器片加工円盤5点のうち、4点の長径は13.0～13.8cmである。しかし、このサイズに見合う口径を呈する土器は、今のところこの2遺跡では確認できない。他遺跡においても、縄文早期後葉における口径14cm未満の土器は稀有であろう。したがって、欠損して胴部下端部分のみと化した土器が煮沸具に利用されていた可能性も考慮しなければならない。煮沸できる量は少量にとどまるので、通常の調理に用いられたものとは考えにくい。当該資料が蓋であるとする仮説を検証するには、煮沸具を特定するための悉皆的な検討が必要となる。

この点を考えるにあたり、西田H遺跡の事例は示唆的である。長径10.1cmを測る第12図6は、8号住居跡床面に倒立状態で遺棄された第12図5の内部から出土している（第13図a・b参照）。この出土状況は、8号住居跡が廃絶される際に、第13図cのような状態で遺棄された可能性を示唆するの

かもしれない。使用時においては、底部を欠損する第12図5の内面に第12図6をはめ込んで第13図dのような状態をつくり、液体以外のもの（果実等）を煮詰めていた可能性も考慮できる。今後は、炭素・窒素安定同位体比分析などの科学的検討のほか、円盤側辺部を主とする炭化現象の実験的研究も求められる。

なお、福島県文化財センター白河館収蔵の土器片加工円盤を網羅的に検討した河西久子の研究によれば、長径10cmを超える大型の円盤は、縄文前期末葉に会津美里町鹿島遺跡において1例のみ再出現し、その後は途絶えることが判明している（河西2023）。今回の検討では、鹿島遺跡出土の大型品（福島県1991 第56図3、長径14.0cm）と、底部欠損土器内から出土した中型品（同上第56図4、径6.3cm）の観察も行ったが、側辺部周辺の黒変は認められなかった。

このことから、側辺部周辺が黒変する大型土器片加工円盤は縄文早期後葉に限られ、他の土器片加工円盤とは機能的に異なるものと判断できる。登戸遺跡の個体Xは、この特殊な遺物が中通り地方中部のみならず会津地方東部にまで分布することを示す事例となった。

### （3）登戸遺跡出土土器群の編年的位置

福島県文化財センター白河館では、平成26年度から30年度までの5か年間、収蔵する土器に付着した炭化物に基づく放射性炭素年代測定を（株）加速器分析研究所に委託して実施した。その成果は、2016年から2019年にかけて刊行した『福島県文化財センター白河館研究紀要』の各号に報告されている（三浦2016ほか）。縄文早期後葉の土器編年については、それまでは系統的理解が困難な部分が多かったが、この分析によって多くの新知見を得ることができた。

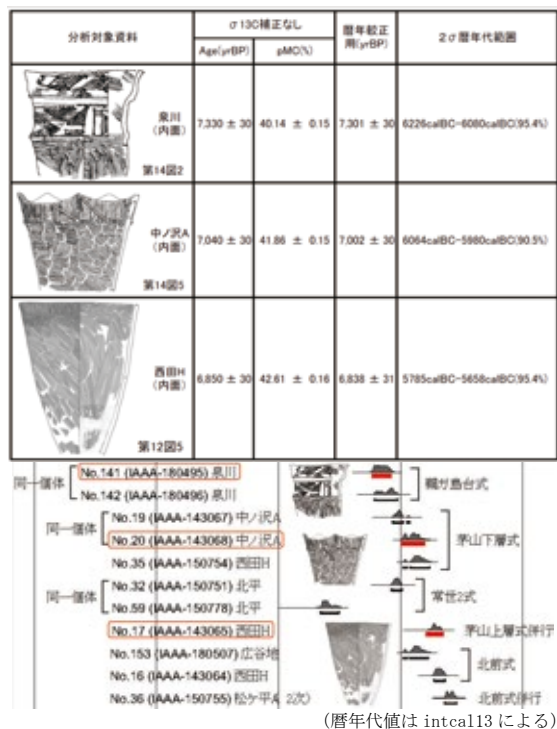
この分析で得られた所見の中から、「鵜ガ島台式」併行期、「茅山下層式」併行期、「茅山上層式」周辺期の3点のデータを抽出し、第14図にその暦年較正值とマルチプロット図を掲載した。ただし、暦年較正值については、intcal13プログラムによる既報告値をそのまま引用している点をお願いしたい。

2σ暦年代範囲の数値とマルチプロット図の朱線からわかるように、この3点の暦年代範囲には重な

り合う部分がない。したがって、この3点それぞれには、縄文早期後葉土器群の各段階を理解しうるメルクマールが伏在していると考えられる。

第15図は、本間が郡山市中ノ沢A遺跡の発掘調査報告書（福島県教育委員会1989）に掲載した模式図を改変したものである。関東地方の鶴ガ島台式に相当する白河市泉川遺跡の土器（福島県教育委員会1980）は、第15図1～3に示すように、2段もしくは1段のくびれを有する器形を呈し、このくびれの数に応じて文様帯も2段ないし1段となる。文様帯内には斜線を交差させて菱形や三角形が組み合う構図を描き、その内側に刺突文を充填させ、沈線が交差する部分には円形竹管文をスタンプ状に押圧する特徴を示す。口唇部は角張っており、その内外角に刻みを加えることが多い。近年、須賀川市滑石遺跡においても類似する好資料が出土している（福島県教育委員会2025）。

「泉川段階」とした第15図2の年代測定では、第14図に示す2σ暦年代範囲において6226calBC-6080calBC(95.4%)という値が得られている。これを、中ノ沢A遺跡出土土器（第15図5）内面の測定値である6064calBC-5980calBC(90.5%)と中央値にて比較した場合、その差は131年ということになる。その間をつなぐ土器群は存在しないだろうか。

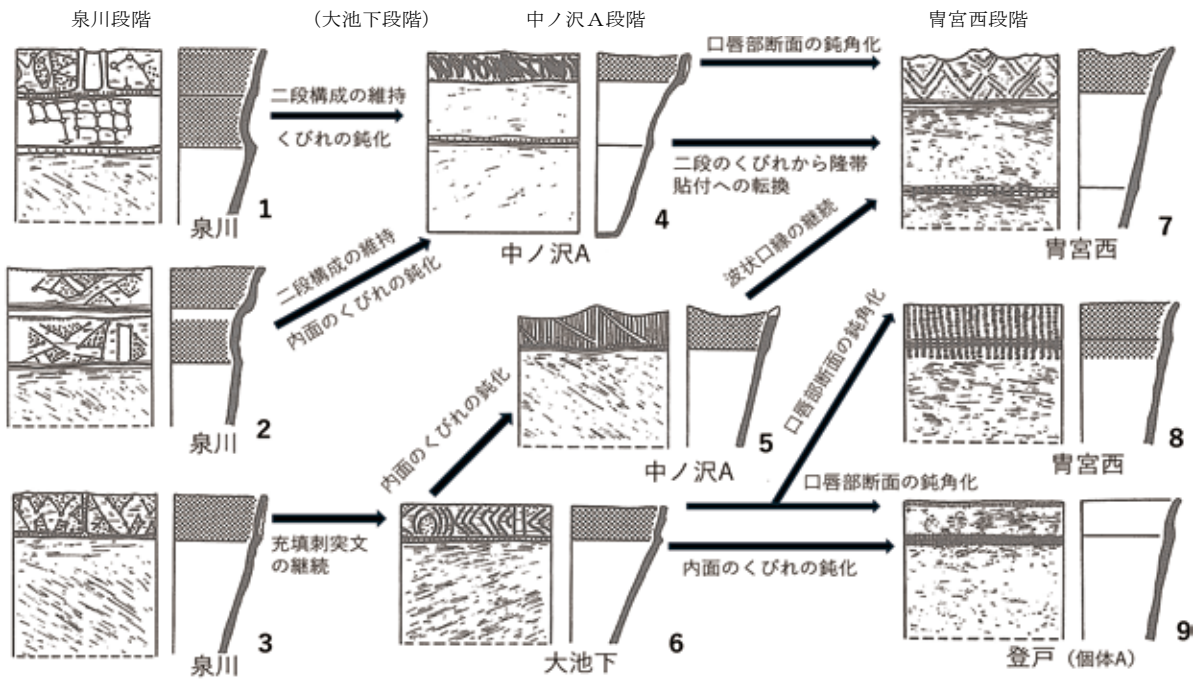


第14図 関連資料の年代測定所見

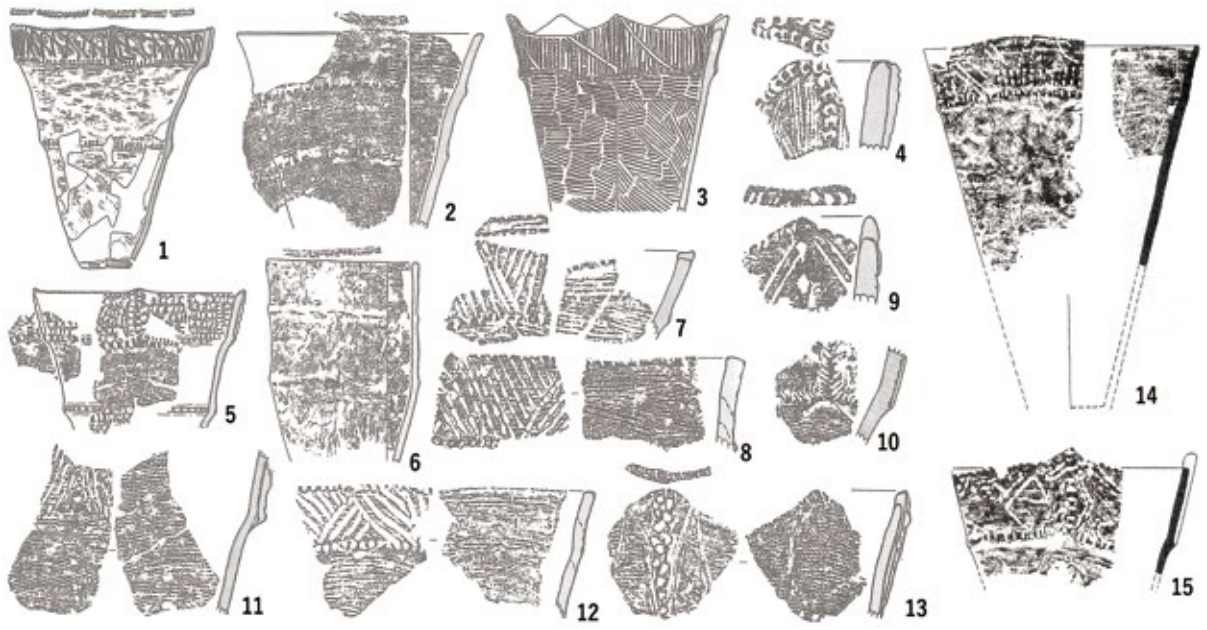
第15図6に模式化した石川町大池下遺跡の土器（福島県教育委員会1987）は、明確な一段のくびれを有し、茅山下層式期に盛行する凹線文の区画内に刺突を充填する点などから、第15図3に後続するものと考えられる。同時期の土器群のセットを把握しにくい状況であるが、次に述べる「中ノ沢A段階」よりも古い可能性がある。中村五郎は、茅山下層式第1段階として2段の文様帯に曲線的な沈線文を施す土器を想定している（中村1983）。大池下遺跡の土器がそれらとセットをなし、「大池下段階」とでも呼ぶべき段階のものと認定できるかどうか、今後の研究の進展を待ちたい。

中ノ沢A遺跡における第16図1は、二段のくびれを有しつつも、外面に低い隆帯を貼付することによって段を表現しており、内面のくびれはさほど顕著ではない。また、文様帯は口縁部のみに限定されており、胴部では横位隆帯に刻みが加えられる程度である。このように、二段構成の土器系列を維持しつつも、内面のくびれが鈍化し始める段階を、関根達人の指摘にしたがって「中ノ沢A段階」と呼びたい（関根1991）。関根の指摘通り、郡山市古亀田遺跡（福島県教育委員会1966）にもこの段階に相当するものが認められる。古亀田遺跡から直線距離にして4kmの地点には大槻八頭遺跡が立地するが、第16図14・15と第17図14～19を比較するとわかるように、この2遺跡の土器群は明瞭に異なっている。

西田H遺跡8号住居跡に倒立遺棄されていた第12図5は、大槻八頭遺跡において盛行する縦位・斜位の密接短沈線列を持つ土器群に酷似する。第12図5の内面付着炭化物に基づく年代測定値は、5785calBC-5658calBC(95.4%)である（第14図）。その中央値を中ノ沢A遺跡（第15図5）のものと比較すると、実に300年の開きがある。この第15図5の外面付着炭化物に関する2σ暦年代範囲は5985calBC-5809calBC(95.4%)となっているが、この数値を用いたとしても、西田H遺跡例（第12図5）との差は175年となる。したがって、前述した古亀田遺跡と大槻八頭遺跡の土器群には大きな年代差があり、両者の中間に位置づけられる段階が存在するものと思われる。その段階に相当するものとして、本稿では「冑宮西段階」を想定しておきたい（第



第 15 図 登戸遺跡個体 A 出現までのプロセス



第 16 図 中ノ沢A段階の土器群 (縮尺不同) 1～13 中ノ沢A遺跡 14・15 古畑遺跡

17 図 1～8・11～13)。

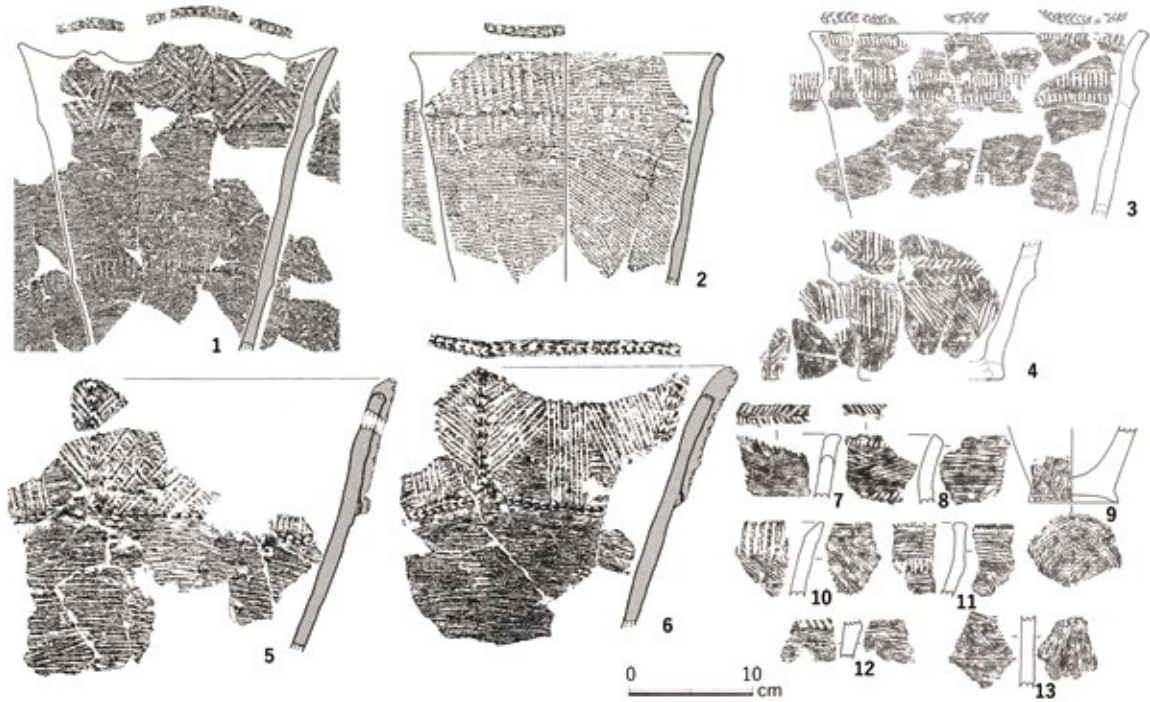
芳賀英一は、冑宮西遺跡の報告の中で、絡条体圧痕文を有する同遺跡 I 群 2 類土器 (第 17 図 1・2) と、口縁部上端や横位隆帯上に密接した短沈線列を有する I 群 3 類土器の同時代性を想定した (会津高田町教育委員会 1984)。そして、芳賀自身が従前に設定した常世 2 式土器 (芳賀 1977) においては、段や隆帯が存在せず、文様モチーフも異なることから、I 群 2 類・3 類が常世 2 式に先行する茅山下層式併行の土器であると推定した。

登戸遺跡では冑宮西遺跡 I 群 2 類に相当する絡条

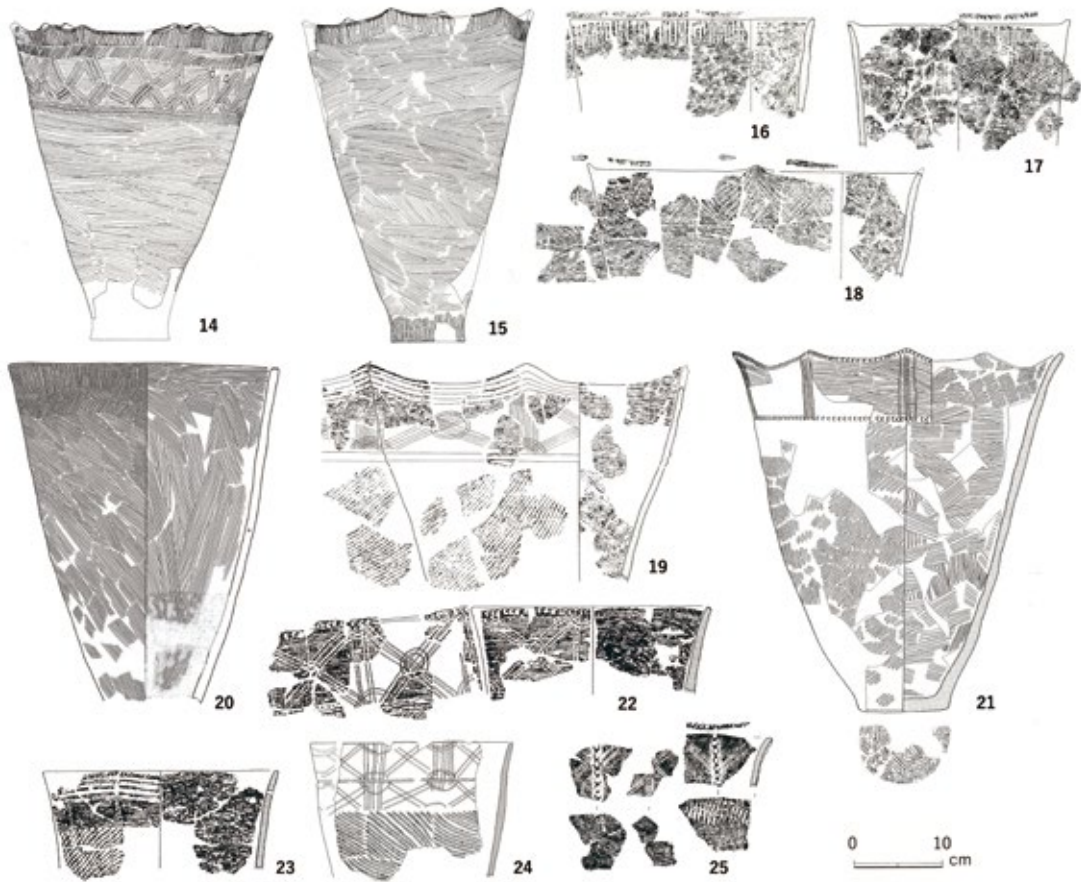
体圧痕文土器が出土していないが、個体 A・B・C と冑宮西遺跡 I 群 3 類の特徴は良く類似している。また、第 15 図 7～9 に示したように、泉川段階から続いてきた器形のくびれがかなり鈍化し、外面への横位隆帯貼付に完全に移行している点でも共通する。第 17 図 2 と 3 の器形の類似や、胴部下半にも段を設ける第 17 図 1 と 4 の共通性は象徴的である。

また、中ノ沢A段階まで認められた角頭状または内削ぎ状の口唇部の断面形態が丸みを帯びたものに変化し、内外角への刻みではなく口唇部の真上への短沈線列や絡条体圧痕となる点でも共通するものが

冑宮西段階



大槻八頭段階



第 17 図 冑宮西段階と大槻八頭段階の土器群

- 1・2 冑宮西遺跡    3・4 登戸遺跡    5・6 愛宕原遺跡  
 7～13 胡麻沢遺跡（9・10は大槻八頭段階の可能性あり）    14～19 大槻八頭遺跡    20 西田H遺跡  
 21 鴨ヶ館跡    22・23 仲ノ縄B遺跡    24 柏久保遺跡    25 松ヶ平A遺跡

ある。登戸遺跡では、個体A・B・Cのほか、個体D・E・Hもこの段階に相当すると思われる。

井上國雄が茅山下層式に対比し、中村五郎が茅山下層式第3段階とした棚倉町胡麻沢遺跡の土器（第17図7～13）は、一部に後出的なもの（同図9・10）を含むが、おおむねこの段階に相当するものであろう（井上1977、中村1983）。両氏の見解は先見性に富むものであった。

西田H遺跡例（第12図5）に類似する土器は、大槻八頭遺跡において多量に出土している。これを「大槻八頭段階」（第17図14～25）とし、「冑宮西段階」に後続するものと考えたい。

大槻八頭段階の土器群には、条痕を地文とし、縦位短沈線列や、「ハ」字状に近い異方向短沈線列を特徴とし、胴部中位から口縁部にかけて直線的に外傾する器形が多い。土器片加工円盤の第12図3も、このような土器を加工したものである。この種の短沈線列と絡条体圧痕文が同一個体内で共存するものも存在する（第17図14・15）。しかし、横位隆帯を有する破片は1片が報告されているのみである。芳賀英一が指摘したとおり、段または横位隆帯の有無は年代差と考えるべきであろう。

大槻八頭遺跡の土器群には、上記のほかにも3つの注目すべき点が存在する。

その1点目は、上記の短沈線列に類する文様を絡条体圧痕で表現するものが多い点である（第17図17・18）。第12図2・4は、そのような土器が円盤状に加工されたものである。

2点目は、調査を担当した押山雄三の詳細な検討により、芳賀英一が常世2式と命名した絡条体圧痕文土器群（芳賀1977）と、中村五郎が仙台市北前遺跡出土土器に基づいて北前式と命名した縄文条痕土器群（中村1983）とが共存すると提唱された点である。15号住居跡における土器群と第12図1（「北前式」の破片を円盤状に加工したもの）の伴出は、それを示唆する好例である。第14図では、常世2式の年代が極端に古い数値を示しているが、対象とした会津美里町北平遺跡出土土器の内外両面が薬剤で保存処理されているため、これが測定試料に影響したものと判断できる。常世2式と北前式の併行関係を否定するデータとは言えない。

3点目は、出土した底部破片が、上げ底もしくは

平底で占められる点である。常世2式に上げ底が普遍的に認められるのは従前から知られていたが、大槻八頭遺跡では0段多条LR縄文を施す上げ底風平底の土器が2点出土している。北前式とほぼ同時代の可能性が高い梨木畑式（林1965）が尖底もしくは丸底の可能性が高いのに対し、北前式は平底もしくは上げ底であったと推定したい。北前式に類似する小野町鴨ヶ館跡出土の平底深鉢形土器（第17図21）は、その影響下で成立したものと考えられる。鴨ヶ館跡例は、口縁部文様帯の縦位沈線に半截竹管が用いられていないという特殊性を有するが、口縁部内面の上端に縄文を施文する点において、仙台湾から浜通り地方における北前式の特徴に類似する。飯館村松ヶ平A遺跡出土の第17図25の内面にも同様の縄文がある。

登戸遺跡においては、個体G、個体J～U、個体Wが北前式に相当する。北前式では、文様帯区画線として「C」字状連続刺突文が多用されるほか、「X」字状平行沈線文を口縁部文様帯に施すものも少なくない（第17図19・22～25）。平行沈線が交差する部分に円文が描かれるものも存在する（19・22・24）。このような文様は、第17図5・6のような土器にその素地を求めることができる。

冑宮西段階から大槻八頭段階への変化は、第17図1から14に至る過程で横位隆帯による段が失われることと、第17図5・6から19・22に至る過程で縄文が出現し、隆帯が微隆起線または細隆線に置き換わることに象徴される。（本間）

## 5 結 語

以上の検討から、猪苗代町登戸遺跡の土器群は、冑宮西段階から大槻八頭段階にまたがる時期のものと判断できる。まさに条痕土器群から縄文条痕土器群への過渡期に相当する時期であり、会津地方東部の縄文早期後葉を理解するうえで看過できないものである。今後、この時期の土器編年と生活様態を、総合的見地から検討していきたい。

本稿の準備段階において、宮城県の仙台市青葉山E遺跡と七ヶ浜町吉田浜貝塚の出土品を観察し、福島県内の土器群との比較検討を行う機会を得た。配慮いただいた東北大学埋蔵文化財調査室の菅野智則氏と、七ヶ浜町歴史資料館の田村正樹氏に厚く感謝

申し上げて擱筆としたい。(本間)

【引用・参考文献】

会津高田町教育委員会 1984『青宮西遺跡』福島県会津高田町文化財調査報告書5  
 相原淳一 1985「縄文条痕土器の諸段階について—特に、花積下層—上川名上層式の成立をめぐる層位学的再検討—」『赤い本』第2号  
 相原淳一 1990「東北地方における縄文時代早期後半から前期前葉にかけての土器編年—仙台湾周辺の分層発掘資料を中心に—」『考古学雑誌』76—1  
 阿子島香・古田和誠 2009『東北文化資料叢書 第4集 縄文土器基準資料 石巻市梨木畑貝塚出土資料』東北大学大学院文学研究科東北文化研究室  
 伊東信雄 1978『宮城県遠田郡不動堂村素山貝塚調査報告』  
 井上國雄 1977「久慈川上流域における縄文時代早期縄文土器」『福島考古』第18号  
 河西久子 2023「まほろん収蔵の土製円盤について」『福島県文化財センター白河館研究紀要』第21号  
 (財)郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 1999『大槻八頭遺跡』  
 後藤勝彦 1968「宮城県七ヶ浜町吉田浜貝塚(1)」『仙台湾周辺の考古学的研究』宮城教育大学歴史研究会  
 関根達人 1999「青葉山遺跡E地点第3次調査出土土器からみた縄文時代早期貝殻条痕土器の編年」『東北大学埋蔵文化財調査年報』12  
 仙台市教育委員会 1982『北前遺跡』仙台市文化財調査報告書36  
 中村五郎 1986「東北地方の古式縄文土器の編年」『福島の研究』第1巻  
 中村五郎 1983「東北地方南部の縄文早期後半の土器編年試論」『福島考古』第24号  
 芳賀英一 1977「常世遺跡出土の早期縄文土器をめぐる2・3の問題点」『福島考古』第18号  
 林 謙作 1965「縄文文化の発展と地域性-2東北」『日本の考古学』II 河出書房新社  
 早瀬亮介 2020「阿武隈山地周辺における早期末葉・前期初頭縄文土器編年の再検討—上田郷VI遺跡出土土器とまほろん収蔵資料の放射性炭素年代測定を通して—」『福島県文化財センター白河館研究紀要』第19号  
 福島県教育委員会 1966「古亀田遺跡」『新産業都市指定地区遺跡発掘調査報告書』福島県文化財調査報告書第11集  
 福島県教育委員会 1980「泉川遺跡」『東北新幹線関連遺跡発掘調査報告1』福島県文化財調査報告書第80集  
 福島県教育委員会ほか 1983「松ヶ平A遺跡(第2次)」『真野ダム関連遺跡発掘調査報告IV』福島県文化財調査報告書第118集  
 福島県教育委員会ほか 1987「大池下遺跡」『母畑地区遺跡分布調査報告11』福島県文化財調査報告書第173集  
 福島県教育委員会ほか 1988「登戸遺跡」『東北横断自動車道遺跡調査報告3』福島県文化財調査報告書第196集  
 福島県教育委員会ほか 1989「中ノ沢A遺跡」『東北横断自動車道遺跡調査報告4』福島県文化財調査報告書第218集  
 福島県教育委員会 1991「鹿島遺跡」『鹿島遺跡・平林B遺跡・権現山遺跡』福島県文化財調査報告書第266集  
 福島県教育委員会ほか 1992「蛇石前遺跡」『三春ダム関連遺跡発掘調査報告5』福島県文化財調査報告書第279集  
 福島県教育委員会ほか 1993「仲ノ縄B遺跡」『東北横断自動車道遺跡調査報告19』福島県文化財調査報告書第290集  
 福島県教育委員会ほか 1993「鴨ヶ館跡(1次調査)」『東北横断自動車道遺跡調査報告21』福島県文化財調査報告書第292集  
 福島県教育委員会ほか 1994「八重米坂A遺跡(第3次)」『原町火力発電所関連遺跡調査報告IV』福島県文化財調査報告書第297集  
 福島県教育委員会ほか 1999「上田郷VI遺跡(1次調査)」『常磐自動車道遺跡発掘調査報告18』福島県文化財調査報告書第356集  
 福島県教育委員会ほか 2001「上田郷VI遺跡(2次調査)」『常磐

自動車道遺跡発掘調査報告22』福島県文化財調査報告書第375集  
 福島県教育委員会ほか 2005「西田H遺跡」『こまちダム遺跡発掘調査報告3』福島県文化財調査報告書第424集  
 福島県教育委員会ほか 2025「滑石遺跡」『阿武隈川上流大規模災害関連事業遺跡発掘調査報告I』福島県文化財調査報告書第572集  
 福島市教育委員会ほか 1989『昭和63年度市道原宿愛宕原1号線建設工事関連遺跡調査報告 愛宕原遺跡』福島市埋蔵文化財報告書31  
 三浦武司 2016「縄文時代早期から羽状縄文土器成立期の14C年代測定—福島県文化財センター白河館収蔵資料から—」『福島県文化財センター白河館研究紀要2015』  
 三浦武司・(株)加速器分析研究所 2019「まほろん収蔵資料の放射性炭素年代測定及び炭素・窒素安定同位体比分析研究5か年の総括報告」『福島県文化財センター白河館研究紀要2018』  
 山内幹夫 1982「広野町狸森遺跡出土の縄文式土器について」『福島考古』第23号  
 (公財)福島県文化振興財団・(株)加速器分析研究所 2016「まほろん収蔵資料のAMS年代測定結果報告(平成26・27年度分)」『福島県文化財センター白河館研究紀要2015』  
 (公財)福島県文化振興財団・(株)加速器分析研究所 2019「まほろん収蔵資料のAMS年代測定結果報告(立成30年度分)」『福島県文化財センター白河館研究紀要2018』

## 貯蔵穴から集落を見ると（2）

松本 茂

### 要 旨

法正尻遺跡の集落を考えるため、縄文時代中期前葉から中葉の住居・貯蔵穴を取り上げた。まず、貯蔵域の貯蔵穴について、その使用時期について検討し、夏に使用されたものとした。長方形住居では炉の数に違いがあり、ここから住居空間の使い方を考えた。さらに、貯蔵穴の容量や使用の季節性を考え合わせ、一部住人の季節ごとの移動を指摘した。また、長方形住居がほぼ同じ場所・規模で何回も建替え・重複し、2棟が近接する例が多いことから、長期間に渡る2棟一組での居住を考えた。また、長方形以外の住居のあり方から、住人の構成についても言及した。

### キーワード

法正尻遺跡 貯蔵穴 長方形住居 季節性 並列状集落

### はじめに

以前、「貯蔵穴から集落を見ると」で、法正尻遺跡の大木7b式期から同8b式期における貯蔵穴の容量（貯蔵量）に注目し、集落に貯蔵された食料の「量」とその意味するところについて検討した（松本2018）。貯蔵穴の容量から貯蔵された食料（堅果類）の総量を計算し、この時期に法正尻遺跡に貯蔵されていた総カロリーを割り出した。さらに住居1軒ごとに成人男性3人分の基礎代謝量が消費されたと仮定し、住人全員の1年分の総基礎代謝量（1軒3人×住居数×365日）を計算した。さらに総カロリーを1年分の総基礎代謝量で割り、この値を人口支持力と呼んだ。人口支持力1は貯蔵穴に蓄えられた食料（堅果類）で、成人男性3人分の基礎代謝を1年<sup>まかな</sup>賄えること、人口支持力3は同じく3年間分、人口支持力0.5は半年しか賄えないことを表すとした。県内の縄文時代遺跡のいくつかと人口支持力を比較し、これが遺跡ごとに大きく違っていることを指摘した。

また、貯蔵穴個々の容量の分布を遺跡ごとに検討した結果、大型の貯蔵穴の在り方と総容量・人口支持力に相関関係がありそうなことが見て取れた。そこで、容量が1m<sup>3</sup>以上の貯蔵穴が漸移的に数を減らしつつ、8m<sup>3</sup>以上の貯蔵穴が認められる遺跡をパターン1、同じく4～6m<sup>3</sup>までの貯蔵穴で構成される遺跡をパターン2、1m<sup>3</sup>以上の貯蔵穴がごく限られるとともに、おおよそ3m<sup>3</sup>以下の貯蔵穴しか認められない遺跡をパターン3と分類した。

パターン1は法正尻遺跡の大木7b式期から同8b式期が該当し、人口支持力は大木7b式期が3.31、同8a式期が人口支持力8.5、同8b式期は人口支持力11.64であった。この時期の法正尻遺跡には、有り余るほどの食料が貯蔵されていたと評価した。人口支持力が1程度で、貯蔵食料で何とか1年は暮らせそうな遺跡はパターン2、人口支持力が1に満たず貯蔵した食料では1年の内の何ヶ月しか暮らせない遺跡はパターン3であった。

以下では、貯蔵穴の容量や人口支持力に加え、法正尻遺跡の大木7b式期から同8b式期の住居の在り方を検討し、人々の暮らしサイクルや法正尻遺跡集落の性格等を考えてみたい。以後、時期の標記は、例えば大木7b式新期であれば7b新期と略記する。

### 1 貯蔵穴使用の季節性

「貯蔵穴から集落を見ると」では、法正尻遺跡で遺構の密集する部分をA～E群に区分し、時期ごとに各群の在り方を検討した。しかし、具体的な位置関係を同文中に示さなかったため、分かり難いこととなってしまった。改めて、第1図にその位置を示した。A・B群には7a新期～8b期の中頃までの住居と貯蔵穴・屋外焼土遺構がつくられ、C群には7b期～8b期の貯蔵穴と8b後半期～10期の住居、D群には8a期から8b期の貯蔵穴がつくられている<sup>註1</sup>。E群は6期～7a初頭期の住居と貯蔵穴で構成される。C群の9期～10期の居住域とE群については、今回の検討対象から外す。

まず注目したいのは、7 b 期～8 b 期の中頃までの貯蔵域である C 群と同時期の居住域 A・B 群の位置関係である。A・B 群中央と C 群の中央は 120 m ほど離れ、両群の間には幅 30 m ほどの極めて遺構密度の低い空白部がある。このような関係は D 群と 8 b 新期の居住域である C 群の在り方とも共通する。7 b 期～8 b 期の法正尻遺跡では貯蔵穴を含む居住域と貯蔵穴だけしかない貯蔵域が明確に区分されていたことが確認できる。

居住域と貯蔵域が離れていることについては、本間が指摘するように、貯蔵域の貯蔵穴が集落の共同管理下に置かれていたことを示しているのだろう（本間・山元ほか 2022）。居住域である A・B 群内の貯蔵穴についても、特定の住居との関連性を指摘できない。これらの貯蔵穴も、基本集落の共同管理下にあったと考えている。

では、C・D 群貯蔵穴が使用された季節は何時であろうか。居住域からの距離とこの地域が多雪地帯であることを考えると、雪の深い冬にわざわざ離れた場所にある貯蔵穴を使うことは考え難い。C・D 群の貯蔵穴は雪のない夏を中心とする時期に使われ、居住域内の A・B 群に含まれる貯蔵穴は、冬を中心とする時期に使われたのであろう。

A・B 群と C・D 群の貯蔵穴では、その使用時期に後に述べる 1・2 類住居と同じく、夏と冬の違いがあったことが考えられる。ところで、夏に貯蔵域の食料を消費する要因はなんなのだろうか。法正尻遺跡のような内陸の遺跡では、夏は野山に食料が欠乏する飢えの季節<sup>註2</sup>であり、この時期の食料を賄うことが一番の理由であったのだろう。さらにその貯蔵量（容量）からは、他から夏の飢えをしのごために法正尻遺跡にやって来る人々の食料とすることも、目的としていたのではないだろうか。

東日本の 7 b 期～8 b 期の遺跡では、一般的に貯蔵穴が多く発見されている。この時期、堅果類の貯蔵は土中が優先されていたと考えられる。次項で 2 類とした住居の炉の無い 1 間を、堅果類の屋内貯蔵の場として使ったことも考えられるが、これは先に述べた土中貯蔵の優位性と矛盾する。全国的に見ても住居内から出土する堅果類の発見頻度は少なく、その量もごく限られている。また、住居内貯蔵を考えるとすれば、1 年分の堅果類（基礎代謝量を賄う

として 1 m<sup>3</sup>ほど）を蓄えられる規模の貯蔵穴が住居施設として造られている例が、相当数あってしかるべきと思われるが、福島県内でこのような例は知られていない<sup>註3</sup>。

先に述べたように、貯蔵穴が集落の共同管理下に有ったことを考え併せると、住居内に「私のもの」として 1 年分の堅果類を貯蔵したことは、否定せざるを得ないだろう。調理を考えれば、住居内に堅果類を持ち込むことがあったことは当然であるが、それは当座の必要を賄うためのもので、量的にはごく限られ、貯蔵とは一線を画する行為であったと考えている。

## 2 住居の分類

法正尻遺跡から検出された 7 a 新期から 8 b 新期の堅穴住居について、平面形と柱配置・炉の数と位置を考え合わせ 6 分類（第 2 図）した。なお『福島県文化財センター白河館研究紀要第 20 号』の再検討作業等により、同一住居と考えられた 35・134 号住居と 96・111 号住居については、以下それぞれ 35+134 号・96+111 号住居（第 2 図 9）と記す。

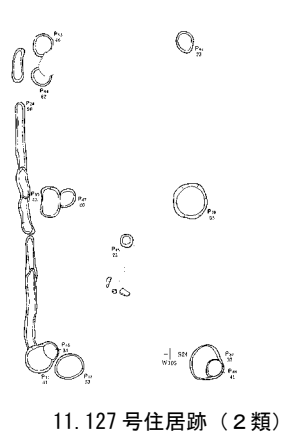
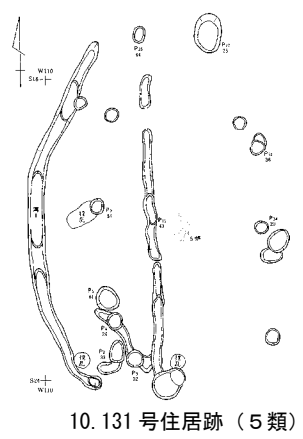
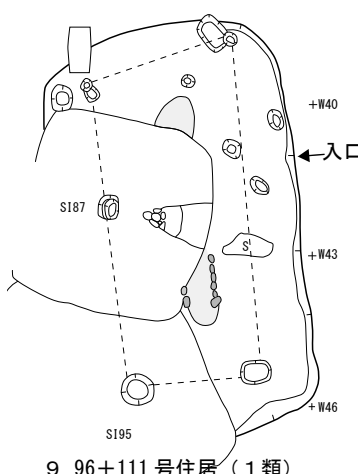
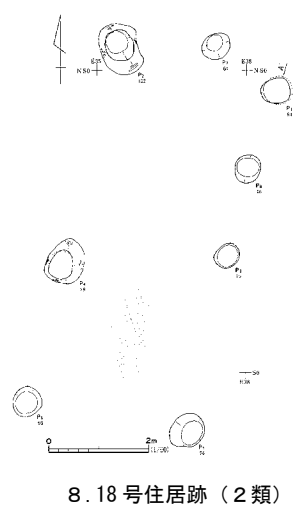
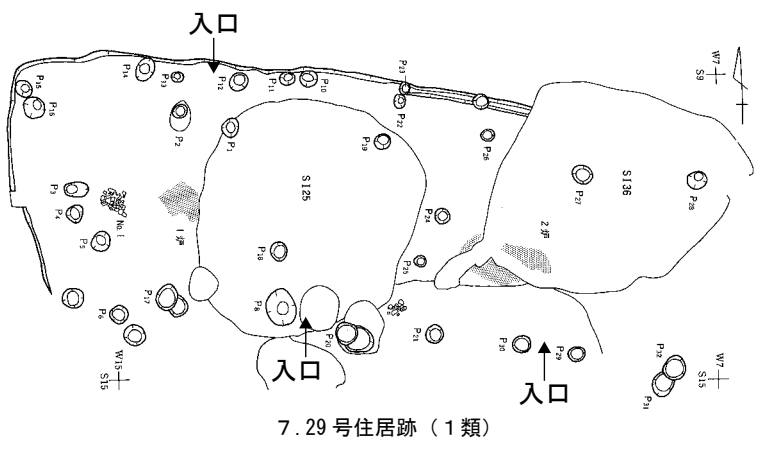
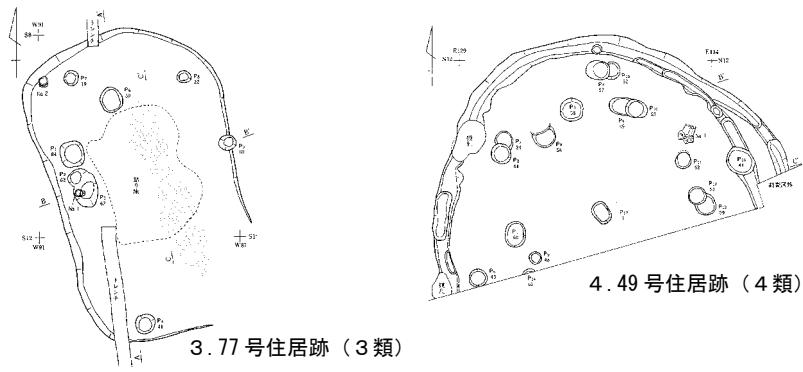
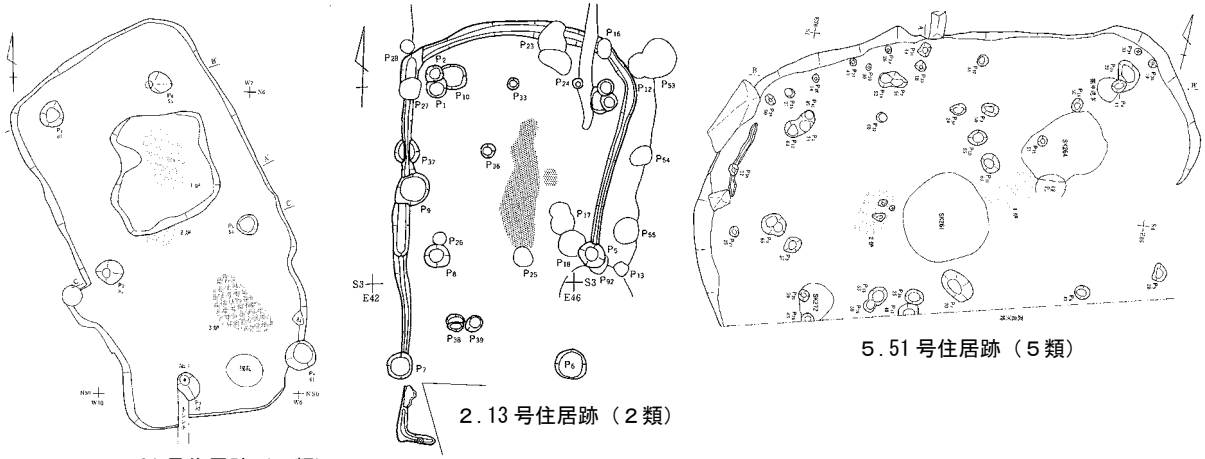
1 類（第 2 図 1・7・9） 平面形が長方形・長楕円形で、短辺と長辺の比率が原則 1：2 以上の住居である。長辺側の壁に沿って、中軸線を挟んで相対するように片側に 3 個ずつ、あるいはそれ以上の柱穴が長方形に配されている。深さは 40cm 以上である。4 本の柱で囲われた矩形を 1 間とすれば、2 間あるいは 3 間の住居である。炉は大半が楕円形状の地床炉で各間のほぼ中央、住居の中軸線上に位置する。1・9・21・23・26・29・30・31・33・34・38・81・96+111・116 号住居の 14 軒である。ほかに一部が失われ確定できないものの、2・44 号住居は遺存状態から本類と考えられる。96+111 号住居の炉は 1 間が楕円形石囲炉、別の 1 間は地床炉である。

2 類（第 2 図 2・8・11） 1 類とほぼ同じ長方形・長楕円形 2 間の住居で、柱穴の配置や規模も共通する。炉が 1 間にしかないことが特徴である。13・18・24・37・127 号住居の 5 軒である。

3 類（第 2 図 3） 平面形が長方形で、短辺と長辺の比率が原則 1：1.5 以下の住居である、柱穴の配置は一定しないが、1 間の住居と考えられる。



貯蔵穴から集落を見ると (2)



(縮尺 1/150)

第2図 住居の分類と96+111号・127号住居跡

32・77・82・84・121の5軒である。炉は住居中央に位置し、炉の長軸は大略住居の中軸線と一致する。炉は長方形の石囲炉が5軒中4軒で、一部が失われ確定できないものの、45号住居も遺存状態から本類と考えられる。

4類（第2図4）不整な円形・楕円形・方形を基調とする住居である。住居中央に炉があり、これを取り囲むように柱穴が配置される。4・5・10・11・17・19・25・28・36・47・49・50・53・54・55・56・72・94・95・101・118号住居の21軒で、この中で7a期の住居は5軒である。ほかに一部が失われ確定できないものの、遺存状態から本類と考えられる住居は12・122・128・129・130号住居の5軒である。

5類（第2図5・10）平面形が長楕円形の住居で、柱穴の配置や規模、炉の位置と間取りは1・2類住居に類似する。短辺中央の壁際に柱が認められる。85号住居の炉は土器片囲炉である。35+134・51・85・98・113・131号住居の6軒である。

6類（第2図6）一辺が2～3mほどの小型の住居である。長方形を基調とし、大きさにはバラツキがあるが、大人が二人寝られるくらいの空間は確保されている。炉はあるものと無いものがあり、柱穴は直径20cmほどのものが多く、深さや配置は一定しない。大きなものでは、4類住居との区別が難しい例もある。3・6・7・14・22・39・41・48・52・107・117・119・120・125・126号住居の15軒である。

### 3 1・2類住居から住居の空間利用と人の移動を考える

まずは平面形や規模・柱穴の配置はほぼ同じであるものの、各間に炉がある1類住居と1間にしか炉が無い2類住居を比較して、住居内の空間利用を考えたい。

法正尻遺跡においては1類住居が14軒、2類住居が5軒確認され、1類が約74%と主体を占めている。5類住居6軒の内、複数間に炉がある1類住居類似の住居は51・98・131号住居の3軒、1間にしか炉が無い2類住居類似の住居は35+134号住居と85号住居の2軒、113号住居については炉が2基あるが、1基は壁際に位置し評価が難しい。これ

らを加えても法正尻遺跡では各間に炉のある1類住居やこれに類似する住居が主体を占めていることが確認できる。ここでは炉のある1間をそれぞれ独立した小集団（以下では便宜的に家族と呼ぶ）の居住スペースであることを前提として話を進めたい。

1・2類住居では、柱穴は原則長方形に規則的に配置されている。その中で、柱穴間に別に柱穴が追加され、柱穴の間隔が狭い部分が見られる住居がある。この部分を住居の入口（第2図7・9）と考えている。

1類住居で入口1か所は116・81号住居と96+111号住居の3軒、入口複数は23・29・30・31・33号住居の5軒、2類で入口1か所は2軒（37・127号住居）、入口複数は2軒（18・24号住居）である。1類住居の29号住居は3間の住居で、それぞれに出入口が見られ、さらに入口の位置は異なる壁面に設けられている。同じ屋根の下に暮らしながら、明らかに炉と入口を別に行っていることから、これらの家の住人はお互いに密接な関係を持ちながらも、それぞれに独立した家族であったと考えている。とすると、1類住居では1間ごとに別の家族、2類住居は1家族が生活していたとすることができるだろう。

では、2類住居の炉の無い1間は何に使われたのであろうか。何もない1間をわざわざ屋内に確保していることから、この1間が暮らしに無くてはならない「空間」であったことは明らかである。具体的には物置的な空間と考えている。では、この1間には何が置かれていたのだろうか。それを考える条件として、屋内であることから濡れては困るもの、家の中に置くことで使う時に便利であるもの、広い空間が用意されていることからかさばるものを考えたい。さらにこの地域が多雪地帯にあることを考え合わせると、この条件に最も合うものは「薪」と推定している。

2類住居では冬は1間が居住空間、残りは主として薪置場として使われ、夏には物置の1間は原則空であったのだろう。ちなみに屋内に冬用の薪を置くことにより、屋内空間は必然的に狭くなり、残った空間をより効率的に温めることができることは言うまでもない。冬の体育館は大型ストーブでも温まらないが、4畳半の部屋なら小さなストーブで十分に

暖が取れることを考えれば納得がいくだろう。

とすれば、居住空間が複数間ある1類住居はどのように考えれば良いのだろうか。1類住居でも冬には、暖房のための薪とその屋内貯蔵が必須であったことは、自明のことである。1類住居でも冬には1間が、薪置き場として使われたと考えざるを得ない。先に述べたように、1類住居に異なる複数の家族が住んでいたと考えれば、物置として1間が使われる冬、その1間に住んでいた家族はどうしたのだろうか。この家族は、暖房に薪を必要としない夏を中心に法正尻遺跡で暮らし、薪置き場として1間が使われる冬には法正尻遺跡を出て、先に述べた人口支持力が1に満たない他の遺跡に移り住む、季節ごとの移動を繰り返していたことが考えられる。

季節ごとに集落構成員の一部が移動していたことを示すと考えられる遺跡が、阿武隈川右岸の段丘上に所在する福島県石川町七郎内C遺跡である(福島県教育委員会1982)。法正尻遺跡とほぼ同じ7b～8b期の集落で、中央には遺構の密度が低い広場が確認でき、それを囲むように12軒の住居が配置された、いわゆる環状集落である。

この遺跡の人口支持率は0.71と低く、1年を通してここで暮せるだけの食料は用意されていない。一年の内の限られた期間だけ、人々が移り住んだ集落と考えられる。このような集落の住人が、夏に法正尻遺跡のような拠点集落に移動していた可能性が高い<sup>註4</sup>。なお、本間は小型の住居(6類住居)に薪置き場の機能を指摘しているが、住居群と相当離れて位置するものも少なくないことから、これは考え難いのではないだろうか。

#### 4 他遺跡と比較すると

法正尻遺跡と類似する形態の住居で集落が構成される遺跡として、新潟県五丁歩遺跡がある(新潟県教育委員会1992)。五丁歩遺跡では堅穴住居が20軒、1・2・5類住居に比定できる住居が31軒、不明・その他の住居が9軒確認・調査されている。1・2類住居とこれに近い5類住居に限ると、1類住居がSI15・16A・37Bの3軒、2類住居がSI9C・14・16C・16D・16E・18A・18B・20B・22・23・25・26・27・35A・35B・38B・38C・40B・41A・41B・42・43の22軒で、2類住居

が88%と主体を占め、法正尻遺跡とは逆なあり方を示している。

6軒の5類住居で1類住居と同じく複数間にそれぞれ炉のあるものは2軒、2類住居と同じく1間にしか炉が無いものは4軒である。複数間に炉のある1・5類住居5軒の炉を見ると、すべてが石囲炉と地床炉の組み合わせで、法正尻遺跡96+111号住居と同じ組み合わせである。同じ住居でありながら炉の構造の違いが顕著であり、石囲炉を地床炉よりグレードが高い炉と考えると、石囲炉の有る1間が通年ここで暮らす家族の1間、地床炉は夏を中心に一時的にここで暮らした家族の1間と考えておきたい。

貯蔵穴の容量を検討すると、深さ30cm以下の土坑を除いた土坑の総容量は59.13m<sup>3</sup>で、人口支持力は1.00である。ここから報告書で墓の可能性が指摘されている「土坑」とされたものの容量24.11m<sup>3</sup>を除くと、土坑の容量は35.02m<sup>3</sup>で、人口支持力は0.66となる。個別の土坑の容量は、1m<sup>3</sup>以下が81基、1m<sup>3</sup>代が7基、2m<sup>3</sup>代が5基、4m<sup>3</sup>代が1基、5m<sup>3</sup>代が2基で、最も大きなものは5.1m<sup>3</sup>である。貯蔵穴の容量分布ではパターン2に含まれるが、1m<sup>3</sup>以上のものは数がごく少ない。

五丁歩遺跡では2類住居の比率が高く、人口支持力も低い。基本七郎内C遺跡のように、1年の内の冬を中心とする期間だけ人々が住んだ集落と考えられる。1間ごとに炉のある1類住居が3軒、5類住居では2軒確認されているものの、遺跡外からの住人を受け入れることのできた、母村や拠点集落と言えるような集落であった期間は、ごく限られていたことが考えられる。

同県の清水上遺跡(新潟県教育委員会1990・1996)も法正尻・五丁歩遺跡と同じく、1類・2類住居が見られる(掘立柱建物とされている)が、遺構については報告書の記載方法が独特で、筆者には検討材料として使いづらい。清水上遺跡では1・2次合わせて堅穴住居が44軒、柱穴の深さが一定しないものも多いが、1・2・5類住居が43軒検出されている。

土坑の容量は94.2m<sup>3</sup>で、人口支持力は1.08である。個別土坑の容量では1m<sup>3</sup>以下が102基、1m<sup>3</sup>代が24基、2m<sup>3</sup>代が5基、これを超えるものは4.5

m<sup>3</sup>の1基で、五丁歩遺跡と同じように、小さな土坑で食料貯蔵を賄っている様子が見られる。貯蔵穴の容量からは3 m<sup>3</sup>以上のものが1基だけで、パターン3に含まれるものと考えている。

両遺跡については、環状集落であることから地域の拠点となる集落と評価する向きも多いようである。

五丁歩遺跡を土坑の容量から見ると、パターン2の1年間暮らしていけるか、パターン3の1年の内何ヶ月しか暮らすことのできない集落とするのがせいぜいである。両遺跡とも集落形態はいわゆる環状集落であるが、貯蔵された食料の量からは、長い期間を通して地域の中心となる集落であったと評価することは難しい。七郎内C遺跡のような限られた季節に営まれたような遺跡でも、繰り返し人が住むことによって、結果的に環状集落と言われるような形態の集落となったのだろう。

宮城県蔵王町谷地遺跡は法正尻遺跡と同じく、7 a 新期から8 a 期を中心に営まれた遺跡で、1,590 m<sup>3</sup>が調査されている（蔵王町教育委員会 2021）。この中で2-2期とされる遺構を見ると、法正尻遺跡5類住居と類似する掘立柱建物5軒、貯蔵穴15基が検出・調査されている。掘立柱建物は数m<sup>2</sup>ずつ離れてほぼ並行して位置し、内2ヶ所ではほぼ同じ場所で重複・建替えが見られる。貯蔵穴の総容量は23.75 m<sup>3</sup>、最大のものは5.3 m<sup>3</sup>である。掘立柱建物は法正尻遺跡1・2・5類住居より大きく3間あるいは4間取りの住居で、1軒当たりの基礎代謝量を法正尻遺跡の倍と設定すると、人口支持率は約2倍となる。

一方で、貯蔵穴の容量分布はパターン2に含まれる。掘立柱建物と貯蔵穴はごく近接し、法正尻遺跡のような居住域から独立する貯蔵域の存在は明らかではない。調査面積が限られているため現状では集落形態について知ることは難しいが、遺物の量も極めて多いことが知られ、法正尻遺跡と同じような性格の集落である可能性が高いと考えられる。今後とも注目していきたい遺跡である。なお、この遺跡では掘立柱建物とされているが、内部に炉を持たない円形に配された柱列が確認されている。これに類似する立柱遺構は、清水上遺跡でも確認されている。

## 5 住居の配置から考える

法正尻遺跡でA・B群とした7 b 期から8 b 期の集落は、一見、弧状に住居が分布しているように見られることから、研究者の一部には環状集落と評価する方もおられるようである。しかし、広場に見える部分は等高線が示すように、流山地形に典型的な小丘と小丘に挟まれた窪地で、湿地化し、純層の状態では沼沢パミスが堆積していた。これは人の営みがほとんど加えられていないことを示し、環状集落の広場とはなりえない。

法正尻遺跡の1・2類住居は、ほぼ一直線状に列をなすように連続して造られているものが多い。さらに、この列が複数列並行するように並んでいる。このような形態の集落をいわゆる環状集落と区別し、並列状集落と呼んでおく。並列状集落については、住居群ごとに、この場所に直線状に並べて住居をつくり続ける、との強い意識が働いていた結果と考えられる。以下では、並列状に位置する住居群と、その隙間を埋めるように位置する4類住居の性格を検討してみたい。まずは、各住居の検出された地点をア～ミに区分し第3図に示す。

各地点の住居名称・類別は表1に示す。表2には各地点を構成する住居を時期ごとに示した。丸印は1軒の住居を表し、「◎」は建替えが明確に判断できる住居、「●」は支柱穴の一部に近接して同規模の柱穴が確認でき、柱の立替えが考えられる住居、「○」は建替え・立替えが確認できない住居である。なお、時期不明・7 a 式期の住居だけが作られたテ・ナ・ム地点については、検討対象から除外した。また、建替えと重複の認識・取り扱いは、現在でも混乱するところがあるが、明らかに先行する住居が自然埋没した後に、その堆積土を掘り込んで住居を造ったと思われる例は住居が浅いこともあり基本認められない。

オとカ、ストソ、チとツ、フとへはそれぞれ隣接し、その間隔はオとカが約2.5 m、ストソが約4.5 m、ソとチとツ間は最も近接する部分でそれぞれ約3 m、フとへ間は約1.5 mである。隣接する各地点の住居は、同時に存在していた可能性が高く、2軒1組の単位があったことが考えられる。

まずは、南北を中軸線とするオとカについて検討

する。オは1類住居3軒と2類住居1軒で構成され、7b中期～8a新期にかけて途切れることなく住居が確認できる。カは1類住居1軒と2類住居2軒、6類住居1軒で構成され、時期は7b新期～8a古期と同8b古期である。カでも7b新期～8a古期では途切れることなく、住居が確認できる。これらの住居には、建替え・柱の立替えが見られることから、少なくとも7b新期～8a古期の間は、住居が隣接して建っていたことが考えられる。

ストソは南北を中軸線とする、1類住居の1・21号住居が該当する。両住居には時期差があり、並列関係は見かけ上だけかもしれない。ソ・チ・ツは東西を中軸線とし、1類住居6軒、2類住居1軒、3類住居2軒、4類住居2軒で構成される。2軒の4類住居はいずれも8b期の所産である。時期はソが7b中期と同新期、チは7b新期～8b古期、ツは8a新期と8b古期である。チでは継続して住居が造られ、隣接するソ・チにはそれぞれ異なる2時期にわたって住居が造られている。フトヘでは南北を軸線とする、1・2類住居が並列している。フは1類住居1軒、ヘは2類住居1軒、4類住居2軒、5類住居1軒で構成され、時期は8b古期が5軒で、8b新期が1軒である。

ストソを除き、オとカ、ソとチとツ、フトヘを構成する一部の住居はそれぞれ同時に機能していた可能性が高い。それぞれの住人は隣人として、互いにその存在を認識していたと考えられる。このように同じ場所に連続して造られた住居群については、それぞれの列ごとに系譜を同じくする家族が、幾世代も住み続けた結果と考えている。

カ・ケの南端とツの北端には、それぞれの住居列を表示するように、SK97・221・235とした立柱と考えられる土坑が見られ、住居列が強く意識されていたことが考えられる。これらの地点の住居は基本1・2類住居で構成されていることに注意しておきたい。長期間にわたって1・2・5類住居に暮らした人々を、法正尻遺跡にルーツを持つ、ネイティブ法正尻人と考えている。

本間はオとカについて、あまりに近接し、軒を接してしまう可能性があることから、同時存在の可能性は低いとし、家の建替えに際し、隣接して新しい家を用意しておいた可能性を指摘している(本間・

山元ほか2022)。この見解について、判断できる材料を現時点では持ち合わせていない。同氏はさらにカを構成する33・37号住居の西側壁が、同じように屈曲していることに注意を払い、住居の建替えに際し、強い意識が働いていたことの現れととらえている。ここでは、本間の見解を卓見と評価すると共に、並行するオにこの形態の住居が見られないことから、オとカにはそれぞれ違った、家族が住んでいたことの証左と評価しておく。

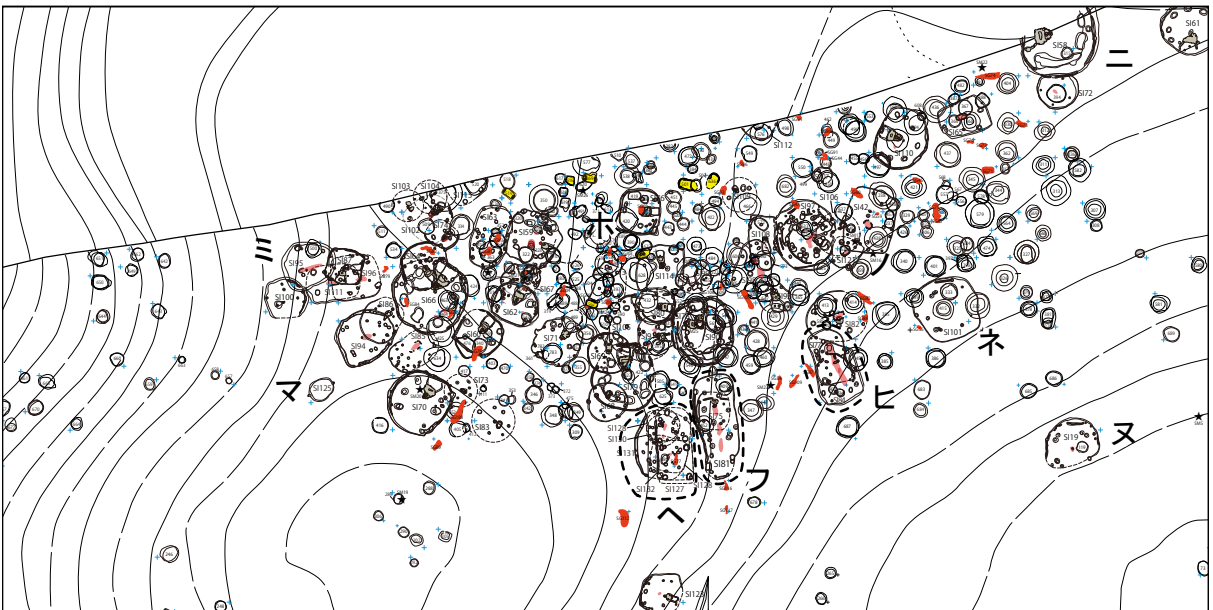
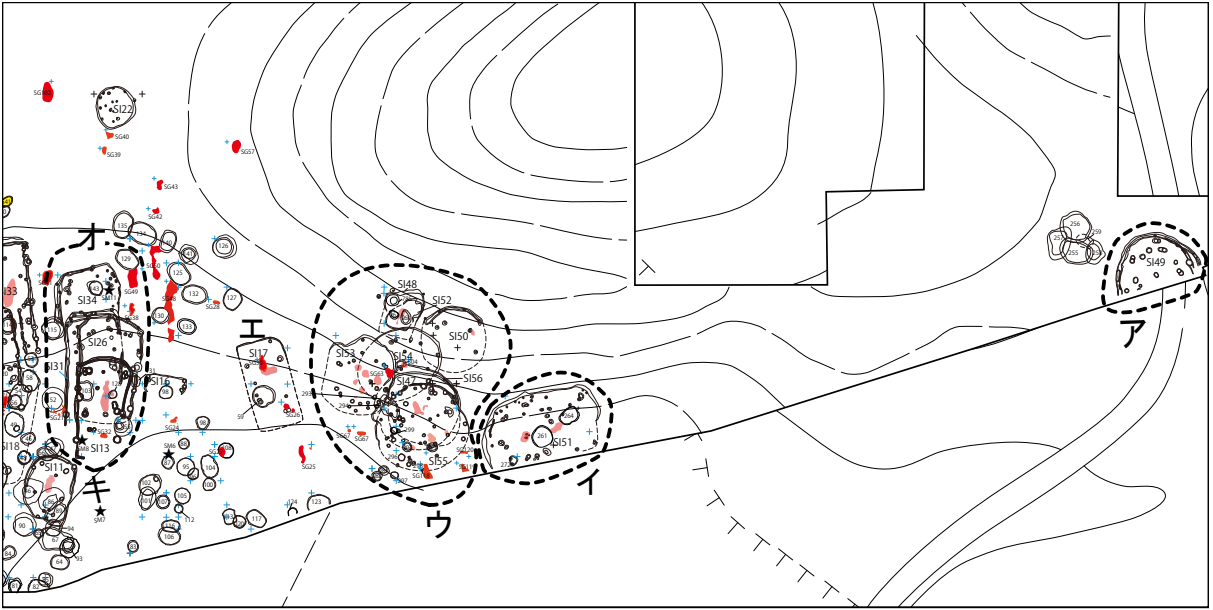
ウは、50～56号住居とした7軒の4類住居で構成されている。平面形が円形であることから軸線が分かり難く、1・2類住居のように共通性を知るのは難しい。しかし、各住居が基本的に等高線に対し直行するような状態で、平面的に重複を繰り返しながら造り続けられていることから、オとカ、ストソ、ソとチとツ、フトヘと同様なことが考えられる。

ここで注目しておきたいのが、このグループが7a新期に始まり7b古期に終わっていることで、始まりも終わりも他のグループより早いことである。法正尻遺跡の7a新期の土器を見ると、東関東で竹ノ下式と言われるものを主体としている。この地点の住人は、東関東地方に系譜を持つ人であった可能性が高い。7b式期になると土器に地域色が現れ、地域ごとに特色のある土器が見られるようになる。この段階で、法正尻遺跡では住人の系譜に違いが生まれ、その端的な現れが4類住居から1・2類住居への入れ替わりなのであろう。

一方、単独で存在する住居は13軒中、1類が2軒でいずれも建替え、4類が9軒で建替え・柱の立替えが各2軒、5類は1軒で建替え、6類が1軒である。この中で、1・5類については、何らかの理由で系譜が途切れてしまった、ネイティブ法正尻人の住居と考えられる。

では、7b～8a期の4類住居はどのように考えれば良いのだろうか。この時期の4類住居には、列状に並ぶ住居群の隙間を埋めるように、単独で存在するものが圧倒的に多く、4類住居同士が近接する例も確認できない。建替え等の頻度も低く、それぞれの住居は1・2・5類住居に比べ、限られた時間幅での居住であったことが推定できる。

4類住居の性格を考える上で手がかりとなりそうな住居は、アに位置する49号住居であろう。この



第3図 法正尻遺跡 地点分け

表1 住居一覧

住居	類別	時期	地点		住居	類別	時期	地点		住居	類別	時期	地点		小型住居				
住居	類別	時期	地点		住居	類別	時期	地点		住居	類別	時期	地点		住居	類別	時期	地点	
49	4	8a古	ア	◎	9	1	8a古	コ	◎	101	4	7b古	ネ	●	119	6?	8b		
51	5	7b中	イ	◎	5	4	8a古	サ	●	121	3	8b新	ノ	不明	120	6?	8b	( )	
47	4	8a古	ウ	○	6	6?	7b新	シ	○	98	5	8b新	ハ	○	52	6?	?	(ウ)	
50	4	7b古	ウ	●	1	1	8a古	ス	○	77	3	8b新	ヒ	○	16	?	?	(オ)	
53	4	7b古	ウ	◎	2	1?	7b新	ス	不明	82	3	8b新	ヒ	●	22	6?	7b	(カ・オ)	
54	4	7a新	ウ	●	21	1	7b新	ソ	○	84	3	8b新	ヒ	◎	117	6?	7a	(ク)	○
55	4	7a新	ウ	●	30	1	7b新	ソ	●	81	1	8b古	フ	◎	126	6?	8a	(ス・ソ)	○
56	4	7a新	ウ	●	38	1	7b中	ソ	○	127	2	8b古	ヘ	◎	107	6	8b	(ハ)	○
17	4	8a新	エ	●	4	4	8a古	タ	不明	128	4?	8b古	ヘ	○	125	6?	8b	(マ)	○
13	2	8a新	オ	●	23	1	8a古	チ	不明	130	4?	8b	ヘ	○	48	6?	7b	ウ	
26	1	8a古	オ	●	24	2	8b古	チ	不明	131	5	8b古	ヘ	●	7	6?	8a	サ	○
31	1	7b新	オ	●	25	4	8a新	チ	○	113	5	8b新	ホ	不明	3	6?	7b	ス	●
34	1	7b中	オ	○	29	1	7b新	チ	○	94	4	8b古	マ	●	39	6?	7b?	セ	
14	6?	8a古	カ	○	36	4	8b古	チ	○	85	5	8b新	マ	○	41	6?	7b?	セ	
18	2	8b古	カ	○	32	3	8b古	ツ	●	95	4	8b新	ミ	○					
33	1	7b新	カ	◎	44	1?	8a新	ツ	○	96+111	1	8b新	ミ	●					
37	2	8a古	カ	◎	45	3?	8a新	ツ	○	43	1	7a新	ム	◎					
11	4	8a新	キ	○	28	4	7a新	テ	●										
118	4	7b中	ク	○	35+134	5	7b中	ト	●										
10	4	8b古	ケ	不明	122	4?	不明	ナ	不明										
12	4?	8b古	ケ	不明	72	4	8b古	ニ	○										
116	1	8a新	ケ	○	19	4	8a古	ヌ	◎										

◎：建替え  
●：柱の立替え  
○：建替え無

表2 7b~8b期 グループ別住居

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	ソ
7b古			●・◎											
7b中		◎			○			○						○
7b新					●	◎						○	○	○・●
8a古	◎		○		●	○・◎				◎	●		○	
8a新				●	●		○		○					
8b古						○			○・○					
8b新														
軒数	1	1	3	1	4	4	1	1	3	1	1	1	2	3

	タ	チ	ツ	ト	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	ミ
7b古							●								
7b中				●											
7b新		○													
8a古	○	○				◎									
8a新		○	○・○												
8b古		○・○			○					◎	◎	◎・●・○		●	
8b新			○					○	○	○・●		○	○	○	●・○
軒数	1	5	3	1	1	1	1	1	1	3	1	5	1	2	2

◎：建替え

●：柱の立替え

○：建替え無

7a期と時期不明・6類の住居のみで構成されるグループは除外

住居は8 a 古期の住居で、4類住居には珍しく建替えが確認できる。注目するのは集落内における立地で、同時期の住居で最も近くに造られているオからでも、東に60 mも離れている。さらに、間にある小丘の陰に隠れていることから、他の住居からこの住居を直接見ることができない。他の住居と隔絶されていることから、49号住居の住民は少なくとも並列する1・2類住居の住民とは、区別されていた可能性が高い。具体的には、他から移り住んできた、よそ者であったと考えられる。

4類住居の形はそれを視覚的に表したものでしょう<sup>註5</sup>。6類とした小型の住居については、何かの理由で極めて短期間遺跡内に居住した人の住居と考えているが、規模や形態・炉や柱の在り方、占地等にバラエティがあることが特徴である。

2類住居の炉の無い1間の性格と、そこから導かれる1類住居の一部の住人の季節的な移動、貯蔵穴が使われた季節について検討した。そこから、法正尻遺跡の住人の構成は、1・2・5類住居で暮らすネイティブ法正尻人とその同族で食料の欠乏する夏を中心に法正尻遺跡に戻って来る住人、4類住居で暮らす他からやって来たよそ者の住人、ごく短期間に6類住居で暮らした住人の4者で構成されていたと考えたい。

先に述べた49号住居の出土土器は、法正尻遺跡を含む会津地方に典型的な火炎土器系の土器であることを考えると、同じ土器を使っていた人を単純に同族とすることは難しいだろう。土器の分布範囲に比べ、同族意識を共有する人々の暮らす範囲は、はるかに狭かったのではないだろうか。

よそ者とした4類住居の住人は、ネイティブ法正尻人として受け入れられることはあったのだろうか。あったとすれば、それは4類住居から1・2類住居への住み替えとして表われる可能性が高い。4類住居と1・2類住居が重複する例は、ケ・チ・ミの3地点に認められる。いずれも1・2類住居が古く、4類住居が新しい。このことから、4類住居から1・2類住居への住み替えは、法正尻遺跡では確認できなかった。

## 6 法正尻遺跡の集落理解の限界とまとめ

法正尻遺跡の集落については並列状集落と規定

し、その性格を考えた。多量の食料の貯蔵を背景として、1・5類の住居と2類住居の使われ方の違いと、そこから導かれる生活サイクルについて検討した。また、1・2・5類住居と4類住居の占地の特徴等から、法正尻遺跡の住人についても考えた。しかし、現在筆者の知る限り、この形態の集落は法正尻遺跡だけで、大多数は所謂環状集落と言われるものである。今のところ、法正尻遺跡の集落形態は極めて特異で、この1例を持って何事かを述べるには問題があることも承知している。ここに示した住居と集落の考え方に妥当性があるのか、環状集落の理解にもフィードバックできるのかは今後の課題である。

環状集落の理解でも住居の造られている一つ一つの地点について、実態を把握していく作業が必要であろう。「住居や遺構が集まっているようだ」とか「2大別構造の軸線があること」<sup>註6</sup>を前提としたような、線引き・グループ分けは筆者には分かりにくい。環状集落においても重複や作り替えの激しい地点は、同じ系譜の家族が継続的に住み続けたこと、単独の住居は単発的な居住を現わしている可能性もある。いずれにせよ、これまでの集落研究では住居や墓・埋甕・柱や貯蔵穴を含む土坑の平面分布の検討に主眼が置かれてきた。これに加え、集落内において構造の異なる住居にも注目し、その性格を考察することが集落を評価する際には必要であろう。その前提として、貯蔵穴の容量に現わされる食料の量の評価が必須と考えられる。食料の量を評価することにより、所謂環状集落であるものの、1年の内の限られた季節に人々が暮らし、継続期間もごく限られていた集落と、通年人々が生活を営み且つ長期間に渡って途切れることなく存続した集落、質の違う集落を同列に扱ってしまう危険を避けることが、可能となるのではないだろうか。

最後に、昭和の終わりに調査された法正尻遺跡についていろいろ考えることができたのは、福島県文化財センター白河館による法正尻遺跡の再検討、その成果として開催された法正尻遺跡展と図録の発刊、さらにその資料を快く提供して頂いたことによる。この事業の実施を決断して下さった菊池徹夫前館長と、本稿の掲載をお認めいただいた石川日出志館長、そして膨大な調査記録と資料を点検いただ

## 貯蔵穴から集落を見ると（2）

いた本間宏氏・笠井崇吉氏・山元出氏・河西久子氏・武熊野の香氏と白河館職員の皆さん、図版等の作成にあたって手を煩わせてしまった神林幸太郎氏に、末筆ながら厚く感謝申し上げたい。

### 【註】

- 註1 山元出はD群に含まれる長方形の大型土坑（SK273・285）について、短辺中央に柱穴があることから、6類住居と類似する住居と評価している（本間・山元ほか2020）。しかし、この大型土坑は検出面からの深さが1mほどと深く、6類住居と同列には扱えないであろう。
- 註2 木村重光は「畑と日本人」の中で、一貫して夏を飢えの時期としている（木村1996）。
- 註3 今井哲哉は住居内に（貯蔵穴が）付設されたものとして、上車野E遺跡例を上げている（今井2017）。この他、同氏は貯蔵穴に見られる種々の要素について、網羅的に検討を行っている。この点については傾聴に値する部分は多いが、残念ながら結論は分かり難い。また、「おわり」には、貯蔵穴使用の季節性や燃料材の保管について問題提起しているものの、具体的な言及がないのが残念である。
- 註4 2家族が住む1類住居でも、薪の置き方を工夫することで、通年2家族が住むことができる可能性もある。この場合、食料の貯蔵量から1年の内の数か月しか暮らすことができないとした七郎内C遺跡の人々は、残りの期間どこでどう暮していたのだろうか。答えを見出せない。
- 註5 本宮町高木遺跡251号住居は、複式炉を持つ大木9式期の住居で、この複式炉は石組部と土器埋設部が接する石組部側に土器が埋設されている（福島県教育委員会2003）。これは集落内の複式炉の中では毛色の変った構造で、福島県内で確認されている複式炉作りの流儀にも明らかに反している。さらに埋設土器は那須や東関東に分布する土器である。これも集落内で遺構によってよそ者を区別していた1例と考えられる。なお、この複式炉に類似するものは山形県に見られるが、埋設土器は在地の土器である。また、埋設土器が共通する那須地方では、埋設土器部や石組部が浅い複式炉が主体をなすが、それらとも明らかに構造が違っている。集落の中では自分たちとよそ者が区別できれば良く、よそ者がどのだれかまで知る、知らせる必要がなかったことを現わしているのだろう。
- 註6 榎原功一は「二大別構造の軸線」これを「集落の主軸」と読み替え、「住居の主軸」とともに集落分析の重要な観点としている（榎原2012）。しかし、「主軸」について具体的な認定過程は示されていない。

### 【参考文献】

- 今井哲哉 2017「フラスコ状土坑の特性とその理解」『新潟考古』第28号 新潟県考古学会
- 木村重光 1996『畑と日本人』 中公新書
- 榎原功一 2012「竪穴住居の主軸による環状集落の構造分析 住居形式と主軸分析の有効性」『山梨県考古学協会誌』21号 山梨県考古学協会
- 蔵王町教育委員会 2021『谷地遺跡：消防庁舎建設用地造成計画に伴う緊急発掘調査』蔵王町文化財調査報告書第26集
- 佐藤雅一 2021「雪国の考古学」『異貌』38号 共同体研究会
- 新潟県教育委員会 1990『清水上遺跡：関越自動車道関係発掘調査報告書』新潟県埋蔵文化財調査報告書第55集
- 新潟県教育委員会 1992『五丁歩遺跡 十二木遺跡：関越自動車道関係発掘調査報告書』新潟県埋蔵文化財調査報告書第57集
- 新潟県教育委員会 1996『清水上遺跡Ⅱ：関越自動車道 堀之内インターチェンジ関連発掘調査報告書』新潟県埋蔵文化財調査報告書第72集

- 福島県教育委員会 1982「七郎内C遺跡」『母畑地区遺跡発掘調査報告』10 福島県文化財調査報告書第108集
- 福島県教育委員会 1991「法正尻遺跡」『東北横断道遺跡調査報告』11 福島県文化財調査報告書第243集
- 福島県教育委員会 2003「高木・北ノ脇遺跡」『阿武隈川右岸築堤遺跡発掘調査報告』3 福島県文化財調査報告書第402集
- 本間 宏・山元 出・河西久子・武熊野の香 2022「縄文中期法正尻遺跡の再検討」『福島県文化財センター白河館研究紀要』第20号（公財）福島県文化振興財団
- 松本 茂 2018「貯蔵穴から集落を見ると」『福島県文化財センター白河館研究紀要2018』（公財）福島県文化振興財団

# 北陸式開発の二次波及

## －会津盆地から太平洋側へ－

菅原 祥夫

### 要 旨

9世紀中葉～後半の中通り北部で会津系土師器なべ・甕を使用する集落が突然出現し、大戸窯跡群の技術影響を受けた須恵器窯が生産を開始した。また、浜通り北部でも、製鉄と共存する形で大戸窯跡群の技術影響を受けた須恵器窯が複数出現している。当該期は、北陸式開発を導入した会津の低地開発のピークであり、これまで南北構図が強調されてきた陸奥南部の古代史に、もう1つの視点を提供できる。これは、古代社会の変容へ向かう在地社会変化の一端であり、具体的要因の1つに平安仏教受容を背景とした在地豪族間の新たなつながりが想定できる。

### キーワード

低地開発 大戸窯跡群 平安仏教

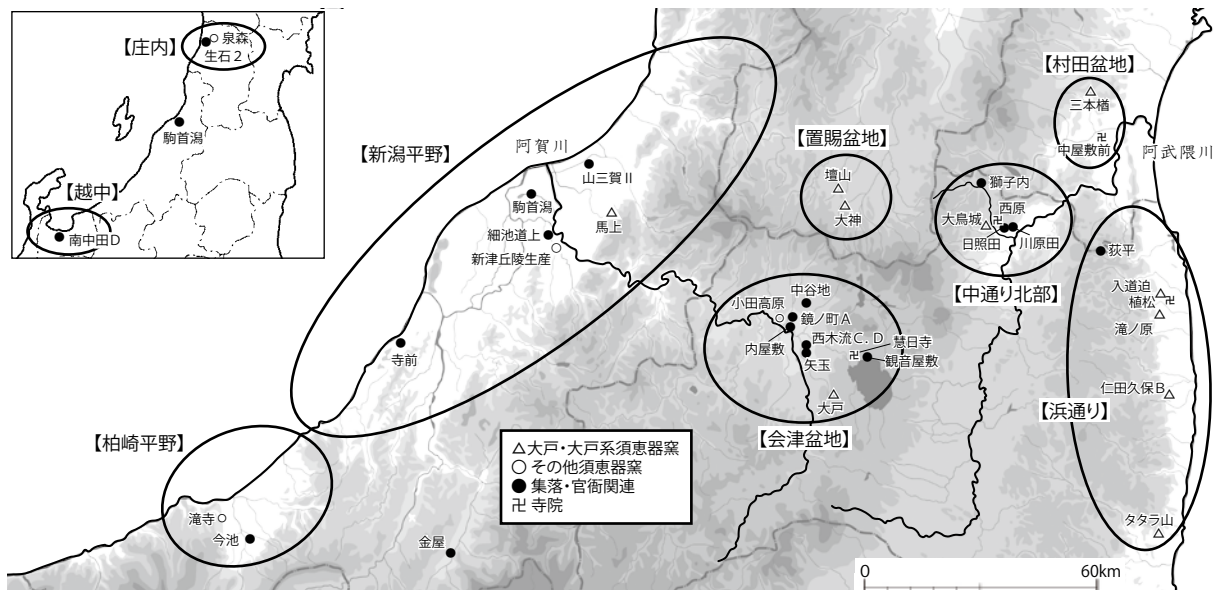
## 1 小論のねらい

古代陸奥南部の対外関係は、主な関心が坂東諸国と仙台平野以北に向けられてきた（今泉 2018）。これは、太平洋側の蝦夷政策における後方支援側：城柵域の南北構図であり、確かに重要な視点と言える。しかし、地域の実像は多方面と結節しており、それだけでは不十分だと考える。東北地方では弥生時代以来、日本海側母胎の広域交流圏が太平洋側に継起的影響を与えており、たとえば6世紀末～7世紀前半には、律令期に引き継がれる新たな地域拠点形成に伴って、日本海側内陸（会津・置賜・村山）→初期陸奥国の主要範囲（仙台平野～浜・中通り）へ、人・

モノ・情報の移動が生じている<sup>註1</sup>。つまり、東西構図である。

こうした問題意識から、筆者は律令制変質期の会津の大規模開発に北陸の影響を認め、それが浜・中通りへ二次波及したことを指摘したが（菅原 2010・2024・2025 b）、二次波及の証明については資料提示が不十分であった。

そこで小論では、旧稿の不備を補い、改めてこの課題に取り組むことを目的とする。具体的には、会津の一次波及の様相を確認し、そのうえで、太平洋側の二次波及の詳細と歴史的意義を明らかにする手順を踏みたい。このことで、多方面と結節した古代陸奥南部の実像に接近したいと思う。



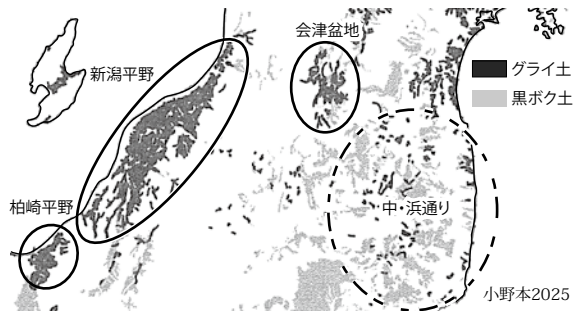
第1図 関連遺跡分布

## 2 北陸式開発とは

北陸式開発の根幹は、沖積平野の低地開発を行う点にある（北野 1996・坂井 2006）。東大寺領横江荘などの初期荘園に代表され、それを支えた荘所関連施設・集落は掘立柱建物だけで構成される<sup>註2</sup>。したがって、同じ一連の開墾奨励策（百万町歩開墾計画：722年→三世一身法：723年→墾田永年私財法：743年）を契機としても、台地開発を行い、竪穴建物主体の集落を営んだ関東式開発とは大きく異なっている。また時期消長に若干ズレがみられ、太平洋側の浜・中通りは関東式を選択した（菅原 1988・2025 b）。

◎開始時期 北陸（8世紀中葉）⇔ 関東～中・浜通り（8世紀前半）

◎ピーク 北陸（9世紀中葉～後半）⇔ 関東～中・浜通り（9世紀前半）



第2図 表層地質

こうした違いを生んだ要因は、平坦で安定した台地が発達しない地形と（坂井 2006）、粘性が非常に強く、竪穴建物の構築が難しいグライ土の広範な表層分布（第2図）に求められている（小野本 2025）。

## 3 会津盆地の一次波及

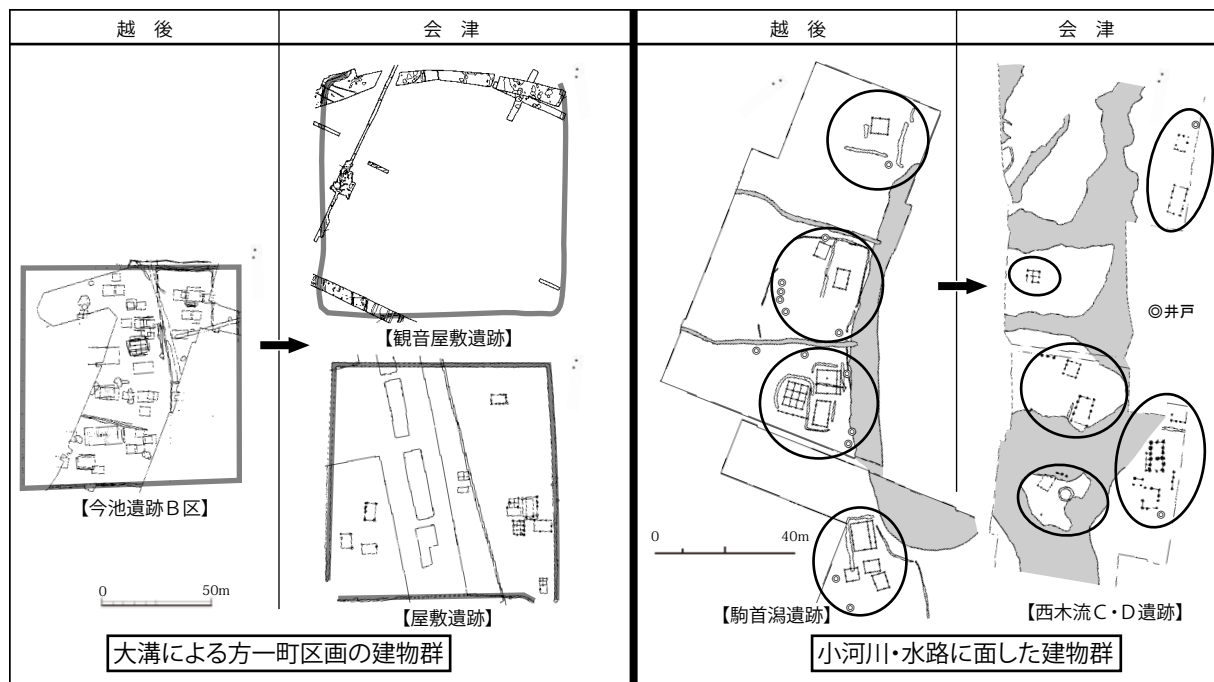
次に、北陸と対比させる形で、会津盆地の一次波及を確認していきたい。当地域は新潟平野のほぼ中央（新潟市）に注ぐ阿賀川上流域に位置し、太平洋側母胎の広大な陸奥国域の中では、この南西端だけが唯一日本海側の地形に属している。そのなかで小河川が網の目のように発達した盆地床は、弥生時代終末に北陸色の強い居住・墓域が営まれたが、その後、安定した人の営みは見えない状態が続いた。ところが、8世紀後半（第3四半期）から様相が一変する（山中 2014 ほか）。その内容は、まさに北陸式開発のトレースと言える。

### (1) 開発の様相

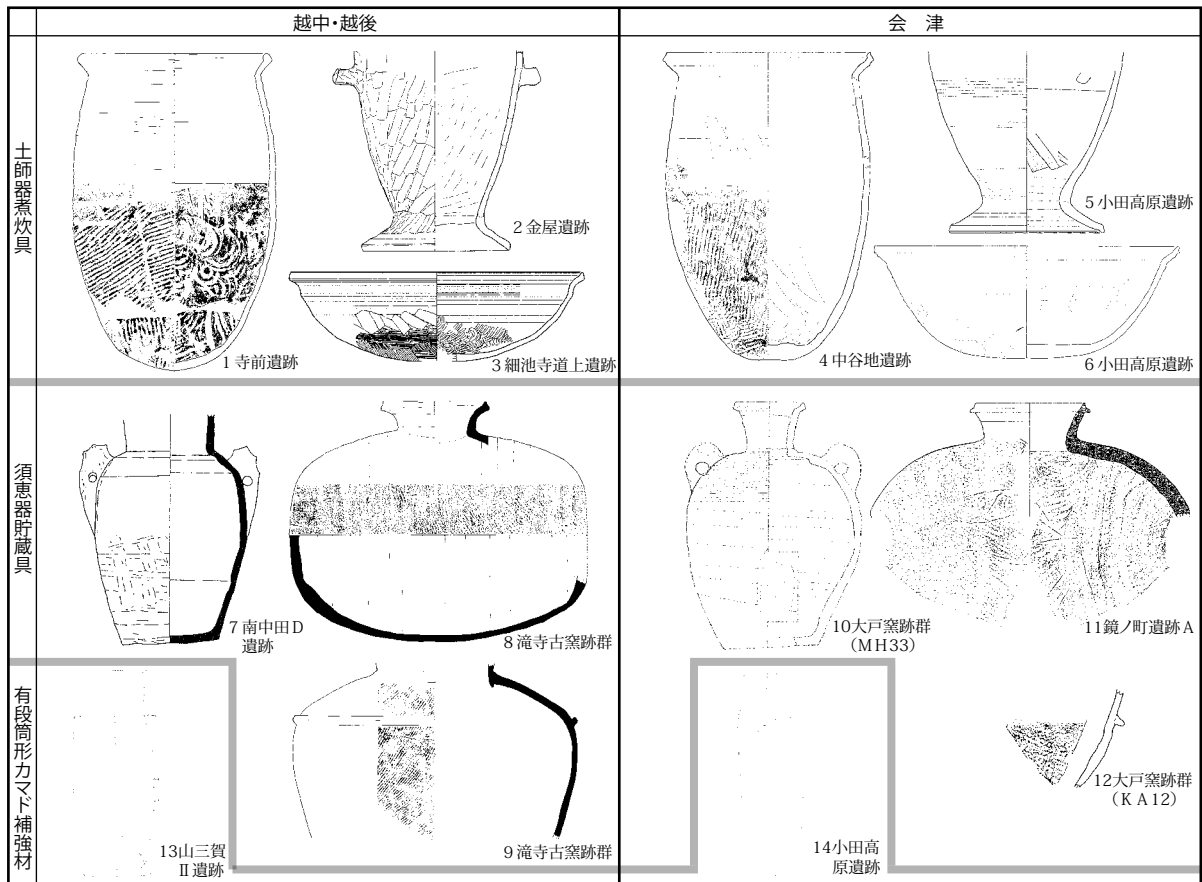
発掘調査によって、以下の所見が得られている。

A：ほぼ無人だった盆地床に、まったく竪穴建物を含まず、掘立柱建物だけで構成される集落・官衙関連遺跡が次々に形成された。

B：このうち、観音屋敷遺跡・屋敷遺跡の方一町区画（大溝）の建物群は、柏崎平野の今池遺跡B



第3図 北陸から会津へ①



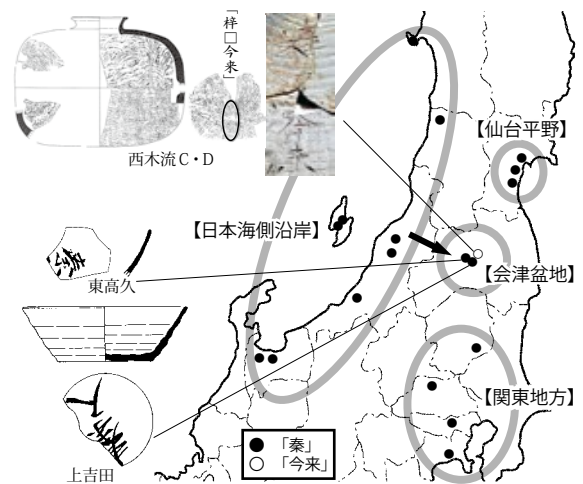
第4図 北陸から会津へ②

区（第3図一左）、西木流C・D遺跡の小河川・水路に面した南北棟主屋＋付属屋1～2棟＋井戸の建物群は、新潟平野（阿賀川河口付近）の駒首瀉遺跡に類例が認められる（同図一右）。どちらも官衙的様相の遺物を含み（陶硯・施釉陶器・律令祭祀遺物など）、居住者像は郡衙官人層が推定されている。

C：開発と併せて、北陸系土師器・須恵器の在地生産が行われた（第4図）。なかでも特筆できるのは、長頸瓶を主力製品に東北最大の生産規模と供給範囲に成長する大戸窯跡群の存在である。生産の開始とピークは、遺跡分布の消長と一致しており、まさに開発の象徴的存在と評価される。

D：また、小田高原遺跡（須恵器工房）の有段筒形カマド補強材は、阿賀川河口付近の山三賀II遺跡に類例が認められる（第4図一13・14）。

このように、北陸の影響は複数の属性に及ぶことから、情報だけの伝播ではなく、一定数の人の移住が伴ったと考えられる。また、その中には優れた技術力をもつ渡来系氏族の秦氏が含まれた可能性が高



第5図 「秦」「今来」の分布

い（菅原 2015 a）。会津郡衙周辺では、「梓口今来」とその省略文字の「今」、「秦氏」「秦口」の出土文字資料が出土しており、後者の類例分布が会津と関係の深い北陸の日本海沿岸部に帯状に連なっていることは有力な状況証拠になるとと思われる（第5図）<sup>註3</sup>。

実は、7世紀中葉～8世紀前半の会津地方は、太平洋側の中・浜通りと連動して関東地方の影響（関東系土師器・雷文縁複弁蓮華文軒丸瓦）が及んだも

の、遺跡分布の面的な広がりには至らなかった。その停滞状況を解消方向へ向かわせたのが、北陸系譜の低地開発である。令制国域では、太平洋側母胎の陸奥国に編入されても、伝統的な日本海側との地域間交流は断絶せず、むしろ本格的な地域再編の原動力になったことを示している。

この結果、9世紀中葉～後半には遺跡分布が盆地全体へ及び、9世紀末～10世紀前半になると、格式の高い大型廂付主屋を備えた例（西木流C・古館遺跡など）が相次いで出現して、大江古屋敷遺跡の傑出した豪族居宅（10世紀中葉）→撰関家領荘園＝蜷河荘の成立（11世紀）へとつながっていく。これは9世紀後半から、遺跡数の減少・官衙風建物群の廃絶方向へ進む中・浜通りと対称的であり、中世的社会の形成へ向かう古代社会の変容（坂井2008）がより徹底したと言えよう。

### （2）新潟平野との共通性

会津に低地開発をもたらした直接の窓口は、阿賀川水系で直結した新潟平野とみて間違いない。さらに両地域間には、別な接点が認められる。小野本敦によれば、新潟平野の広範なグライ土の表層分布（第2図）は、「耕地としての不適正」も意味している。したがって、「古墳時代前期のごく短期間を除き大型古墳の築造が低調」な状況を生み、「人口増加と権力の成長を阻害」した。そのため、律令国家にとって「沖積地の開発は喫緊の課題」となり、8世紀の

一連の開墾奨励策を契機に低地開発が進行したという（小野本2025）。

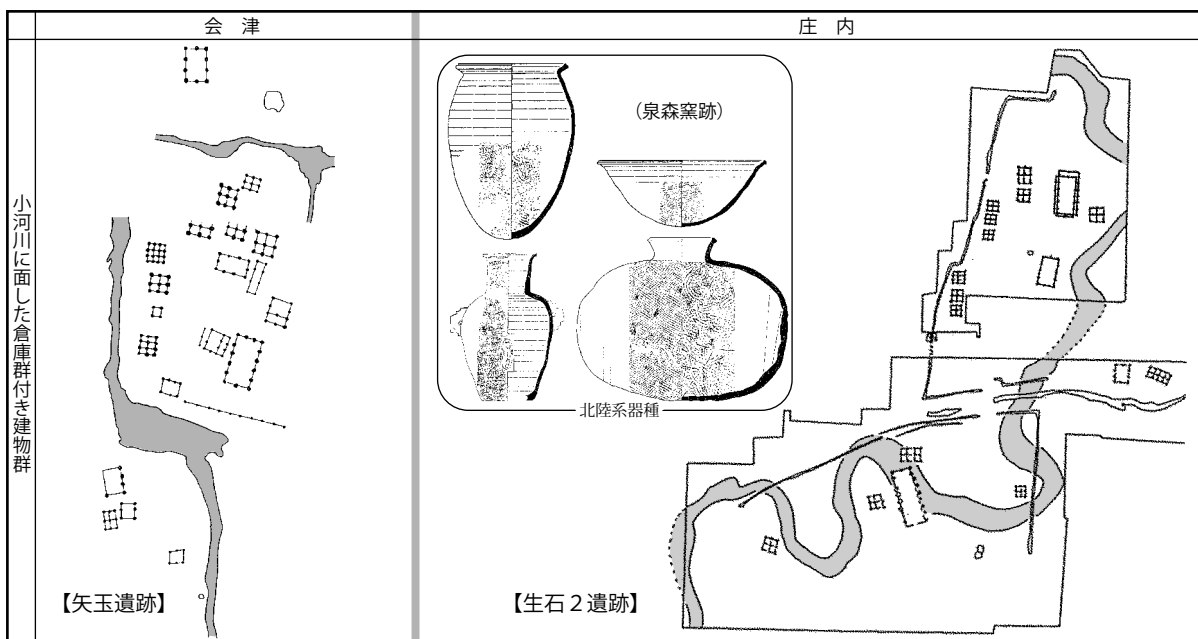
これになぞらえると、会津盆地床にはやはり広範なグライ土の表層分布がみられ、低地開発へ至るまでの地域史も類似している。すなわち、古墳時代前期は著名な会津大塚山古墳をはじめ大型古墳が安定して築造されたものの、中期以降は見えなくなってしまい、その後、8世紀前半までの在地社会は太平洋側に比べ低調だった。したがって、複数の要素が絡んだ必然的現象と見なされる。

### （3）日本海側城柵域との共通性

視点を変えると、同様な動きは日本海側の城柵域南端＝出羽国庄内地方でも確認される。8世紀後半から大規模な移民（柵戸）を伴う低地開発が始まり、9世紀中～後葉をピークに、小河川に面した掘立柱建物群の存在、北陸系器種を含む在地須恵器・土師器生産がみられ（第6図）、10世紀前半～中葉まで継続している。このようにみると、古代会津の開発は日本海側の城柵域と一体で行われたもので、開始時期とピークが中・浜通りより1段階遅れた理由が、明らかとなる。

### （4）会津の在地社会との関係

しかし、それまでの在地社会が解体したのではない。盆地床をとり巻く低丘陵上では堅穴建物主体の集落景観が維持され、土師器組成は盆地床を含め、伝統的な内黒坏+平底甕のセットが主体を占め続け



第6図 会津と庄内

る。このことは、北陸系丸底甕の底部が本来の叩き出しではなく、平底をケズリ調整して丸底（丸底風）に仕上げた折衷型（第4図-4）であることにも、象徴的に示されている（山中 2003）。つまり、技術はそのまま伝播したのではなく、受け入れ側のフィルターを通して変容した。したがって、在地と外来の住民・文化が融合して、開発は進行したと考えられる<sup>註4</sup>。

#### （5）大戸窯跡群と慧日寺

最後に、大戸窯跡群と平安寺院の密接な関係を指摘しておく。大戸窯跡群では多種多様な仏具生産が行われ、主要な供給先は徳一建立の山林寺院である慧日寺が想定されている（会津若松市教育委員会 1994）。このことから、低地開発の進展はその壇乙層（郡司層）の経済基盤になったと考えられる。

### 4 太平洋側の二次波及①—低地開発—

では、以上の多岐にわたる内容を踏まえ、太平洋側（中・浜通り）の二次波及を具体的にみていきたい。まず取り上げるのは、北陸式開発の根幹をなす低地開発である。ここでは、中通り北部の信夫郡に属した日照田遺跡・川原田遺跡を対象とする（第7図）。

2遺跡は、信夫郡の中心域（同図下）から外れた、福島盆地床の北西縁に位置する（同図上）。調査区内は常に水がしみ出す状態で、川原田遺跡には埋没しきらない流路が認められた。したがって、居住地として必ずしも恵まれた条件になく、中・浜通りで普遍的な台地開発に伴う集落とは明らかに立地が違う。しかし、交通の観点からみると、陸奥南部の中できわめて重要な要衝と評価できる。東山道伊達駅から出羽国置賜盆地へ至る摺上川ルート（現在の国道399号線）の山間部入口手前にあたり、太平洋側の蝦夷政策上では、城柵域南端（刈田郡）と接した政治支配上の境界付近である。ただし、周囲に本格的な開発の手が及ぶのは8世紀後半まで遅れ（伊達窯跡群・工人集落）、その後も、遺跡分布は希薄だった。ところが、会津の低地開発のピークと重なる頃（9世紀中葉～後半）から様相が一変する。その内容は北陸式開発の再トレースと言える。

#### （1）開発の様相

発掘調査によって、以下の所見が得られている（第8図～第10図）。

A：9世紀中葉の日照田遺跡で、鍛冶工房が活動を開始した。その位置は、伊達窯跡群からやや西へ奥まった側にあり、新たな展開と言える。

B：そして、9世紀後半になると日照田遺跡の鍛冶活動は活発化し、9世紀後半～10世紀初頭に川原田遺跡で掘立柱建物だけで構成される集落が営まれた（第9図）。上記の立地を勘案すると、目的は交通の要衝を狙った低地開発とみるのが妥当と思われる。

C：川原田遺跡の主屋半分は総柱構造であり、北陸・会津の主屋構造（春日 2019、菅原 2015 c）と接点がみられる。また出土遺物には、2遺跡とも完形品を含む複数個体の会津系土師器（甕・なべ）が確認できる（第8図-1～3、第9図-2）。それらは、当館収蔵の会津資料（小田高原遺跡など）と比較したところ、細部特徴までそっくりであった（第10図）。したがって、会津の生活経験のある人によって、搬入もしくは忠実に再現製作されたものと考えられる。

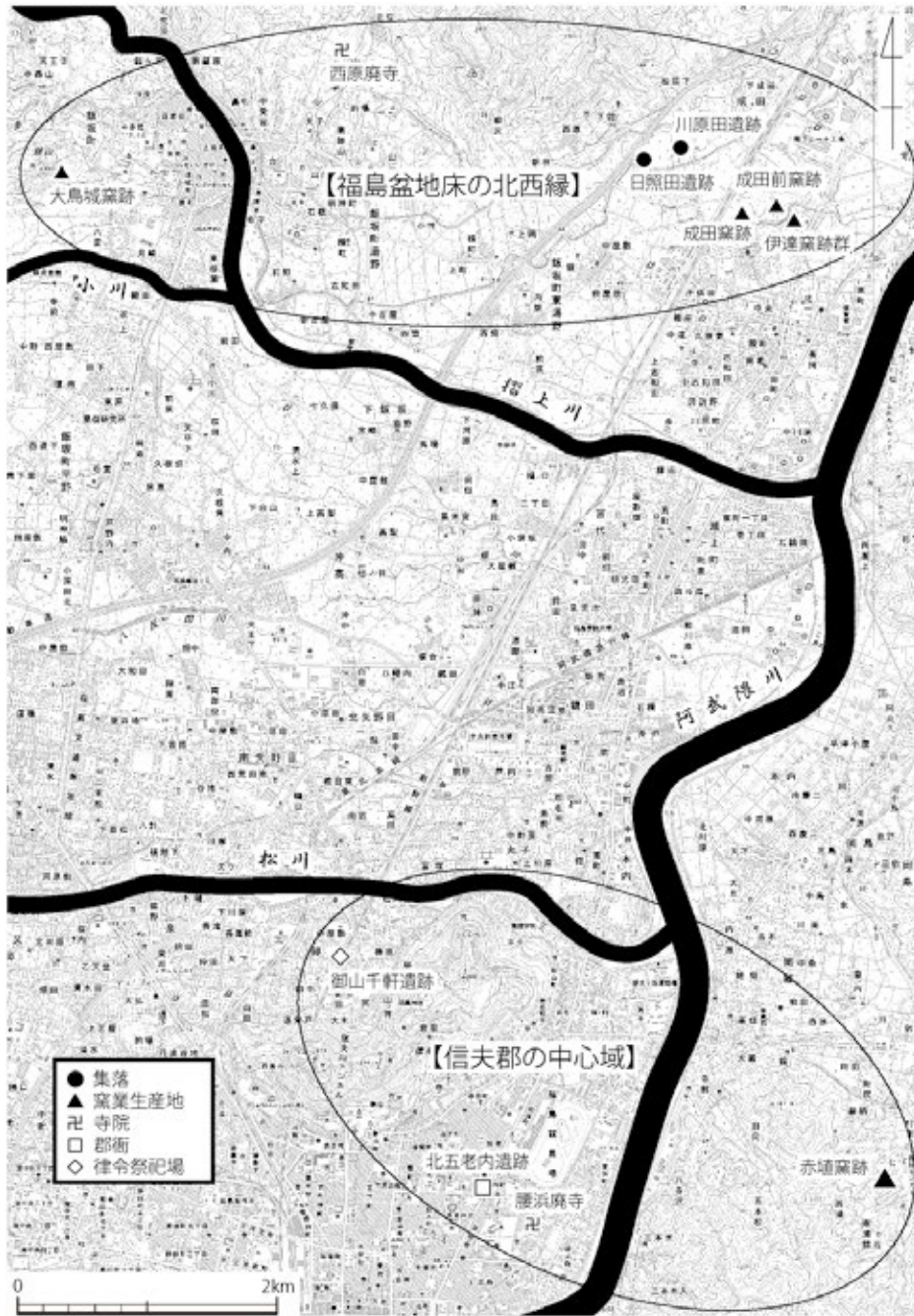
D：摺上川ルート（山間部入口付近）では、9世紀中葉（第3四半期）に大鳥城跡窯跡と西原廃寺のセットが生まれ、大戸窯跡群と慧日寺の関係になぞらえることができる<sup>註5</sup>。大鳥城跡窯跡は西原廃寺に瓦を供給し、併焼された須恵器には、大戸窯跡群の技術影響が認められる。

E：また、大鳥城跡窯跡は日照田・川原田遺跡に須恵器を供給し（第8図-4、第9図-8）、この窯と寺院のセットが低地開発の一環で成立したのがわかる。

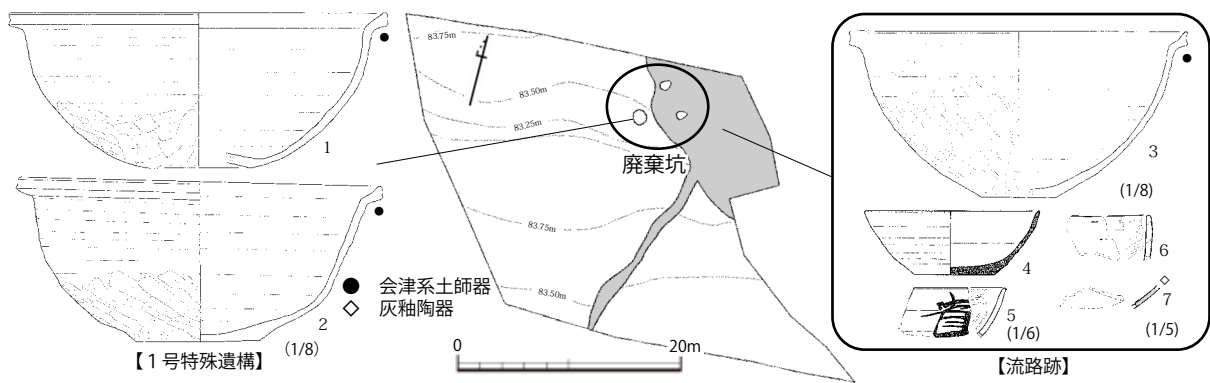
このように、会津の影響は複数の属性に及ぶことから、情報だけの伝播ではなく、一定数の人の移動が伴ったと考えられる。主導したのは、西原廃寺の壇乙（郡司層）と推測され、慧日寺の壇乙とは交流関係が窺える。

#### （2）その先の山間部開発

さらに、摺上川ルートを10～15km進んだ狭隘な山間部で、関連所見が得られている。9世紀後半から集落形成が始まり、その後、10世紀初頭まで複数の集落が分散して営まれた。その目的の1つは挽物製作が判明しているが、今回注目したいのは、拠点集落の獅子内遺跡で会津系土師器甕（第11図-16）と定量の大鳥城跡窯跡産の須恵器（同図-3・



第7図 信夫郡の遺跡分布



第8図 日照田遺跡Ⅲ区全体図

10) が出土したことである。また、小規模な仏堂が営まれ、周囲の竪穴建物群（A～C）や集石遺構などから、ドーマンの墨書・刻書土器（第11図-9・11～14）、佐波理写しの黒色土師器壺（同図-8・15）が出土したことも、重要と思われる。それらは転用碗（同図-7）の存在によって、外部から持ち込まれたものではなく、集落内で墨書・刻書行為を伴う仏教関連行事が行われたことを示唆している。

そうすると、この集落群は西原廃寺の壇乙が経営したもので、同廃寺の僧侶が往来した可能性が高い。おそらく、盆地床の低地開発は、その先の山間地開発をにらんで行われたとみられ、摺上川ルートの利用は、当該期に本格化したと考えられる<sup>註6</sup>。

### 小 結

現状では、これほど多面的に会津の低地開発の影響が証明できる例は、他に見当たらない。陸奥南部の中で「きわめて重要な交通の要衝の1つ」に起因した現象と評価され、その歴史的意義は大きい。

## 5 北陸式開発の二次波及②—大戸窯跡群の技術影響—

次に取り上げるのは、会津の低地開発の象徴的存

在と言える大戸窯跡群の技術影響である。ここでは、浜通りに焦点を当て、とくに北部の行方郡に属した入道迫瓦窯跡に注目する。

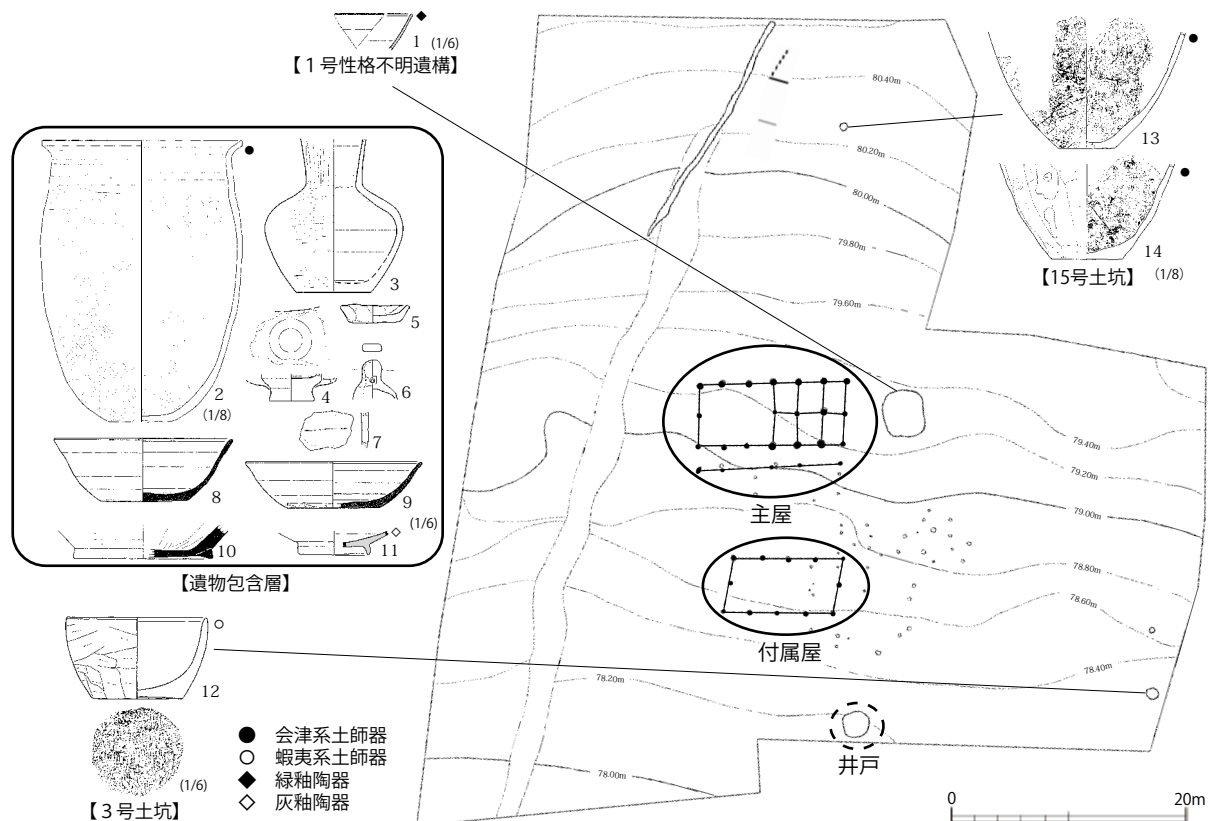
では、その前に陸奥南部全体の概要を確認することから始めたい。

### （1）分布と年代観

坏型焼台を指標として、大戸窯跡群の技術影響を受けた窯（以下、大戸系窯）は、令制国域をまたぐ分布範囲が知られている（第1図）<sup>註7</sup>。しかし、陸奥南部の大戸系窯の年代は、例外なく会津の低地開発のピークの頃（9世紀中葉～後半）と重なり、三十八年戦争期に比定される他とは区別できる。

- ・村田盆地…三本檜窯跡（柴田郡）
- ・中通り…大鳥城跡窯跡（信夫郡）
- ・浜通り…入道迫瓦窯跡・滝ノ原窯跡（行方郡）  
仁田久保B遺跡（標葉郡） タタラ山遺跡（磐城郡）

年代根拠を示すと、長頸瓶は当時のMH 19 窯式と共通して、頸部接合が三段構成→二段構成、高台部形状が四角形→逆三角形への過渡的様相を呈し、口縁部形状はKA 107 窯式ほど強く屈曲していない。したがって、低地開発の存在が不明でも、広い



第9図 川原田遺跡全体図

意味で北陸式開発の二次波及の一環と見なすことが可能である。

(2) 技術影響のあり方

今回、未公表分を含め関連資料を実見したところ、大戸窯跡群の技術影響は甕類の特徴的な内面当て目(簾状・鳥足状)にも、確認することができた(第12図—12・19・25、20)。また、明確な仏具(水瓶・突帯付き壺)の生産も重要な指標になるとと思われる(第12図、第13図—1、表1)。しかし、それらは全体に共通するわけではない。例えば、鳥足状当て目は入道迫瓦窯跡・仁田久保B遺跡、水瓶の生産は滝ノ原窯跡・仁田久保B遺跡に限られ、窯ごとに選択の幅があったことが窺える。したがって、影響は

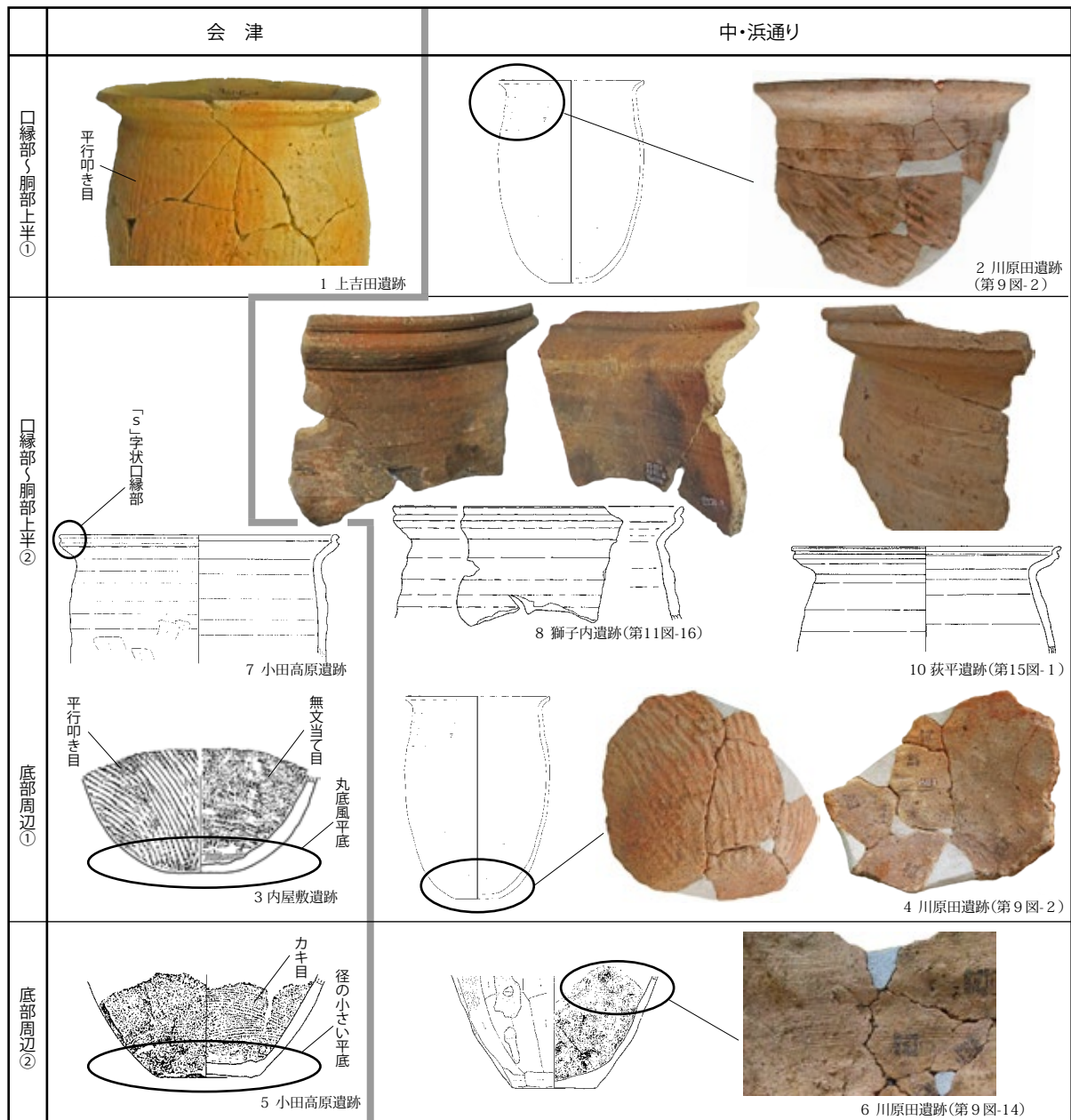
一律に及んだのではなく、個別的な豪族間交流によって生じたと、現時点では考えておきたい<sup>註8</sup>。

(3) 浜通りの分布傾向とその意味

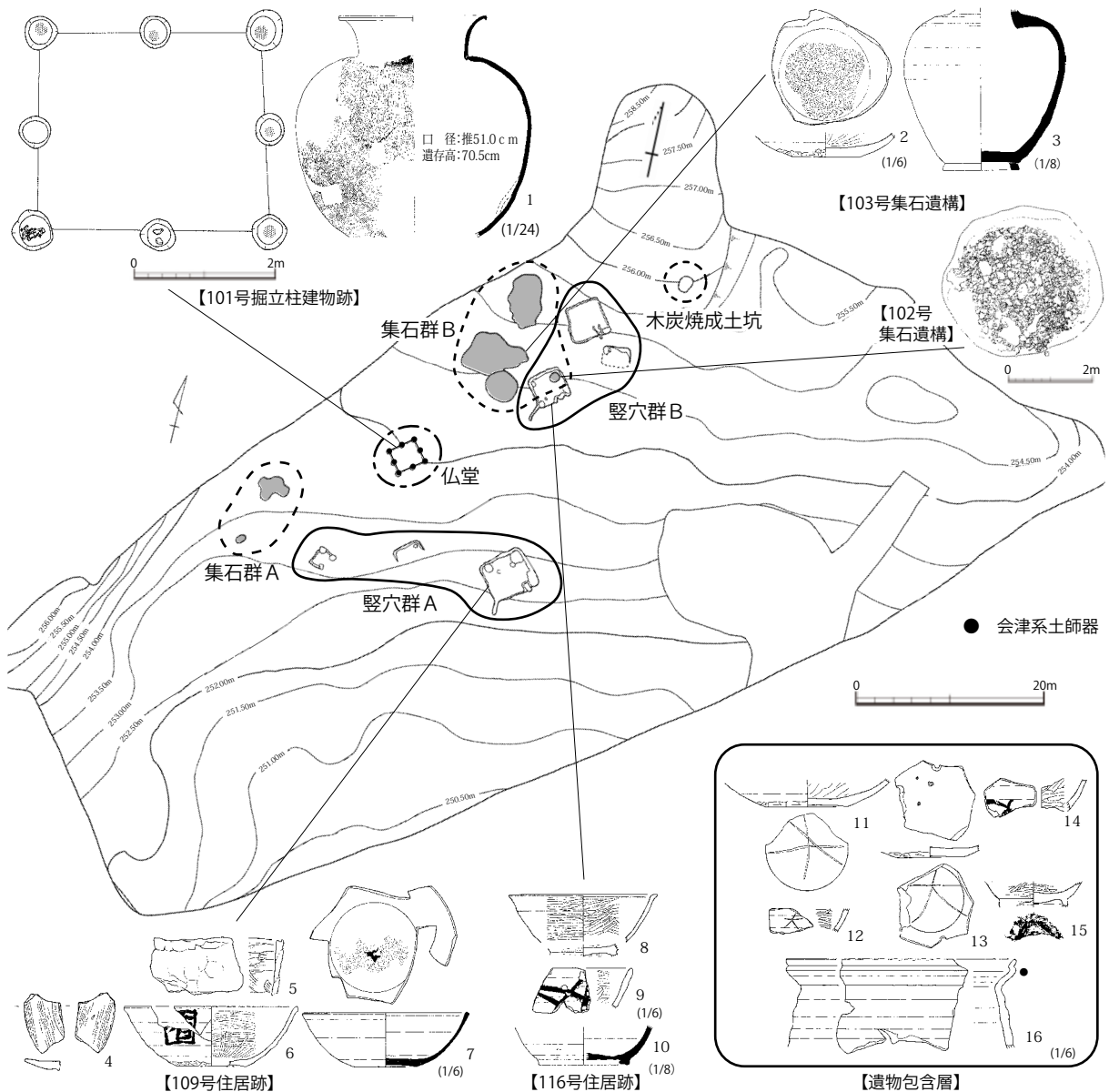
では、以上を踏まえ、浜通りに視点を当てる。

当該地域の大戸系窯は、陸奥南部全体の6例中4例が該当し、その分布は特定範囲に偏らず、広く分散する傾向が認められる(第1図)。さらに注目したいのは、うち3例が製鉄と共存する形で営まれ、残る滝ノ原窯跡も、隣接の赤柴遺跡で精錬鍛冶遺構・木炭焼成土坑が発見されており、同様に考えることができることである。

もともと浜通りでは、製鉄と窯業の一体生産が北部中心に7世紀後半から行われており、9世紀中葉



第10図 会津系甕の技術伝播

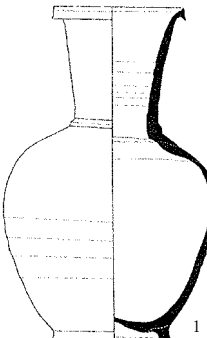
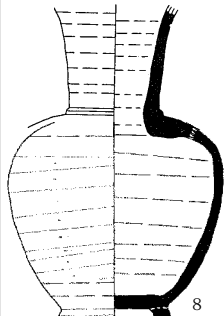
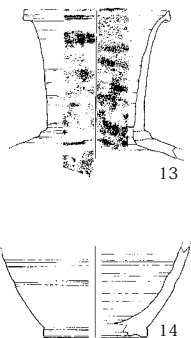
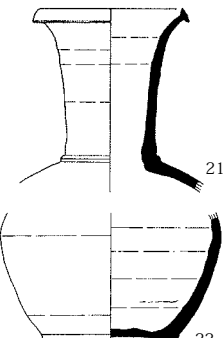





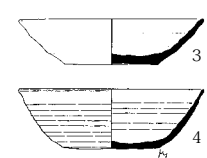
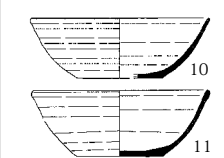
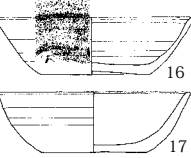
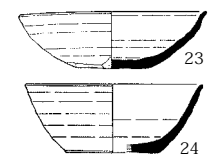


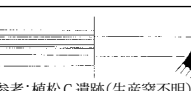
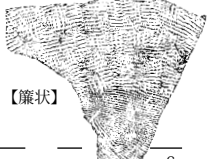
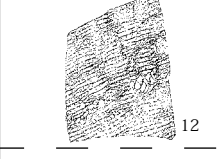






第 11 図 獅子内遺跡IV区

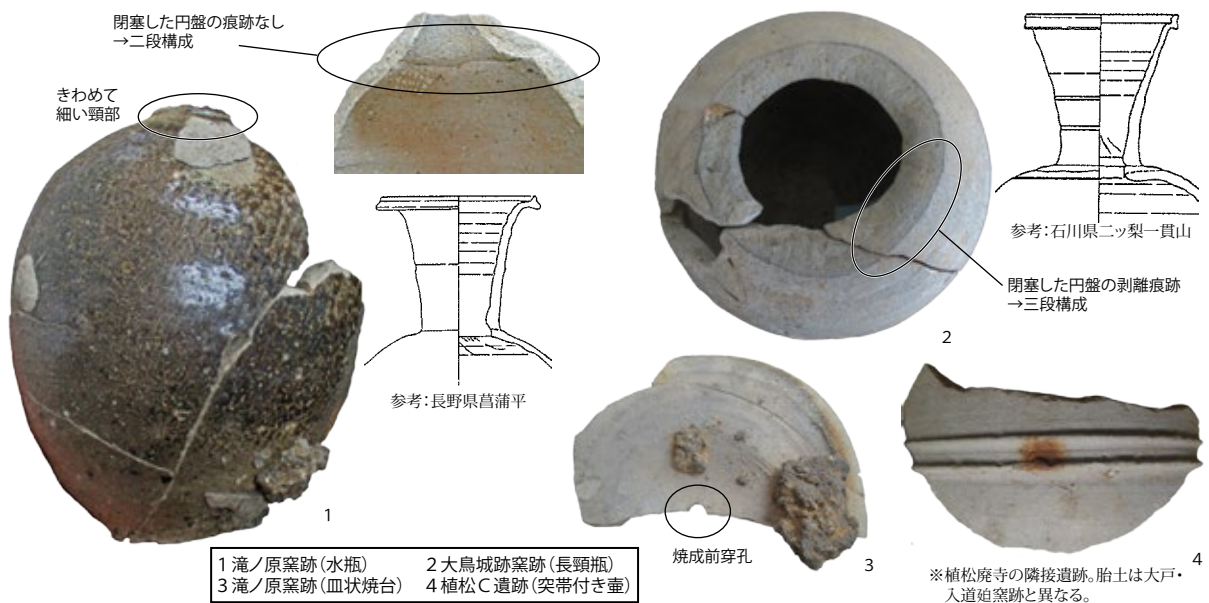
表 1 細部属性の比較

		会 津		中通り		浜通り		村 田	
		会津郡		信夫郡		行方郡		標葉郡	柴田郡
		大戸窯跡群(MH19期)		大鳥城跡窯		入道迫瓦窯	滝ノ原窯	仁田久保B遺跡	三本楯窯
長頸瓶	頸部接合	三段接合	○	○	○				
		二段接合	○	○		○			
	高台部形状	MH36灰原	○				○		
		MH19窯体内	○	○		○	○		
	MH67灰原	○	○	○	○	○			
水瓶		○			○	○			
坏	系譜	坏形	○		○	○			
		塊形		○	○	○	○	○	
	履麩	0.38以下	一部	一部		一部			
	底部	糸切り		○	○	○	○	○	
		ヘラ切り	○						
内面	コテ当て		○			○			

高台部形状は椿野・館内(2025)に準拠

	会津	中通り	浜通り			
	大戸窯跡群(MH19期)	大鳥城跡窯跡	入道迫瓦窯跡	滝ノ原窯跡	仁田久保B遺跡	タタラ山遺跡
リング状突起付き長頸瓶						
坏型焼台				△皿状焼台		
坏						
突起付き壺						
特徴的な内面当て目	【麻状】 					
	【鳥足状】 					

第12図 大戸窯跡群の技術伝播



第13図 大戸系窯製品の技術痕跡

～後半にはその範囲が全体に拡大している。したがって、この地域特有の手工業生産形態と結びついて、卓越した分布が形成されたと考えられる。

(3) 入道迫瓦窯跡からみた2つの動きの交錯

そのなかで行方郡の入道迫瓦窯跡は、陸奥南部全体の中核窯と見なされる。当該窯は新興氏寺の植松廃寺とセットをなす瓦陶併焼窯であり、生産年代はMH 19 併行期の枠内で、最も古く位置づけられる。年代差を反映しやすい坏に注目すると、底径の大きめな坏形系譜（第12図-16・17）が主体を占め、底径の小さめな坏形系譜（同図-3・4・10・11・23・24・28）に統一された他とは、一線を画している。従来の編年観に従うと、入道迫瓦窯跡は840～850年代、他は860～870年代に比定可能と思われる<sup>註9</sup>。

さらに増して中核窯の性格を示すのは、植松廃寺に供給した有蕊弁蓮華文軒瓦（第14図-1・3）の同系・関連瓦が中通り・柴田盆地まで及ぶ分布圏を形成することである。

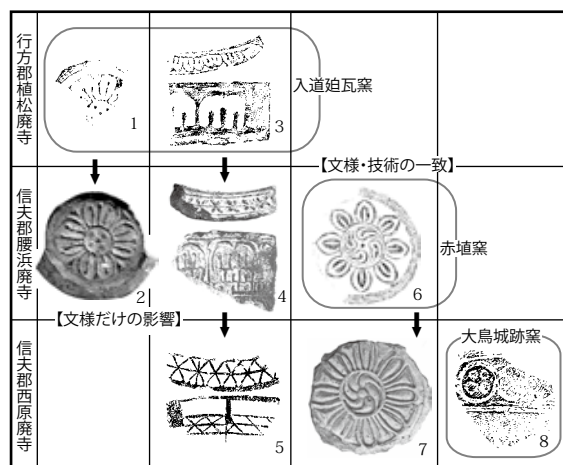
- ・村田盆地…供給寺院：中屋敷前遺跡（柴田郡）
- ・浜通り…供給寺院：黒木田遺跡（宇多郡）
- ・中通り…供給寺院：腰浜廃寺・西原廃寺（信夫郡）  
生産窯：大鳥城跡窯跡（信夫郡）

実は、その1つが信夫郡の西原廃寺に供給された

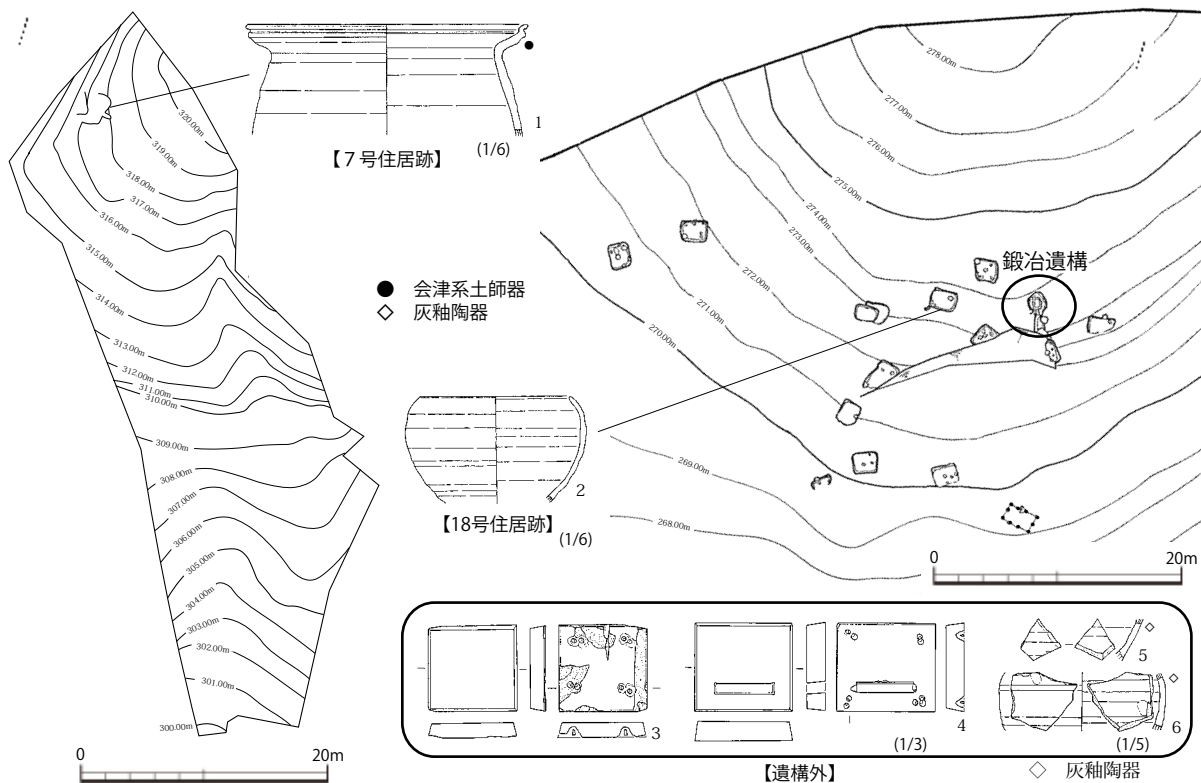
大鳥城跡窯跡産の軒瓦（同図-5～8）であり、前述した会津の低地開発の影響は、この行方郡起点の動きと交錯したことがわかる。両郡には、同一氏族の郡司層が確認され（内藤1965）、背景の1つとなったと考えられる。

(4) 大戸系窯と平安寺院

ところで、この考古学的事実は大戸系窯群と慧日寺の理念が共有されたことを意味している。このようにみると、他についても同様の可能性があり、陸奥南部の大戸系窯は平安仏教受容という共通背景によって成立したのではないだろうか。



第14図 軒瓦の関係



第15図 荻平遺跡

従来、あまり意識されなかった視点と思われるが、この見通しから各窯の周辺状況を探ってみると、タタ山遺跡を除くすべての大戸系窯で、平安寺院とセットの関係が認められた。今のところ、確実なセットは上述の2例にとどまるものの、以下の状況証拠が得られている。

A：行方郡の滝ノ原窯跡では仏具の水瓶が生産され、付近の折ヶ沢窯跡では供給先不明の瓦が焼成された。この視点で、9世紀の郡内動向をみると、河川流域単位に分立する豪族圏（郡司層）で小規模寺院が建立されており（藤木 2023 b）、滝ノ原窯跡周辺はちょうど周知の寺院の空白地帯にあたっている。したがって、対応する寺院が存在した可能性が高い。

B：標葉郡の仁田久保B遺跡では、仏具の水瓶と突帯付壺が生産され、とくに水瓶は高品質の優品である。付近に瓦窯は存在しないものの、行方郡との郡境付近に位置しており、全国的な山林寺院の分布傾向（荒木 2015、菱田 2010、藤本 2025）と一致する。したがって、対応する非瓦葺寺院の存在が想定される。

C：柴田郡の三本檜窯跡では、仏具の生産が確認されない。しかし、やや距離が離れているものの、郡内の平安寺院（中屋敷前遺跡）で植松廃寺の有蕊弁蓮華文軒丸瓦の同系瓦が使用され（椿野・館内 2025）、相互関連が窺える。

以上から、陸奥南部の大戸系窯は、平安仏教受容を背景とした豪族間の新たなつながりによって成立したと考えられる。だとすれば、浜通りの卓越した分布状況は製鉄遺跡の分布の拡大だけでなく、新規寺院（氏寺・山林寺院）の建立による需要の増加が、要因となったと推定される。

### 小 結

さて、窯業生産史からみると、上の結論は、7～8世紀の湖西窯関連の動きの再現と言える。この東海窯の製品は、高品質の瓶類中心に古墳供献品として陸奥中・南部で盛んに用いられ、その影響を受けた在り窯が各地で成立した（後藤 2015、佐藤 2010）。また、9世紀には権威の象徴が古墳から寺院に完全移行しており、まさにその変化と対応している。

陸奥南部における大戸系窯の存在は、このような

評価も可能である。

## 6 まとめと今後の課題

小論では、北陸式開発を導入した会津の影響に焦点を当て、これまで南北構図が強調されてきた陸奥南部の古代史に、東西構図の視点を提供した。その結果、中心が異なる2つの動きとその交錯が明らかになり、多方面と結節した陸奥南部の実像の一端を示すことができたと思う。

最後に、今後の課題を提示しておく。

浜通り北部の宇多郡では、信夫郡の摺上川ルートの間部集落（第9図）と類似した発掘調査の所見が得られている。宇多川上流部の狭隘な山間部集落で、会津系土師器甕（第15図-1）、鉄鉢型土器（同図-2）・灰釉陶器（同図-5・6）・石帯（同図-4）が伴い、明らかに有力層が経営関与した様子が窺える<sup>註10</sup>。したがって、これをにらんだ北陸系譜の低地開発がまったくなかったとは言い切れない。既存資料の意識的な見直し作業が必要と思われる。

謝辞 小論の作成にあたり、資料観察と情報収集で以下の関係機関・個人にご協力いただいた。記して感謝申し上げたい。

関係機関：浪江町教育委員会 福島市振興公社文化財調査室 南相馬市教育委員会

個人：小野本敦 春日真実 佐々木義則 関根章義 館内魁斗 出越茂和 藤木海 望月精司

### 【註】

- 註1 まるで入れ替わるように、置賜・村山—仙台平野間で遺跡分布密度が逆転し、仙台平野～中・浜通りで日本海側出自の土師器製作技術が画一化する（菅原 2021・2024）。
- 註2 北陸でも、丘陵部では堅穴主体の集落がみられる。
- 註3 『日本書紀』雄略天皇条にみえる「今来才伎」の使用例が、よく知られる。
- 註4 他に東北地方の典型例としては、大規模な関東移民に伴う北武蔵系土師器坏が該当し、器形や色調は真似ても、内面の放射状暗文は省略されている。そもそも技術の変容は飛鳥寺の瓦生産段階からみられるもので、工人組織に百濟工人だけでなく、在地土師器工人を加えて編成された結果、土師器由来の粘土紐巻き作りが生まれている。したがって、本例は特殊ではない。
- 註5 西原廃寺を天平4（830）年に興福寺僧智興が建立した信夫郡菩提寺（『日本紀略』に比定する見解があり（福島市教育委員会 1972）、それに従うと、西原廃寺の建立が先行し、大鳥城跡窯跡とのセットは改修期に成立したことになる。しかし、考古学的根拠となった南・北建物間の軸線方向の違いと瓦の変遷観には、検証の余地があると思われる。前者は約60mの距離が離れており、軸線方位の違いは2°と小さい

ため、斜面地形の影響を受けた可能性もある。また、後者は型式学的に推定されたもので、層位的根拠を欠いている。ただ、いずれにせよ、9世紀中葉（第3四半期）に、大戸系窯と山林寺院のセットが成立したという、基本前提には抵触しない。

- 註6 川原田遺跡（第9図-12）と山間部集落群では、蝦夷系土師器が出土している。ここでは立ち入らないが、9世紀末～10世紀前半の低地・台地・山間部開発に伴う例が多く（菅原2000・2024）、複数出自の動きが交錯したことを示す。
- 註7 同じ会津盆地内の小田高原窯跡は、大戸系窯から外した。また、村田盆地は一般的な地形区分で陸奥南部に含まれないが、中通りと同じ阿武隈川流域に属している。また、歴史展開のうえでも共通性がみられることから、ここでは含めて扱う。
- 註8 この問題については、仁田久保B遺跡の発掘調査資料が、質・量ともに重要な新知見を有している。現在、概要報告（浪江町教育委員会2025）の段階のため詳細を控えるが、正式報告書の刊行を待って検討したいと考えている。
- 註9 それに対し、後者を貞観地震（869年）の復興事業に関連付ける見解がある。しかし、多賀城IV期の五本松C遺跡資料（台の原・小田原窯跡群）とは、あまりにも系譜・器形の違いが大きい。主な根拠は、本来土師器として製作された還元焼成の坏で、塊形化・内面放射状ミガキ調整がみられる点に求められており、確かに、この施釉陶器指向が顕在化するのにはK-90併行期である。しかし、前提となる灰釉陶器は確実にK-14併行期には流通し、当該期の塊形化の先駆例は、豊富な共存資料に恵まれた富ヶ沢窯跡S J 101・102（出羽国雄勝盆地）で認められる。新旧の要素は漸的に変化するものであり、入道迫瓦窯跡の資料は初期事例と評価するのが妥当と思われる。
- 註10 太平洋沿岸という点で、「S」字状口縁部をもつ土師器甕は、常陸型甕にも認められる（佐々木2007）。しかし、ひたちなか市埋蔵文化財センターの佐々木義則氏に実見していただいた結果、ここまで強く屈曲する例はないという教示を得ることができた。

## 【引用・参考文献】

### 【論文・書籍】

- 荒木 隆 2011「古代白河郡における仏教関連遺跡の展開とその背景—流麿寺出現前史—」『流麿寺跡』福島県棚倉町教育委員会
- 荒木 隆 2015「史跡「流麿寺」成立の背景—平安時代の交通路と国境祭祀との関連—」『福島県立博物館研究紀要』第29号 福島県立博物館
- 今泉隆雄 2018『古代国家の地方支配と東北』吉川弘文館
- 依田亮一 2014「神仏と山川藪沢の開発—鎌倉郡沼濱郷—」『古代の開発と地域の力』高志書院
- 出浦 崇 2014「寺院・郡衙と地域開発—上野国佐位郡の事例から—」『地域の開発と地域の力』高志書院
- 伊藤秀和 2019「初期荘園」『新潟県の考古学Ⅲ』新潟県考古学会
- 伊藤博幸 2006「陸奥型甕・出羽型甕・北奥型甕—東北地方の平安期甕の製作技法論を中心に—」『陶磁器の社会史』桂書房
- 小野本敦 2019「集落構造」『新潟県の考古学Ⅲ』新潟県考古学会
- 小野本敦 2025「越後・出羽からみた北陸型煮炊具の使用法」『越佐から見た列島の交流と地域社会』日本考古学協会2025年度新潟大会実行委員会
- 利部 修 1998「東北北部の双耳環と環状凸帯付長頸瓶」『研究紀要』第13号 秋田県埋蔵文化財センター
- 春日真実 2006「古代越後の集団と地域」『日本海域歴史体系 第二巻 古代篇Ⅱ』清文堂
- 春日真実 2019「建物跡」『新潟県の考古学Ⅲ』新潟県考古学会
- 北野博司 1996「初期荘園と土地開発」『帝京大学山梨文化財研究所 研究報告』第7集 帝京大学山梨文化財研究所
- 北野博司 2001「須恵器の風船技法」『つぼとかめのつくりかた 北陸古代土器研究』第9号 北陸古代土器研究会
- 鬼頭清明 1989「郷・村・集落」『国立歴史民俗博物館研究報告』第22集 国立歴史民俗博物館
- 後藤健一 2015『遠江湖西窯跡群の研究』六一書房

- 坂井秀弥 1990「東北古代ロクロ土師器甕の二系譜と須恵器との関係—丸底の出羽、平底の陸奥—」『新潟考古学談話会会報』第6号 新潟考古学談話会
- 坂井秀弥 2006「日本海域の気候風土と古代史の展開」『日本海域歴史体系 第二巻 古代篇Ⅱ』清文堂
- 坂井秀弥 2008『古代地域社会の考古学』同成社
- 佐々木義則 2007「常陸型甕の生産と流通—奈良時代以前の様相—」『婆良岐考古』29号 婆良岐考古同人会
- 笹沢正史 2001「須恵器分類の口縁頸部接合痕跡」『つぼとかめのつくりかた 北陸古代土器研究』第9号 北陸古代土器研究会
- 佐藤敏幸・大久保弥生2007「宮城県の湖西産須恵器」『宮城考古学』第9号 宮城県考古学会
- 佐藤敏幸 2010「東北地方における7～8世紀の東海産須恵器の流通」『北杜』辻秀人先生選歴記念論集刊行会
- 澤口和正 2014「窯業生産地と古代の仏教」『古代の開発と地域の力』高志書院
- 菅原祥夫 1988「陸奥国南部における富豪層居宅の倉庫群」『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所
- 菅原祥夫 2000「平安時代における蝦夷系土師器の一蝦夷の移住をめぐって—」『阿部正光君追悼集』阿部正光君追悼集刊行会
- 菅原祥夫 2010「東北」『古代窯業の基礎研究—須恵器窯の技術と系譜—』真陽社
- 菅原祥夫 2015a「古代会津の開発と渡来系集団—「梓 今来」「秦人」をめぐって—」『韓式系土器研究XIV』韓式系土器研究会
- 菅原祥夫 2015b「律令国家形成期の移民と集落」『蝦夷と城柵の時代』吉川弘文館
- 菅原祥夫 2015c「列島周縁の比較考古学—日向国都城盆地と陸奥国会津盆地—」『日本古代考古学論集』同成社
- 菅原祥夫 2021「会津型土師器の外部波及とその意義」『研究紀要』第19号 福島県文化財センター白河館
- 菅原祥夫 2023「地域の開発と寺」『東国の地域交流と平安仏教—南東北と北関東の里の寺、山の寺—』東国古代遺跡研究会
- 菅原祥夫 2024『古代国家と東北境界領域の考古学』同成社
- 菅原祥夫 2025a「多賀城創建と陸奥南部の製鉄」『多賀城創建 歴史的意義を問う』高志書院
- 菅原祥夫 2025b「古代陸奥南部の集落と開発」『古代の集落と開発 公開講座「ひたちなか市の考古学」第16回記録集』ひたちなか市埋蔵文化財センター
- 須田 勉 1985「平安初期における仏教信仰の一側面—房総における8・9世紀の事例を中心に—」『古代探叢Ⅱ』早稲田大学出版会
- 関根章義 2008「古代越後国における大戸産須恵器の分布—リング状凸帯付長頸瓶を中心として—」『白門考古論Ⅱ 中央大学考古学研究会創設40周年記念論文集』中央考古学会・中央大学考古学研究会
- 館内勉生 2022「須恵器坏への新技術の導入とその背景—平安時代の東北地方における製作者間の交流—」『考古学研究』第69巻第3号 考古学研究会
- 椿野智之・館内勉生 2025「宮城県村田町三本櫛窯跡の研究」『東北文化研究室紀要』第66集 東北大学東北文化研究室
- 出越茂和 1993「北陸初期荘園の考古学的分析」『東大寺領横江荘 推定地 上荒屋遺跡（二）』金沢市教育委員会
- 出越茂和 2000「金沢における古代津湊の成立と展開」『戸水遺跡群Ⅱ 戸水大友遺跡Ⅰ』金沢市教育委員会
- 内藤政恒 1965「腰浜麿寺の古瓦の性格と位置」『腰浜麿寺』福島市史編纂準備委員会
- 菱田哲朗 2010「定額寺の修理と地域社会の変動」『仁明朝史の研究 承和転換期とその周辺』財団法人古代学協会
- 平野 修 1996「古代仏教と土地開発—山梨県の事例から—」『帝京大学山梨文化財研究所 研究報告』第7集 帝京大学山梨文化財研究所
- 藤木 海 2006「有苾弁蓮華文鏡瓦の展開とその背景」『福島考古』第47号 福島考古学会
- 藤木 海 2023a「陸奥南部の寺院における平安時代の補修と渡来系瓦」『災害と境界の考古学 2023年度日本考古学協会宮城大会資料集』
- 藤木 海 2023b「相馬の飛鳥時代—律令国家の形成と南奥—」

『相馬市史第1巻通史編I 原始・古代・中世』相馬市史編さん委員会

藤本 誠 2016『古代国家仏教と在地社会ー日本霊異記と東大寺諷誦文稿の研究ー』吉川弘文館

藤本 誠 2025『辺境と宗教』『律令国家の辺境と交通ー揺れ動く南北の境界と領域ー』八木書店出版部

望月精司 2008『須恵器専用焼台に関する考察』『白門考古論叢II 中央大学考古学研究会創設40周年記念論文集』中央考古学会・中央大学考古学研究会

吉田江美子 2003『須恵器長頸瓶の製作技法ー山形県内の窯跡出土資料からー』『研究紀要』創刊号 山形県埋蔵文化財センター

山口耕一 2014『下野国 河内・都賀郡の地域開発ー多功南原遺跡を中心にー』『古代の開発と地域の力』高志書院

山中雄志 2003『古代会津地方の長胴甕にみる特質について』『行政社会学論集』15巻7号 福島大学

山中雄志 2014『会津地方における古代集落の様相』『福島考古』第56号 福島県考古学会

山中雄志 2023『会津大戸窯跡群』『東北地方の城柵・官衙遺跡』城柵官衙遺跡検討会【発掘調査報告書など】

会津若松市教育委員会 1984『南原埋蔵文化財発掘調査概報』

会津若松市教育委員会 1993『屋敷遺跡：国道121号国道改良工事埋蔵文化財発掘調査報告書』会津若松市文化財調査報告書30

会津若松市教育委員会 1994『会津・大戸窯（遺物編）：大戸古窯跡群発掘調査報告書』会津若松市文化財調査報告書37

会津若松市教育委員会 1999『矢玉遺跡：若松北部地区県営ほ場整備発掘調査報告書1』会津若松市文化財調査報告書61

会津若松市教育委員会 2005『東高久遺跡発掘調査報告書』会津若松市文化財調査報告書104

猪苗代町教育委員会 1997『観音土敷跡：国道49号線道路拡幅工事に伴う発掘調査』猪苗代町文化財調査報告書26

(公財) 福島市振興公社 2024『腰浜廃寺パンフレット』

(公財) 山形県埋蔵文化財センター 2004『泉森窯跡坂ノ下遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財センター調査報告書129

喜多方市教育委員会 2010『中谷地遺跡』『中谷地遺跡 宮ノ前遺跡』喜多方市文化財調査報告書7

国士舘大学文学部考古学研究室 1984『福島県原町市・入道畑瓦窯跡』『考古学研究室発掘調査報告』甲種第3冊

(財) 新潟県埋蔵文化財調査事業団 2006『滝寺古窯跡群』『滝寺古窯跡群・大貫古窯跡群：上信越自動車道関係発掘調査報告書16』新潟県埋蔵文化財調査報告書第149集

(財) 新潟県埋蔵文化財調査事業団 2008『寺前遺跡：一般国道116号出雲崎バイパス関係発掘調査報告書6』新潟県埋蔵文化財調査報告書第189集

小松市教育委員会 2002『二ツ梨一貫山窯跡：日本自動車博物館建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』

塩川町教育委員会 1997『鏡ノ町遺跡A：塩川西部地区遺跡発掘調査報告書』塩川町文化財調査報告3

塩川町教育委員会 2004『内屋敷遺跡：塩川西部地区遺跡発掘調査報告書7』塩川町埋蔵文化財調査報告12

上越市教育委員会 2018『今池遺跡』『市内遺跡発掘調査概要報告』

富山県埋蔵文化財センター 1991『南中田D遺跡発掘調査報告書』

浪江町教育委員会 2025『仁田久保A・B・C遺跡』『福島県考古学会 第67回 発表要旨』

新潟県教育委員会 1985『金屋遺跡：関越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書』新潟県埋蔵文化財調査報告書第37集

新潟県教育委員会 1989『新新バイパス関係発掘調査報告：山三賀II遺跡』新潟県埋蔵文化財調査報告書第53集

新潟市文化財センター 2009『駒首瀧遺跡 第3次調査：大型小売店舗建設に伴う駒首瀧遺跡第3・4次発掘調査報告』

新潟市文化財センター 2014『細池寺道上遺跡IV第26次調査：県営ほ場整備事業（担い手育成型）両新地区に伴う第12次発掘調査報告書』

福島県教育委員会 1990『上古田遺跡』『東北横断自動車道遺跡調査報告9』福島県文化財調査報告書第241集

福島県教育委員会 1995『タタラ山遺跡（1次調査）』『常磐自動車道遺跡調査報告4』福島県文化財調査報告書第316集

福島県教育委員会 1996『獅子内遺跡（第1次調査）』『摺上川ダム遺跡発掘調査報告II』福島県文化財調査報告書第337集

福島県教育委員会 1998『獅子内遺跡（第3次調査）』『摺上川ダム遺跡発掘調査報告IV』福島県文化財調査報告書第338集

福島県教育委員会 2008『萩平遺跡（1次調査）』『阿武隈東道路遺跡発掘調査報告1』福島県文化財調査報告書第455集

福島県教育委員会 2009『萩平遺跡（2次調査）』『阿武隈東道路遺跡発掘調査報告2』福島県文化財調査報告書第463集

福島県教育委員会 2011『小田高原遺跡（1次調査）』『阿賀川改修（長井地区）遺跡発掘調査報告1』福島県文化財調査報告書第482集

福島県教育委員会 2014『西木流C遺跡（2次）』『西木流D遺跡（1次）』『会津縦貫北道路遺跡発掘調査報告14』福島県文化財調査報告書第495集

福島県教育委員会 2018『川原田遺跡』『一般国道115号相馬福島道路遺跡発掘調査報告6』福島県文化財調査報告書第523集

福島県教育委員会 2018『植松C遺跡』『県道浪江鹿島線関連遺跡発掘調査報告1』福島県文化財調査報告書第524集

福島県教育委員会 2019『日照田遺跡』『一般国道115号相馬福島道路遺跡発掘調査報告7』福島県文化財調査報告書第530集

福島県教育委員会 2016『第4節 調査成果と事業の総括 第1章 会津郡衙周辺遺跡の成果と課題』『会津縦貫北道路遺跡発掘調査報告16』福島県文化財調査報告書第505集

福島市教育委員会 1965『腰浜廃寺』

福島市教育委員会 1972『西原廃寺発掘調査概報』

福島市教育委員会 1980『腰浜廃寺II』福島市埋蔵文化財報告書7

福島市教育委員会 1993『館ノ山地区上水道配水池築造関連埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告：大鳥城跡』福島市埋蔵文化財報告書57

福島市教育委員会 1995『大鳥城跡3』福島市埋蔵文化財報告書79

福島市教育委員会 1999『西原廃寺跡2：県営畑地帯総合整備事業（湯野地区）関連埋蔵文化財発掘調査報告』福島市埋蔵文化財報告書128

福島市教育委員会 2009『大鳥城跡4：平成19年度 国庫補助事業 館ノ山公園整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』福島市埋蔵文化財報告書201

山形県教育委員会 1987『生石2遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財調査報告書117

# カマドの煙出部に設置された土器について

丹治 篤嘉

## 要 旨

福島県教育委員会が発掘調査した、古墳時代～平安時代の竪穴住居跡に付設されるカマドのうち、カマド構築時に煙出部に設置された土器がその状態を留めて確認された事例について検討した。その結果、現段階で確認できたのは、いずれも斜面に立地する平安時代の5例で、土器は底部が欠損した土師器甕であった。設置された特徴からⅠ類とⅡ類に分け、その目的はⅠ類が「煙突」、「雨水や土砂の流入防止」、Ⅱ類が「崩壊防止」と考えた。また、土器が設置された状態か廃棄されたものかを検証するためには、発掘調査報告書中において、燃焼部～煙出部までの土層断面図の提示と、土層の堆積要因に関する所見の記載が不可欠であると指摘した。

## キーワード

カマド 煙出部 堆積土 堆積要因 土層断面図

## 1 はじめに

古墳時代～平安時代にかけて竪穴住居跡<sup>註1</sup>に付設されるカマドの燃焼部から出土する遺物については、いわゆるカマド祭祀と関連して研究が進められてきた。ただし、1980年代前半までは、個別の遺物出土状況に着目してカマド祭祀に言及しながらも、そもそもカマドが人為的に壊されるものなのかどうかについては、議論が深められてこなかった。

この流れが変わってくるのが1980年代後半である。中沢悟は群馬県利根郡みなかみ町村主遺跡の発掘調査報告書中で、「竈の使用法を良好に物語る残りの良い竈の発掘例が極めて少ない」ことの理由として、「竈は、こわれるだけではなく、こわされていると理解したい。」と指摘した（中沢1986）。次いで、堤隆は長野県北佐久郡御代田町前田遺跡の発掘調査報告書中で、「奈良・平安時代（～中略～）の住居址にみられるカマドの大部分が、住居廃絶時に破壊されている」と指摘した（堤1987）。

その後、小林清隆は千葉県北部の古墳時代後期の9遺跡について、カマドから出土する遺物の出土状況を検討した。その結果、「①カマドの使用停止、②カマドの部分的な破壊、③火床面を土などで覆う、④土器等をすえる、⑤燃焼部内に土をつめ込む」というような工程を考え、遺物は、カマドの廃棄に伴い意図的にカマド内に据えられたものと指摘した（小林1989）。同時期に堤隆も、上述の前田遺跡を含めた一連の鑄師屋遺跡群の調査成果から、カマドが破壊された後の状況は、「①住居内にその構材で

ある軽石等が散乱している場合と、②その構材である軽石等が一箇所にまとめ置かれている場合、③カマドの構材が住居址内には顕著に残存しない、という三者が基本的には認められる。」とし、「鑄師屋遺跡群における奈良・平安時代の竪穴住居に付設されたカマドは、全期間を通じて、住居廃絶時に故意に破壊されたものとみておきたい。」と指摘した（堤1989）。

小林・堤両氏の研究は、個別遺跡の事例にとどまらず、一定の地域や同一遺跡群の事例を検討してカマドが破壊されていることを指摘した上に、その破壊に伴って行われる一連のカマド祭祀の工程を復元した上で大きな意義がある。堤はその後、「竈廃棄のフローチャート」を作成し、その工程を明瞭に示し、多くの研究者に影響を与えた（堤1995）。また、桐生直彦は小林・堤両氏の指摘を踏まえた上で、「多くの竈は住居廃絶時に部分的な破壊が加えられているものと思われ、このような認識のもとに竈内遺物の出土状態を観察すべきであろう。」と、破壊されていることを念頭に置いた調査の必要性を説いた（桐生1995）。非常に重要な提言である。

その後、各地で発掘調査事例が積み重ねられてくると、カマドの燃焼部から出土する遺物について事例を集成し、詳細な出土位置に着目した研究が見受けられるようになる。糸川道行は千葉県四街道市小屋ノ内遺跡の奈良・平安時代の竪穴住居跡のうち、カマド内外に良好な出土状況を示す42例を集成した。そして、出土遺物の平面的な位置に着目すると同時に、土器等を伏せているのか（倒位、逆位）、

底部を下にしているのか（正位）、横倒れか、破損しているのかなどにも何らかの意味があると考え、出土状態を一覧表にまとめた。

その結果、小屋ノ内遺跡の事例では、倒位の杯ばかりでなく、正位の杯等がそれ以上に多いことが明らかとなり、カマド廃棄の祭祀については、従来注目されがちであった伏せた杯だけでなく、正位の杯等の検討も必要であると説いた（糸川 2009）。糸川は房総におけるカマド廃棄の祭祀行為時に、ほとんどのカマドが解体されているかどうかについては保留としたいとしながらも、カマド燃焼部における出土状況の観察に関する有効な視点を示している。

筆者も福島県内の発掘調査報告書のカマドに関する記載には不十分な点があると考え、報告に際してはどのような情報が必要かをまとめるため、福島県教育委員会が発掘調査を実施した古墳時代中期後半～平安時代のカマドの内、燃焼部から遺物が出土した事例を集成し、その出土状況を検討した（丹治 2010）<sup>註2</sup>。その中で、調査時において遺物出土状況の詳細な観察をする上でどのような視点が必要かを指摘した。また、カマドの掛け口に土師器甕が使用時の状態のまま残されていた事例は、1,737 例中わずか4 例にすぎず、ほとんどが壊されていることを数量的に示した。そして、カマドが壊されている事例に関して、燃焼部から出土する遺物の傾向や特徴についても言及した<sup>註3</sup>。

近年では、今野公顕が岩手県盛岡市内の古代のカマド納めの可能性がある事例を集成し、カマド納めの痕跡が認められる位置や内容について分類し、カマド廃絶の様相を検討している（今野 2023）。

以上、カマドが意図的に壊されていることに着目した論考及びカマドの燃焼部から出土する遺物について、一定地域の事例を集成して検討を加えた論考に関する研究史を概観したが、いずれも燃焼部が論点となっている。一方、カマドの煙出部や煙道部から出土する遺物については、個別の出土事例について触れられることはあっても、これに限定して出土状況を検討するということはされてこなかった。これは、燃焼部に比して遺物の出土事例が少ないこともその要因と考えられる。近年、村田淳や今野公顕は、煙出部や煙道部を人為的に埋める行為や、土器・礫の投げ込み或いは充填されている事例について、

カマドの廃棄行為と指摘しているが、詳細な検討まではされていない（村田 2017、今野 2023）。

筆者も、この観点から出土状況を検討するに至っていない。今後取り組んでいきたいと考えているが、今回はそれに先立ち、廃棄行為ではなく、煙出部に土器が設置された事例に注目して検討したい。

これに関し、筆者は公益財団法人福島県文化振興財団の遺跡調査部ホームページ上の調査研究コラムで2 回にわたり報告してきた（丹治 2018・2021）。本稿はその報告をベースとするが、さらなる検討を加えており、調査研究コラムで示した見解を修正している箇所があることをお断りしておきたい。

## 2 資料の抽出

### （1）抽出の方法

筆者はかつて、『福島県文化財センター白河館研究紀要 2009』上で、カマドの燃焼部において遺物がどのような状態で出土するのかを検討した（丹治 2010）。その際、資料の抽出のために検索した発掘調査報告書は、福島県教育委員会の調査による35 の事業、計 264 冊で、このうちカマドが検出された竪穴住居跡の総数は、1,737 軒であった。今回も、この1,737 軒の竪穴住居跡を資料抽出の対象とするが、遺跡名や竪穴住居跡の時期・件数等の内訳については、上述の文献を参照していただきたい<sup>註4</sup>。

### （2）対象とする範囲

本稿で対象とするのは、古墳時代中期後半～平安時代の竪穴住居跡に付設されたカマドの煙出部に、構築時に設置された土器がその状態を留めていると判断された事例である。煙出部から出土した土器でも、出土状況や土層の堆積要因が判然としないものは対象外である。この条件で、先述した1,737 軒の竪穴住居跡の煙出部における遺物出土状況を検証したが、今回検討する事例として抽出できたのは表1 に掲載したわずか5 例（4 遺跡、5 遺構）であった。以下、これらの事例について検討していく。

表1 検討事例

番号	市町村名	遺跡名	遺構		文献
			略号	番号	
1	小野町	西田H	S I	1	福島県教育委員会 2005
2	小野町	堂田A	S I	2	福島県教育委員会 2005
3			S I	4	
4	玉川村	栗木内	S I	4	福島県教育委員会 2003
5	玉川村	嫁田B	S I	1	福島県教育委員会 2009

※S I は竪穴住居跡の略号。

### 3 報告事例の検討

ここでは、表1に掲載した事例について、各報告書で記載された内容を引用し、その後検討を加えていくこととする。

遺構・遺物の実測図は、各報告書から転載・加工して作成した。遺構の縮尺はそれぞれ異なるが、遺物は1/6に統一した。図中に示される図番号は報告書で使用した図番号をそのまま用いている。

以下、報告書からの引用文は図番号も含めて「」で示した。なお、「」内の【 】は筆者が加筆・補足したものである。

#### (1) 西田H遺跡1号住居跡(第1・2図)

小野町西田H遺跡1号住居跡は、南東に傾斜する斜面に立地する平安時代の竪穴住居跡である。住居内堆積土は、斜面上位からの自然流入土と報告されている。以下、カマドに関する報告書の記載を引用する。

「カマドは北西壁のやや南西寄りに構築され、斜面上位に向かって煙道を延ばす。煙道は天井が崩落しておらず、煙突として利用された転用甕を含め良好な状態で遺存していた。煙道を含めたカマド内の堆積土は11層に分けられ、011は煙突埋置するための掘形埋土、08～10は燃焼部天井構築土を含む崩落土、07は住居内堆積土と同起源、05・6は煙突からの自然流入土、04は煙突を埋置した際の埋土が崩落したもの、01～3は煙突埋置用の掘形からの自然流入と推定される。(～中略～)。煙道部分入り口の両脇には地山から作出された袖部が付く。燃焼部両脇の袖部は左袖の一部に構築粘土が遺存するのみであり、廃棄時に取り去られたものと考えられる。燃焼部手前、床面に近いレベルからは長さ60cm・幅25×15cm程を測る角柱状の石材を検出しており、この石材は出土位置や形状などから焚口の架構石である可能性が高い。(～中略～)。煙出し穴には土師器甕を転用した煙突が口縁部を下にして埋置されており、底部を打ち欠いた状態で使用されている。煙出し穴の底面は煙突を置くための段が作出されており、煙道部底面とは約45cmのレベル差が認められる。煙道は緩く傾斜しながら燃焼部奥壁に接続する。(～中略～)【図10-】11は底部を故意に打ち欠いた状態で煙突として使用されてお

り、底部の一部はP3の堆積土中などから出土している。」(福島県教育委員会2005)。

08～10は炭化物と焼土を含む褐色粘質土で、特に09・10は焼土を多量含むため、報告のとおり燃焼部の天井部構築土を含む崩落土と考えられる。

05・6については、堆積状況を見ると、煙出部の土師器甕の内部を通過して煙道部に自然に流入したものと考えるのが妥当であろう。05・6が自然流入土と考えられることから、土師器甕はカマド構築時に煙道部に設置され、廃絶時にも外されることがなかったものと判断される。

011は暗褐色土と黄褐色土との混土であるため、報告のとおり煙突を埋置するための掘形埋土でよいと考える。04は比較的均質な土である01～3や05・6とは異なり、黄褐色粘質土と暗褐色土とが混ざった土と報告されている。この特徴は、煙突埋置の掘形埋土である011と共通するため、04は煙突を埋置した際の埋土が崩落したものと判断される。

01～3は、斜面上位から流入したような堆積状況を示すことから、04が崩落したことによってできた隙間から自然堆積したものと考えられる。

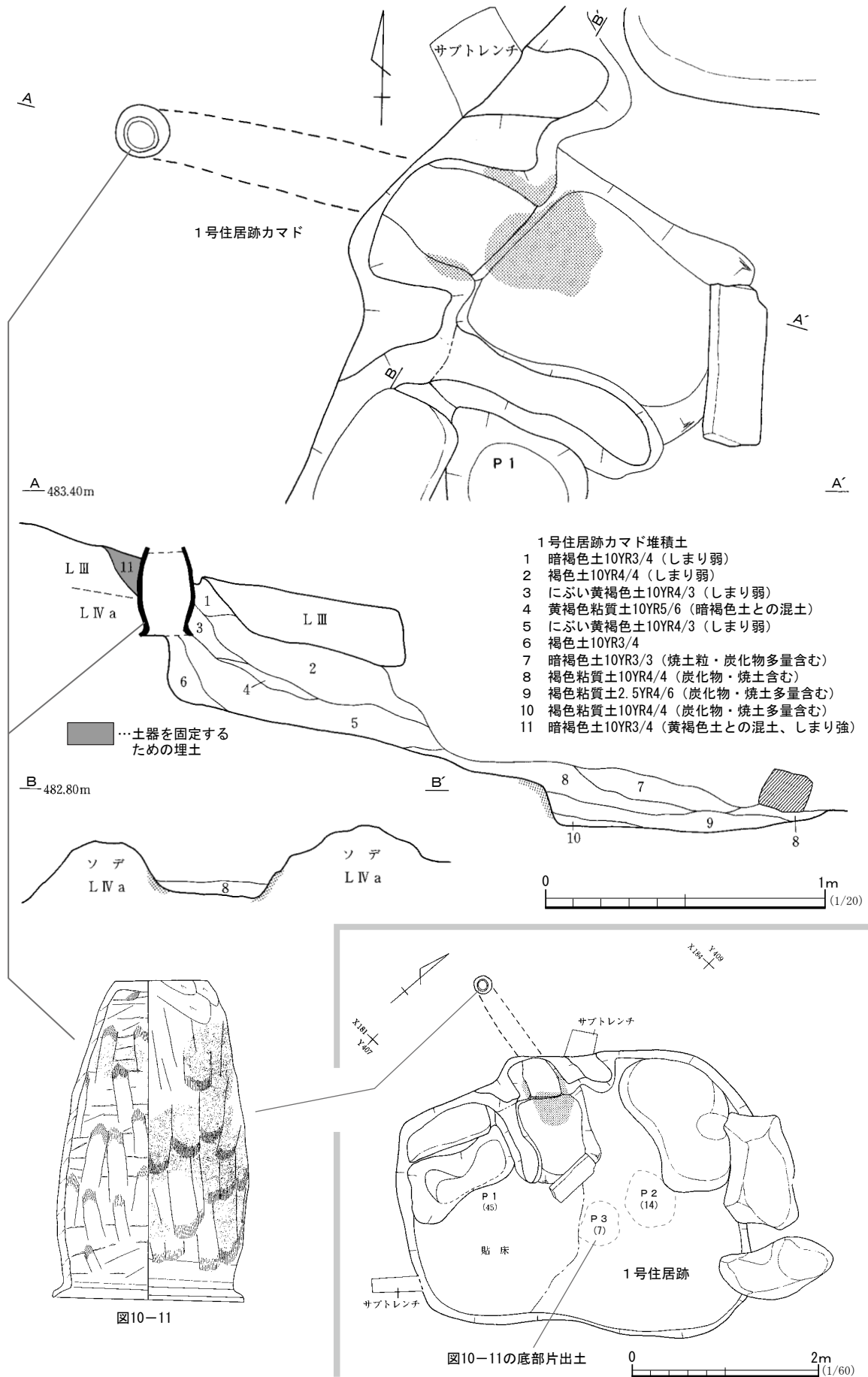
なお、07は焼土粒・炭化物を多量含む暗褐色土で、住居内堆積土09と土色・含有物とも近似しているため、住居内堆積土09と同様、斜面上位からの流入土と考えられる。

また、図10-11の土師器甕の底部片が出土したP3については、「P2・P3は人為的に埋められた浅い楕円形の掘り込みであり、住居機能時は開口していないものと考えられる。」と報告されている。つまり、土師器甕の底部片については、掘形埋土からの出土であるため、住居の構築段階で打ち欠かれたものと判断される<sup>註5</sup>。

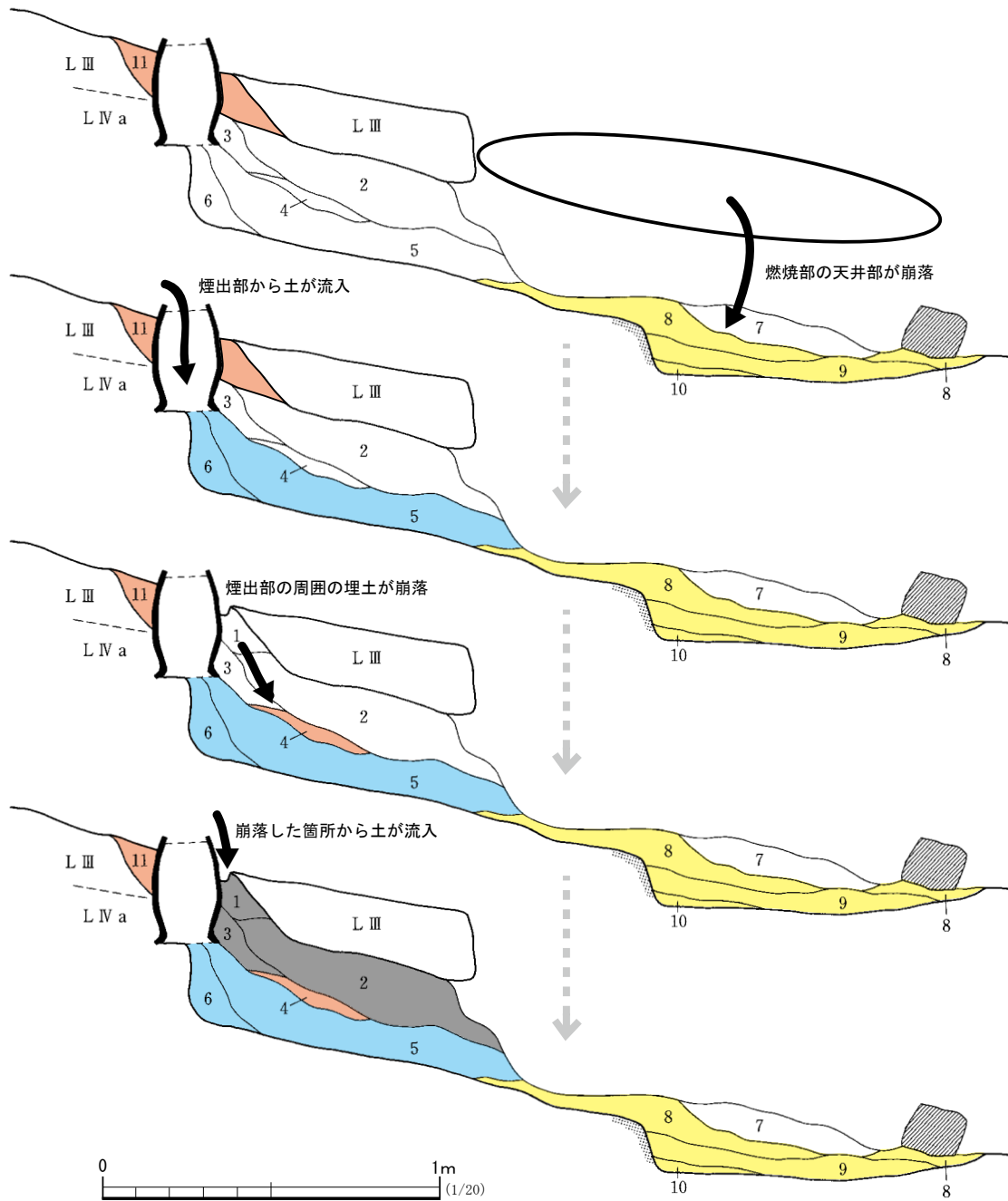
このように報告内容を再度検証してみると、土層の堆積状況に対する理解に矛盾するところがないことがわかる。このため、先にも触れたが、土師器甕が煙道部に設置された状態のまま見つかった事例であると判断してよいと考えられる。なお、この報告の内容にしたがって土層の堆積要因毎に色分けしたものが第2図である。

#### (2) 堂田A遺跡2号住居跡(第3図)

小野町堂田A遺跡2号住居跡は、南東に傾斜する斜面に立地する平安時代の竪穴住居跡である。住居



第1図 小野町西田H遺跡1号住居跡



第2図 小野町西田H遺跡1号住居跡カマドの堆積過程

跡の堆積要因について報告書では具体的には触れられていないが、分層・土色等の記録から斜面上位からの自然流入土と推測される。カマドの煙道部は斜面上位の北西に向かって延びている。以下、カマドに関する報告書の記載を引用する。

「カマドは北壁やや東側寄りにある。(～中略～)。堆積土は18層に区分し図9BB<sup>^</sup>【本稿の第3図BB<sup>^</sup>】に示したが、住居内堆積土と区別するためにカマド堆積土は「カ」を付した。そのなかで、カ10～12・15～17層は燃焼部に貼土されたものである。袖は花崗岩礫を心材としてカ12～14層な

どで構築されていた。カマドの前面には長方形の花崗岩礫があった。下の面をみると、火を受けたように赤くなっていることと長さ75cmで袖の上に架けるのに十分な大きさであることから、燃焼部の天井として利用されていたものであろう。

煙道は天井が遺存し、煙出部には土師器甕が口縁部を下にして据えられていた。これは煙出部の補強のためであろう。煙道の横断面は上部が潰れたような形なので、土圧によるものであろう。高さは攪乱によって明確ではないが37cm程で、幅は22cmである。(～中略～) 図11-12はカマド煙出部に据え

付けられていた土師器甕である。胴部の欠損部には円形状に打ち欠いた部分がある。」(福島県教育委員会 2005)。

報告書では、カマド堆積土の堆積要因については、カ 10～17 層がカマドを構築する際の人為堆積土とされているが、カ 1～9・18 層については言及されていない。そこで、報告書に掲載されている図と土層注記を基に考えてみたい。

燃焼部の天井部として利用されていたとされる長方形の花崗岩礫と接して堆積するカ 4 層は、白色粘土を含む褐色粘質土で、燃焼部内部に遺存する支脚に被さるように堆積することから天井部崩落土と推測される。この下に堆積するカ 6・7 層は焼土・炭化物を多量に含むにぶい赤褐色土ないし赤褐色土であることから、天井部の被熱した内面壁が崩落した土を主体とする層とみられ、カ 7 層にはカマド使用時の堆積土も一部含まれていると考えられる。さらに下に堆積するカ 8 層は黄褐色土や焼土粒を含むため、カマドが機能していた段階に煙道部の壁や後述するカ 18 層が崩れた土と思われる。

カ 17 層は燃焼部と図 11－12 の周囲で確認されたにぶい黄褐色土である。燃焼部ではカ 10 層とともに燃焼部底面を構成する土で、カマドを構築する際の埋土と判断される。したがって、図 11－12 の周囲の土もカマド構築時に土師器甕を煙出部に据え付けるための役割があったと考えられる。地山の土と近似した黄褐色土であるカ 18 層も図 11－12 の周囲にのみ堆積することから、カ 17 層と同じ目的の人為堆積土と判断される。

図 11－12 の内部に堆積するカ 1 層は地山の土と近似した黄褐色土で、その下に堆積するカ 2 層は褐色土と黄褐色土の混土であることから、いずれも人為堆積土と判断される。そして、燃焼部の天井部崩落に伴う堆積土とみられるカ 6・7 層の後に堆積していることから、カ 1・2 層は住居廃絶後に埋められたものと考えられる。残るカ 3・5・9 層は黒褐色土や褐色土で、明確な混土とはされていないが、調査者の分層によれば不自然な堆積状況であり、カ 1・2 層が人為堆積土であることも併せて考えると、やはり住居廃絶後に埋めた土とみるのが妥当であろう。ただし、カ 1・2 層が住居廃絶後のいつの段階で埋められたのかは厳密には断定できない。すなわ

ち、住居廃絶からかなり後になって、後世の人が邪魔な穴を埋めたというケースもないとは言い切れない。カ 3・5・9 層についても同様である。

このように、カ 1～3・5・9 層の埋められた時期は不明だが、カ 17・18 層が土師器甕を固定するように周囲にのみ認められ、廃絶時に埋められた層と一連のものではないと判断されることから、カマド構築時に煙出部に土師器甕が設置された事例と考えられる。

なお、底部が欠損する図 11－12 は胴部を円形状に打ち欠いているが、この箇所は図 11－12 が埋め込まれた深さからすれば地表面には出ていない可能性があり、その目的は不明である。

### (3) 堂田 A 遺跡 4 号住居跡 (第 4 図)

小野町堂田 A 遺跡 4 号住居跡は、南に傾斜する斜面に立地する平安時代の火災住居跡である。報告書によれば、床面中央に炭化物がまとまって検出されたこと、カマドの燃焼部が壊されていることから、失火による火災ではなく住居の廃絶後に廃材などを燃やして片づけたものとされている。カマドの煙道部は斜面上位の北に向かって延びている。以下、カマドに関する報告書の記載を引用する。

「カマドは北壁のほぼ中央やや西寄りに位置する。(～中略～)。煙道は IV 層をトンネル状に掘り抜いて造られ、煙出部には土師器甕が口縁部を下にした斜位の状態で据え付けられていた。堆積土は 13 層に区分した。袖は板状の花崗岩を心材として 11～13 層で構築されていた。(～中略～) 図 16－7 はカマド煙出に据え付けられた土師器甕である。おそらく、補強に用いられたのだろう。甕の形状は楕円形となる。(～中略～)。内面にはススが付着していた。」(福島県教育委員会 2005)。

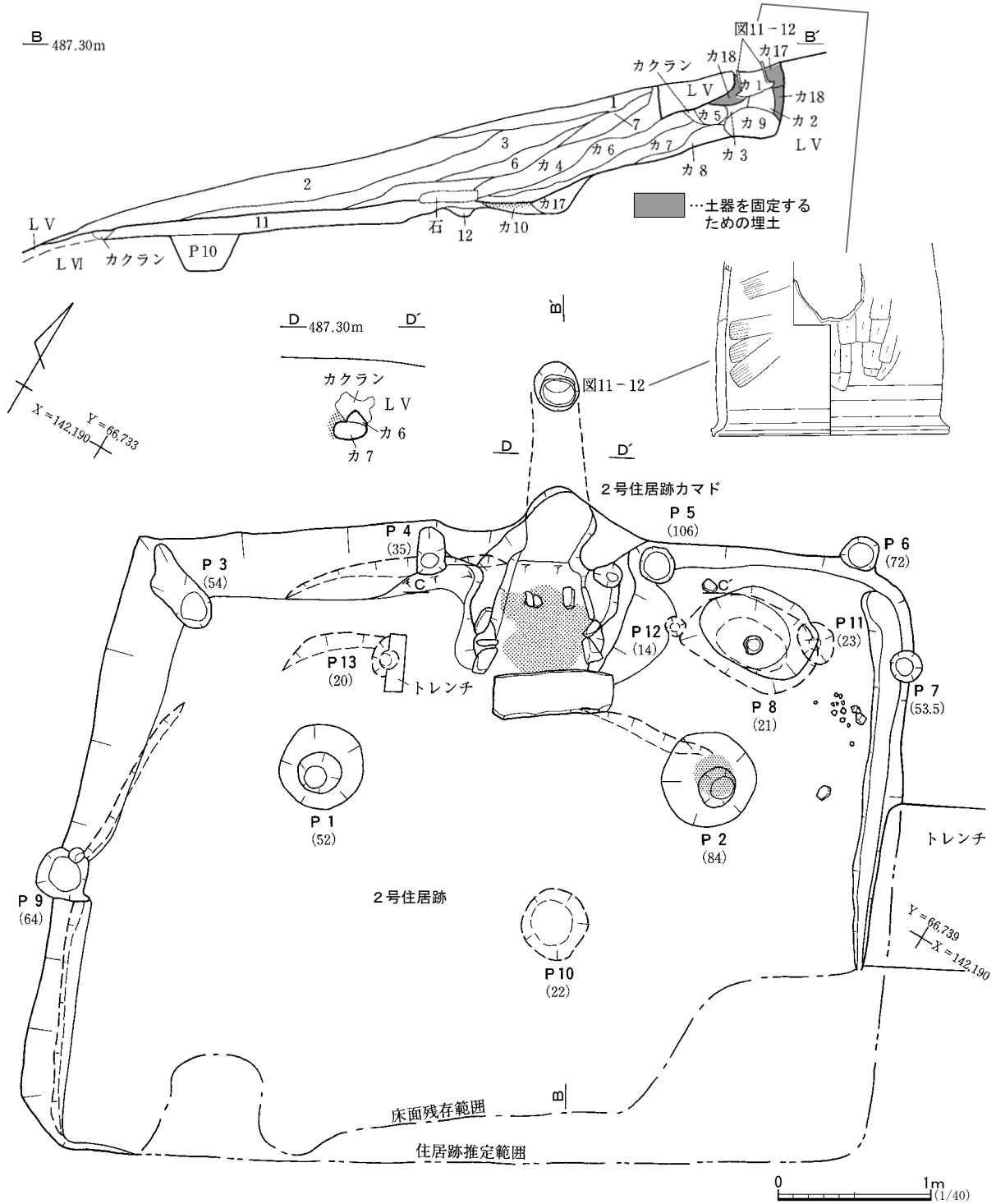
報告書では、カマド堆積土の堆積要因については、11～13 層が袖部構築土であることしか触れられていない。そこで、報告書に掲載されている図と土層注記を基に考えてみたい。

まず、図 16－7 の土師器甕の周囲にのみ堆積している 8 層は、内部に堆積する 1 層とは異なる白色砂粒・褐色土を含む暗褐色土で、図 16－7 を煙出部に据え付けるための人為堆積土と判断される。

燃焼部に堆積する 5 層及び 9 層は焼土塊や炭化物を多量に含む層であることから、カマド使用時の堆

2号住居跡カマド堆積土

- |                                      |                                |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| カ1 黄褐色土10YR5/8                       | カ15 黄褐色土10YR5/6 (炭化物を含む)       |
| カ2 褐色土10YR4/4と黄褐色土10YR5/8との混土        | カ16 にぶい黄橙色砂質土10YR6/4 (炭化物粒を含む) |
| カ3 黒褐色土10YR3/2 (黄褐色土を含む)             | カ17 にぶい黄褐色土10YR5/4             |
| カ4 褐色粘質土10YR4/6 (白色粘土を含む)            | カ18 黄褐色土10YR5/6 (褐色土を含む)       |
| カ5 褐色土7.5YR4/3 (黄褐色土・炭化物粒を含む)        |                                |
| カ6 にぶい赤褐色土5Y4/4 (焼土・炭化物粒を含む)         |                                |
| カ7 赤褐色土2.5YR4/6 (焼土塊・炭化物を多量含む)       |                                |
| カ8 暗褐色土10YR3/4 (黄褐色土・焼土粒を含む)         |                                |
| カ9 黒褐色土10YR3/2                       |                                |
| カ10 明褐色土7.5YR5/6 (焼土塊・炭化物を多量含む)      |                                |
| カ11 にぶい褐色粘質土7.5YR5/4 (焼土粒・炭化物粒を含む)   |                                |
| カ12 明黄褐色粘質土10YR6/6 (焼土粒・炭化物粒を含む)     |                                |
| カ13 にぶい黄褐色土10YR4/3 (焼土粒・炭化物粒・土器片を含む) |                                |
| カ14 にぶい黄橙色粘土10YR6/3 (炭化物粒を含む)        |                                |



第3図 小野町堂田A遺跡2号住居跡

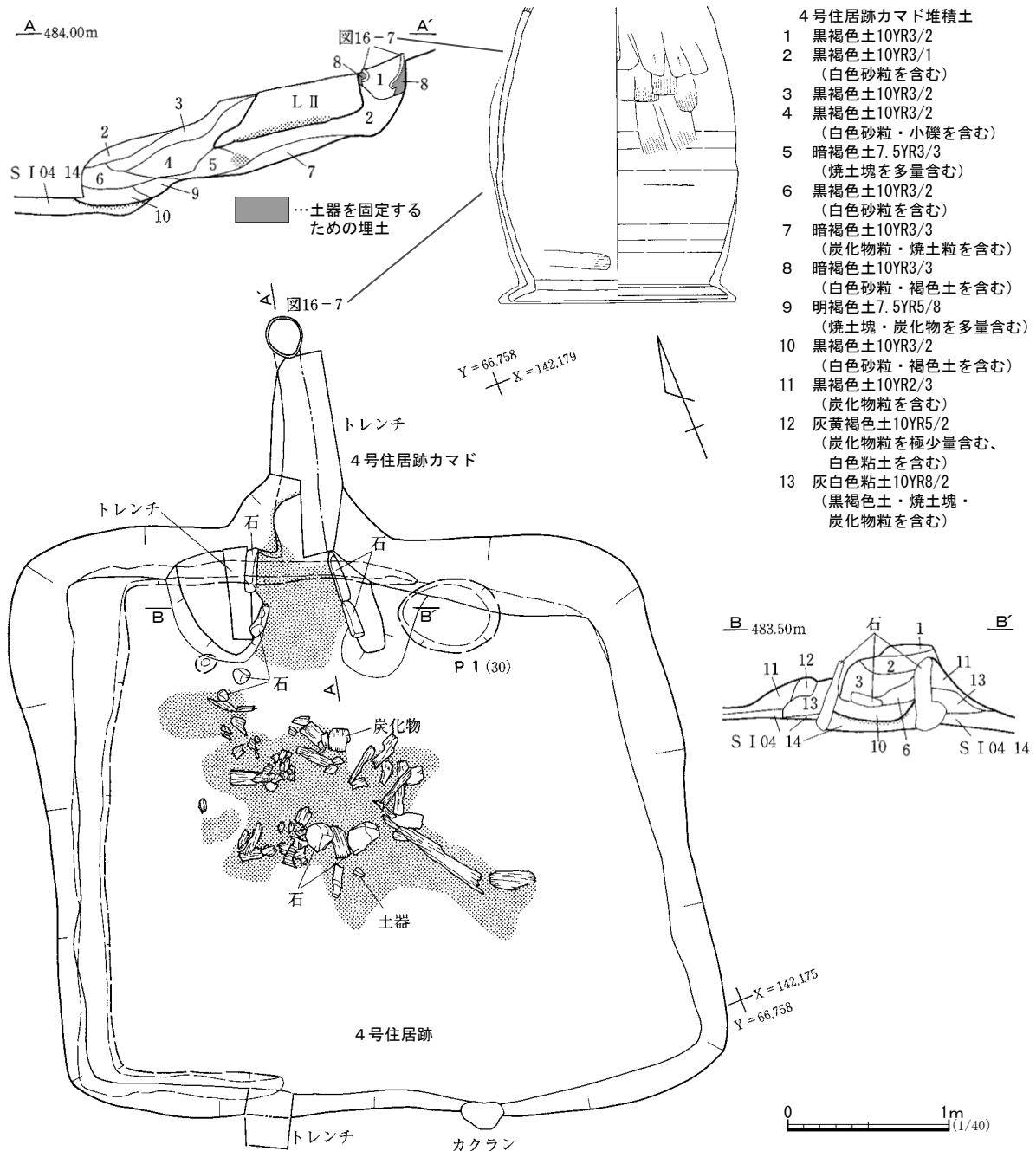
カマドの煙出部に設置された土器について

積土及び天井部の被熱した内面壁が崩れた土を主体とした層とみられる。

この下に堆積するのは7層と10層である。7層は煙道部に認められ、炭化物粒・焼土粒を含む暗褐色土で煙道部内壁の崩れなど、カマド使用時に堆積した土とみられる。10層は白色砂粒・褐色土を含む黒褐色土である。堆積する位置からすれば、天井部の崩落土を主体とする層と推測されるが、袖部構築土に認められる白色粘土や灰白色粘土が含まれていない点が腑に落ちない。また、この上に堆積する4・6層も10層と近似した層で、他に明確な天井

部崩落土が確認されているわけでもない。このため、カマドの廃絶にあたって、煮炊きに使用した土師器甕を取り外した際に天井部構築土を取り去った可能性もある。ただし、10層は袖部構築土の11層と近似した黒褐色土であること、図16-7を煙出部に据え付けるための埋土と判断される8層と含有物が同じ白色砂粒・褐色土であることから、天井部を構成していた層の可能性も考えられる。いずれにせよ、煮炊きに使用した土師器甕が遺存しないことから、燃焼部の天井部は壊されていると判断される。

1～3層は住居廃絶後の流入土で、4・6層は流



入土、あるいは10層と近似することから燃焼部の天井部構築土を含む層のいずれかであろう。

以上から、本事例もカマド構築時に煙出部に土師器甕が設置された事例と考えられ、西田H遺跡1号住居跡と同様、住居機能停止後に煙道部～煙出部が自然に埋没している点で共通する。

なお、図16-7は底部が欠損し、内面付着のススは煙出部に使用された際の痕跡と推測される。

#### (4) 栗木内遺跡4号住居跡(第5図)

玉川村栗木内遺跡4号住居跡は、北東に傾斜する斜面に立地する平安時代の堅穴住居跡である。斜面下位の東部は失われているが、カマドの煙道部は斜面上位の南西に向かって延びている。住居内堆積土は、壁の崩落土と自然流入土と報告されている。以下、カマドに関する報告書の記載を引用する。

「天井が残る煙道部の、断ち割り調査の結果、新旧2期の煙道部を検出した。土層観察の結果から、煙道部は新旧ともに住居壁から55cm部分を共有しているが、煙出の位置が異なっていることがわかった。(～中略～)新煙出には、傾斜に合わせるように、底部穿孔された土師器甕が斜位に据えられていた。土師器甕は、周囲の土壌が軟弱なため、煙出穴の崩壊を防止するため利用されたと考えられる。旧煙道は住居壁からの長さ1.4m、幅は最大40cmである。天井部が新煙道によって壊されている。(～中略～)。旧煙道に伴う煙出穴は平面形が不整形で、検出面付近の崩落が激しい。据えてあった土器などを掘り返した可能性もある。(～中略～)。カマド内堆積土は、煙出から燃焼部、袖断ち割り部分までを含めて24層に分層した。01～12は新煙道に伴うカマドの堆積土と考えられる。03・6・8・9・10は袖や天井の崩落土塊を多く含む。011・12は煙出に据えた土器の掘形に入れた埋土である。01・2・4・5・7は天井崩落後の自然堆積と考えられるが、炭化物や焼土、残存する煙道部の壁や天井からの崩落土小塊を含む。013～20は旧煙道部に伴う堆積土である。013～19は煙道の崩落土及び人為的な埋土であり、020は自然堆積と考えられる。021～24はカマド袖の構築土である。袖内部には構築部材と思われる扁平な石が立てて埋め込まれていた。新旧煙道部、燃焼部からは筒形土器の碎片が多く出土した。(～中略～)【図21-】17はカマド煙出に据えられて

いた甕である。底部が欠損しているが、意図的に抜いたものと考えられる。内外面にナデ、すすや炭化物の付着がみられる。」(福島県教育委員会2003)。

報告書で指摘されたカマド堆積土のうち、013～20が旧煙道部、021～24がカマド袖部構築土であることには異論はないため、ここでは新煙道部に伴うとされる01～12について検討したい。

08～10は袖部構築土の021～024と近似する暗褐色土ないし極暗褐色土で、地山のLⅦ(黄褐色砂質土)塊や焼土塊を多量含むことから、報告のとおり、袖部や天井部の崩落土を主体とした層と判断される。また、06もLⅦ塊・焼土塊を多量に含み、燃焼部～煙出部にかけて堆積するため、天井部崩落に起因する層と判断してよいと考えられる。

05は、06の上のみ堆積し、自然流入土とするには不自然な堆積であり、焼土塊を多量に含むことから、06と一連の堆積とみるのが妥当であろう。

07は上述の08の後に堆積した含有物が少ない暗褐色土で、堆積状況を見ると煙出部から検出された土師器甕の内部を通して煙道部に土が流入したものと判断される。このように、07が自然流入土と考えられるため、土師器甕は廃絶後も外されることなくそのまま残されたもの、換言すれば、新カマド機能時に設置されたものといえ、011・12は報告のとおり掘形埋土でよいと考えられる。

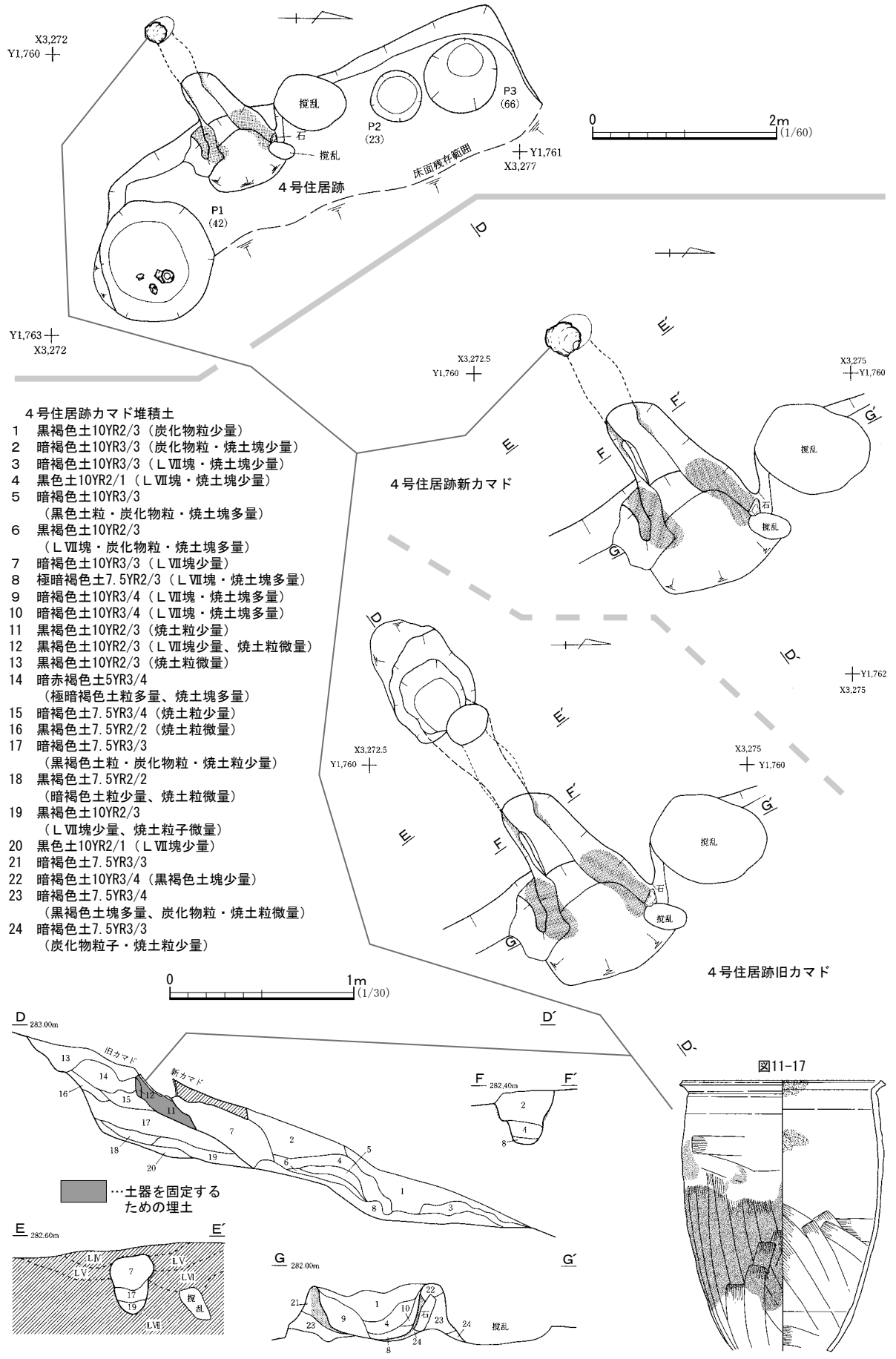
07の後に堆積する01・2・4もカマドや住居跡の廃絶から一定期間経過してからの堆積であり、自然堆積土と判断される。03については、含有物が少なく、判断する根拠に欠けるが、燃焼部周辺のみ不自然に堆積することから報告のとおりカマドの袖部や天井部の崩落に伴う堆積とみておきたい。

以上から、本事例もカマド構築時に煙出部に土師器甕が設置された事例と考えられる。なお、図21-17の内面で確認されたススは煙出部に使用された際についた痕跡と推測される。

#### (5) 嫁田B遺跡1号住居跡(第6図)

玉川村嫁田B遺跡1号住居跡は、西に傾斜する斜面に立地する平安時代の堅穴住居跡である。住居内堆積土は、壁の崩落土と自然流入土と報告されている。カマドの煙道部は斜面上位の南東に向かって延びている。以下、カマドに関する報告書の記載を引用する。

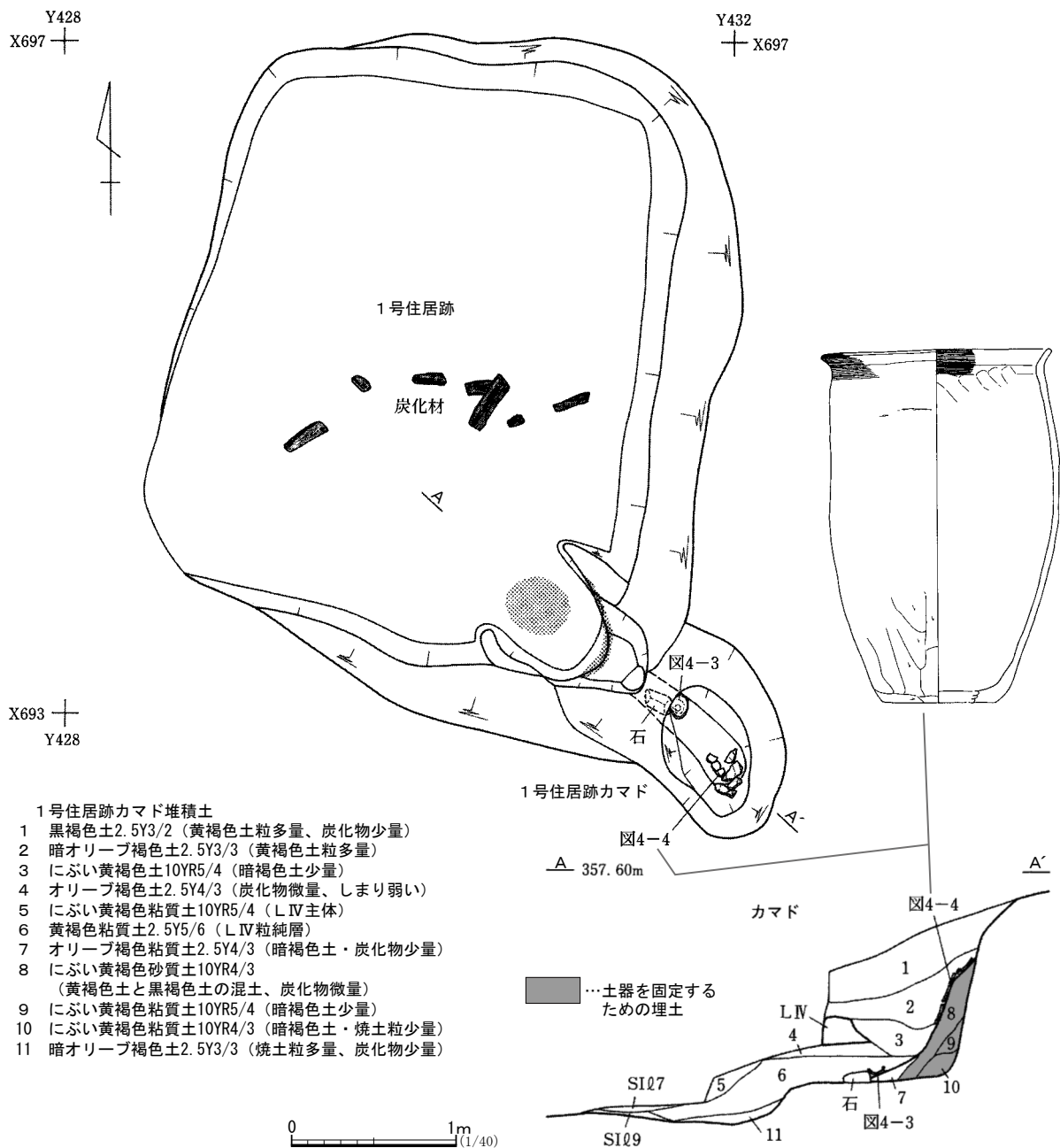
カマドの煙出部に設置された土器について



第5図 玉川村栗木内遺跡4号住居跡

「カマドは、遺構の南東隅に設けられている。(～中略～)。燃烧部の天井は遺存せず、L IV【黄褐色粘質土】を掘り残して袖部としている。燃烧部の底面及び奥壁の一部には、赤褐色に熱変化した箇所が見られた。煙道の幅は約 20 cmあり、部分的に天井が遺存していた。煙出し口は廃絶後に崩落したものであると思われ、直径 1 m弱の土坑状となっている。カマドの堆積土①～③は、カマド廃絶後に煙道の天井が崩落した箇所に周囲の土が落ち込んだものである。④～⑥は廃絶後の自然流入土や煙道天井部の崩落土とみられる。⑦～⑩は煙道部の奥壁にみられる堆積土である。いずれも L IVが混入し、また⑧

⑧上面から図 4-4 の底部を欠損した土師器甕の半分程度の破片が、貼り付いたような状態で出土している。このため使用時に煙道の崩落があり、煙出し口に土師器甕を据え補修を行った可能性がある。⑪は燃烧部の底面に堆積している。焼土粒を多く含むことから、おもに燃烧部内壁からの崩落土と考えられる。また、煙道中央付近の底面からは 20 cm 大の角礫と図 4-3 の土師器杯が近接して出土している。杯は正位に置かれたような状態であった。このことから、カマドの廃棄に伴い、何らかの供献行為がなされた可能性がある。(～中略～)。【図 4-1】4 は甕である。(～中略～)。半分はカマド⑧に貼



第6図 玉川村塚田B遺跡1号住居跡

り付くようにまとまって出土し、半分は住居内01からバラバラになって出土している。この状況からカマド煙出し口に据えてあったものが、住居廃絶後に起きた煙道の崩落によって半個体分が住居内堆積土上層に流入したものである。」(福島県教育委員会 2009)。

住居内堆積土01と近似した黒褐色土を呈する01は、LII(黒褐色土)を基調とした周囲からの流入土で、黄褐色土粒が多量認められることから、煙出部周囲の地山の崩落土も含まれていると思われる。

02も黄褐色土粒を多量含む暗オリーブ褐色土で、01と同様、周囲からの流入土を主体とした層であろう。03は地山のLIVに近似するにぶい黄褐色土を主体とする層で、煙道部周囲の地山が崩れた層と推測される。

05・06も地山のLIVに近似するにぶい黄褐色粘質土や黄褐色粘質土であるため、天井部崩落土と考えられる。一方04は炭化物を微量含むオリーブ褐色土で、煙出部からの流入土の可能性もある。

08～10は地山のLIVを主体とする層で、土師器甕の下にのみ堆積するため、土師器甕を設置する際に人為的に埋められた土と判断される。燃焼部底面に堆積する011は焼土粒を多く含むことから、報告のとおりカマド使用時の堆積土であろう。07は、08～10とは異なる土色・含有物であることから、使用時の堆積土の可能性もあると思われる。

以上から、本事例もカマド構築時に煙出部に土師器甕が設置された事例と考えられる。

## 4 考 察

これまで検討してきた事例を踏まえて、以下、考察を加えていきたい。

### (1) 煙出部に土器が設置された事例の特徴

今回確認した4遺跡5軒の事例(表2)は、いずれも斜面地に立地する平安時代の竪穴住居跡で、カマドは斜面上位につくられている。そして、煙出部

表2 煙出部に土器が設置された事例の特徴

番号	遺跡名	遺構		遺構の立地	所属時期(時代)	分類	煙出部の位置	煙出部の土器(土師器)				煙出部～煙道部の堆積土	燃焼部の状況	
		略号	番号					器種	底部の有無	スス付着	固定する埋土		煮炊きに使用された甕	天井部崩落土
1	西田H	SI	1	南東向き斜面	平安	設置I類	斜面上位	甕	なし	なし	周囲全体	自然堆積	なし	あり
2	堂田A	SI	2	南東向き斜面	平安	設置I類	斜面上位	甕	なし	なし	周囲全体	人為堆積	なし	あり
3		SI	4	南向き斜面	平安	設置I類	斜面上位	甕	なし	あり	周囲全体	自然堆積	なし	—
4	栗木内	SI	4	北東向き斜面	平安	設置II類	斜面上位	甕	なし	あり	斜面上位側のみ	自然堆積	なし	あり
5	嫁田B	SI	1	西向き斜面	平安	設置II類	斜面上位	甕	なし	なし	斜面上位側のみ	自然堆積	なし	あり

に設置された土器は底部が欠損した土師器甕であった。これは排煙の機能を考えれば当然のことといえ、内部にススの痕跡が確認されるものもあった。

また、いずれの事例も燃焼部では、住居機能時に煮炊きに使用されていた土師器甕は出土せず、天井部は原形を留めていない。天井部崩落土が認められた4例では、天井部崩落土の下、つまり燃焼部底面には自然流入土は堆積していない。このことから、カマドの燃焼部は住居の廃絶に際し、煮炊き用の土師器甕が取り去られ、意図的に壊されていると考えられる。その一方で、煙道部～煙出部及び煙出部に設置した土師器甕は壊されずに残されていた。

なお、設置されたまま廃絶したと判断する一番わかりやすい事例は、西田H遺跡1号住居跡(第1・2図)のように、煙道部～煙出部が自然堆積して埋没しているものであると指摘しておきたい。

また、5軒の事例は、土師器甕の設置の仕方から、①西田H遺跡1号住居跡、堂田A遺跡2・4号住居跡と、②栗木内遺跡4号住居跡、嫁田B遺跡1号住居跡の大きく2つのタイプに分けられる。以後、①を設置I類、②を設置II類と呼称する。

設置I類は土師器甕の口縁部を下に伏せ、胴部の一部分を地表面よりも上に飛び出して煙突状に設置し、固定するための埋土は土師器甕の周囲に確認される。設置II類は煙出部直下に斜位に設置し、固定するための埋土は斜面上位側にだけ確認される<sup>註6</sup>。

### (2) 設置する目的について

煙出部に土師器甕を設置する目的については、設置I類では西田H遺跡1号住居跡が「煙突」、堂田A遺跡2・4号住居跡が「補強」、設置II類では栗木内遺跡4号住居跡が「脆弱な土壌の崩壊防止」、嫁田B遺跡1号住居跡が「煙道崩落の補修」と各報告書に記載されている。

設置I類は地表面に煙突状に飛び出していることから、煙突としての機能があったと考えるのが自然だろう。また、斜面上位からの雨水や土砂の流入を

防ぐ効果もあったことを指摘したい。煙出部は住居の外にあるため、雨水や土砂の対策は必要とされたと考えられる<sup>註7</sup>。ましてや斜面部につくられた竪穴住居跡ではなおさらであろう。

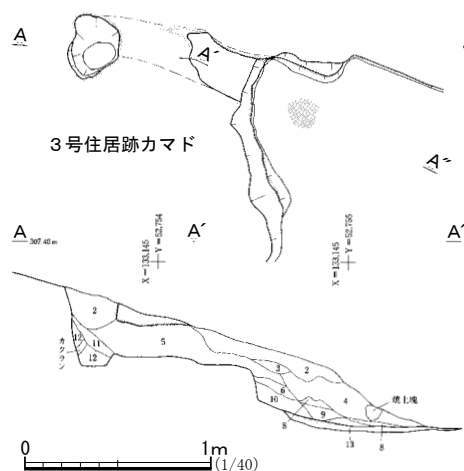
設置Ⅱ類は、栗木内遺跡4号住居跡では同じ場所で煙道部～煙出部をつくり替えており、地山に比べると崩れやすいため、「崩壊防止」という目的があったと推測される。実際に、嫁田B遺跡1号住居跡では住居機能停止後に自然に崩落している。

なお、設置Ⅱ類の事例を考慮すると、設置Ⅰ類についても煙出部の崩壊を防ぐための補強とする効果もあった可能性もある。

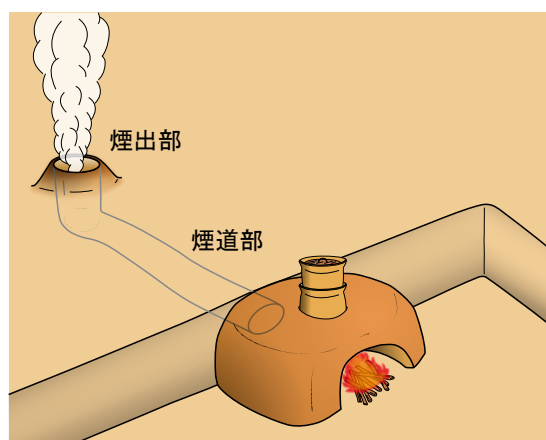
### (3) 雨水・土砂の流入を防ぐ構造

ここでは、雨水や土砂が燃焼部に流入するのを防ぐ他の構造を考えてみたい。煙道部の底面が煙出部の方に傾斜し、燃焼部の方に流れないような構造のものもあるが、比較的多く確認されるのは、煙出部の底面を煙道部よりも一段低くする事例である(第7図、福島県教育委員会2002)。ちょっとした雨水や土砂であれば、効果があったと思われる。ただし、今回検討した5軒の事例では認められなかった。また、設置Ⅱ類では、設置された土師器甕は斜面下位の住居側では一部地表面に飛び出していた可能性もあるが、肝心の斜面上位からの流入は防げないと推測される。それでは、どうやって雨水や土砂の流入を防いだのであろうか。

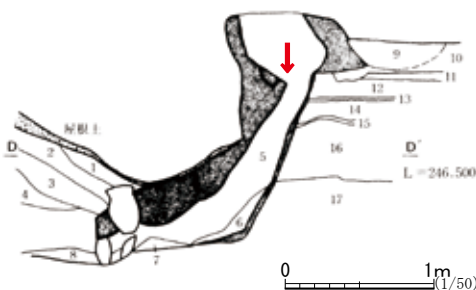
筆者はかつて、カマドのつくりが具体的にイメージできるようにイラストを提示したことがある(丹治2017)(第8図)。このイラストでは、煙出部の先端部分を土手状の高まりとして表現した。これは、実際に群馬県渋川市黒井峯遺跡のC-75号竪穴式住居(第9図)で、煙出部が煙突のように高くなっていたことが確認されているからである(子持村教育委員会1991)<sup>註8</sup>。ただ、このような状況が発掘調査でわかることは極めて少なく、煙出部の先端部分に土手状の高まりがあったとしても、長い年月のうちに崩れてしまう、あるいは後世に掘削されて失われてしまうことが大半であろう。黒井峯遺跡は日本のポンペイとも称され、遺跡より南西約20km離れた榛名山の噴火がもたらした分厚い軽石層に覆われたことにより、古墳時代後期の集落が当時の状況そのままに保存されていた幸運な事例である。



第7図 玉川村堂平F遺跡3号住居跡カマド



第8図 カマドイラスト(筆者作成)



第9図 渋川市黒井峯遺跡C-75号竪穴式住居

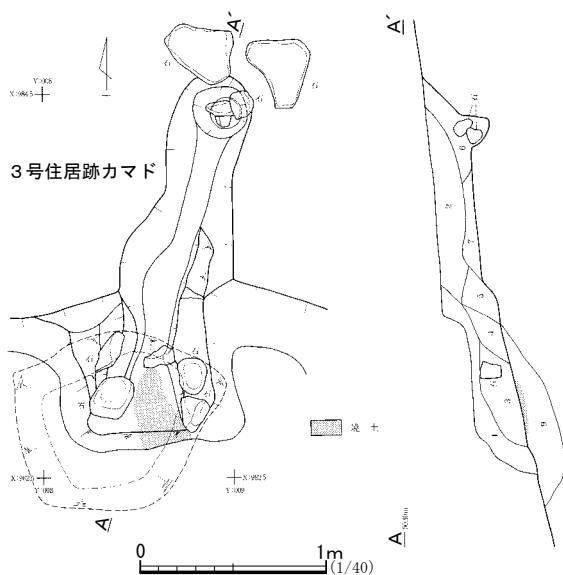
福島県内では、会津坂下町中平遺跡が、度重なる洪水により古墳時代後期の集落が厚い砂層で覆われたまま発見され、黒井峯遺跡のように遺存状態のよい事例といえる。中平遺跡第9号竪穴建物跡では、「煙出しの穴の周囲には灰白色粘質土がみられ、煙出し部を囲むように検出されたため、煙突が崩れたものと考えられる。したがって、地上に出ている煙突部分の構造は不明である。」と報告されている(会津坂下町教育委員会2003)。つまり、灰白色粘質土で煙突をつくったと想定されているが、実際に土手状の高まりがあった状態までは確認できなかった。

このように、遺存状況のよい調査事例においてもその痕跡を把握することは極めて難しい。

設置Ⅱ類の2つの事例の堆積土中においても、もともと土手状の高まりを構成していた土と明確に判断できる土は確認されなかった。ただし、今後は発掘調査時において、このような事例を想定して土層の解釈を行う姿勢が必要であろう。設置Ⅰ類についても、地表面に飛び出た土師器甕の胴部の周囲に土手状に土を盛っていた可能性も考えられる。

また、雨水を防ぐ工夫として、黒井峯遺跡C-75号竪穴式住居では、「煙道内部の特徴として内部径は小さくなり、雨水防止とみられる突起(25cm)が片側から設けられている。」と指摘されている(子持村教育委員会1991)。第9図では矢印(↓)で示した箇所である。中平遺跡でも、「煙出しの下には緩やかな段が確認されているが、これは黒井峯遺跡で確認された雨水防止とみられる25cmの突起と同様にカエリと思われる。本遺跡ではカエリの部分が小さいが、周堤帯の土が流れ込んだりしているために、多少崩れたと推測される。」と報告されている(会津坂下町教育委員会2003)。西田H遺跡1号住居跡では、煙出部の底面に段が認められるが、前項で引用したとおり、雨水防止ではなく、土師器甕を置くためのものと考えられている。いずれにせよ、このような構造も念頭に置くべきであろう。

なお、この他にも煙出部の周囲に置かれた石が土砂の流入を防いだとも考えられている事例もある(第10図、福島県教育委員会2008)。



第10図 浪江町小迫遺跡3号住居跡カマド

#### (4) 設置とは認められない事例

本稿は煙出部における廃棄について言及することは主たる目的ではないが、住居機能時に設置された事例と比較するために例を挙げてみたい。

例えば、いわき市タタラ山遺跡Ⅰ区6号住居跡(平安時代)である(第11図)。同住居跡では、西田H遺跡1号住居跡と同様、煙出部から土師器甕が出土している。以下に報告書の記載を引用する。

「カマドは北壁ほぼ中央に位置し、燃焼部全体を東側に掘り込んで、天井・側壁を自然礫で構築し、地下式の煙道部に筒形土器の底部を打ち欠いて転用し、2個体連結して埋設している。煙出しピット内にも土師器甕が据えられていた。煙出ピットは径40cmの円形を呈し、深さ約50cmを測る。堆積土は木炭粒を多量に含む黒色土で、ピット内にはほぼ完形の土師器甕が正位で1個体出土した。カマド廃絶時に儀礼的な意味で、意図的に遺棄されたものと判断した。」(福島県教育委員会1995)。

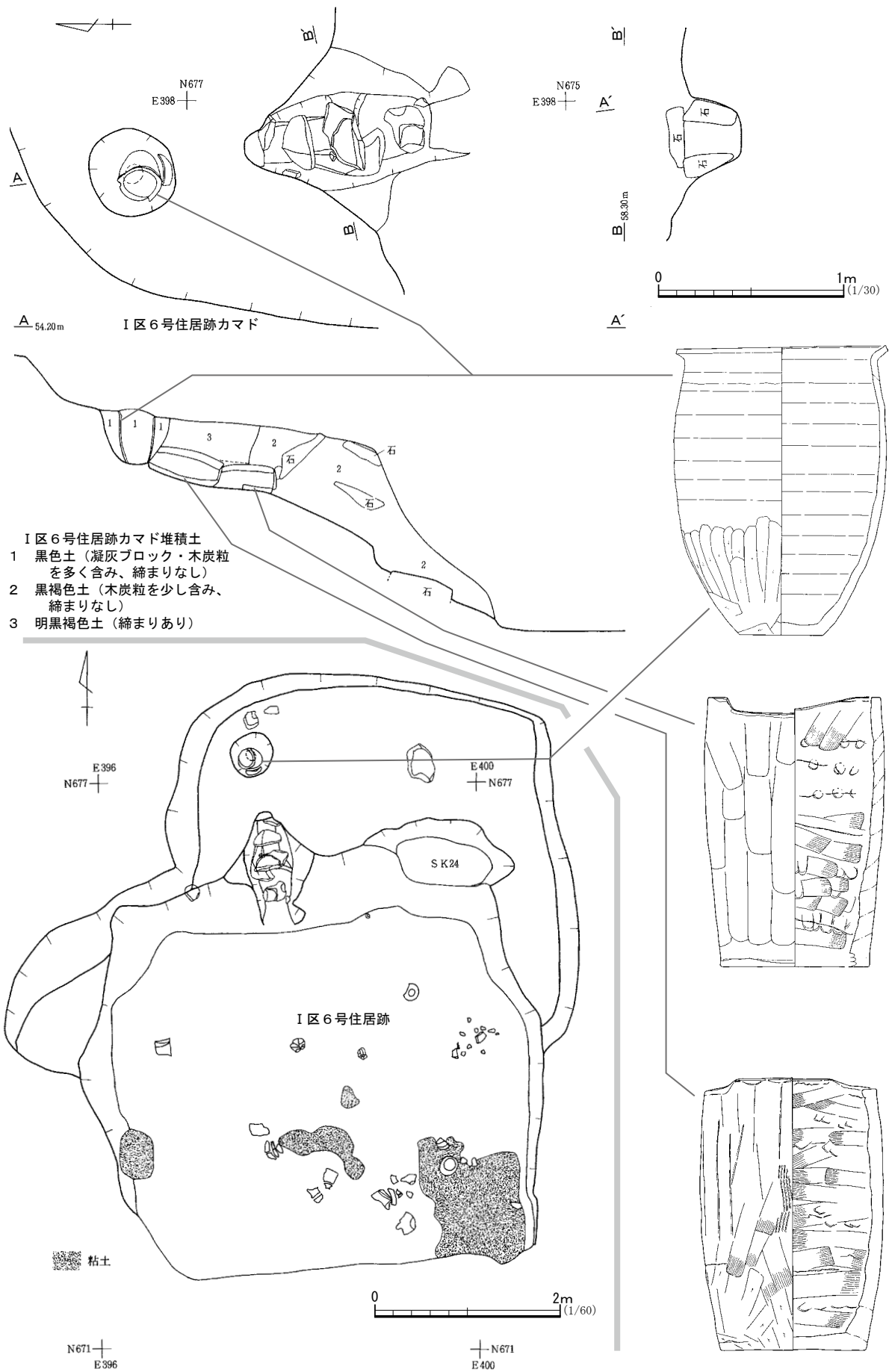
報告書に記載されているとおり、煙出部から出土した土師器甕はほぼ完形で底部もあるため、排煙の機能は明らかでないといえる。また、煙出部に堆積する黒色土(01)は土師器甕の周囲だけでなく中にも堆積していることから、カマド構築の段階ではなく、廃絶の際に一度に埋められたものと考えられる。検出段階では判断がつかない事例ともいえる。

#### (5) 設置とは断定できない事例

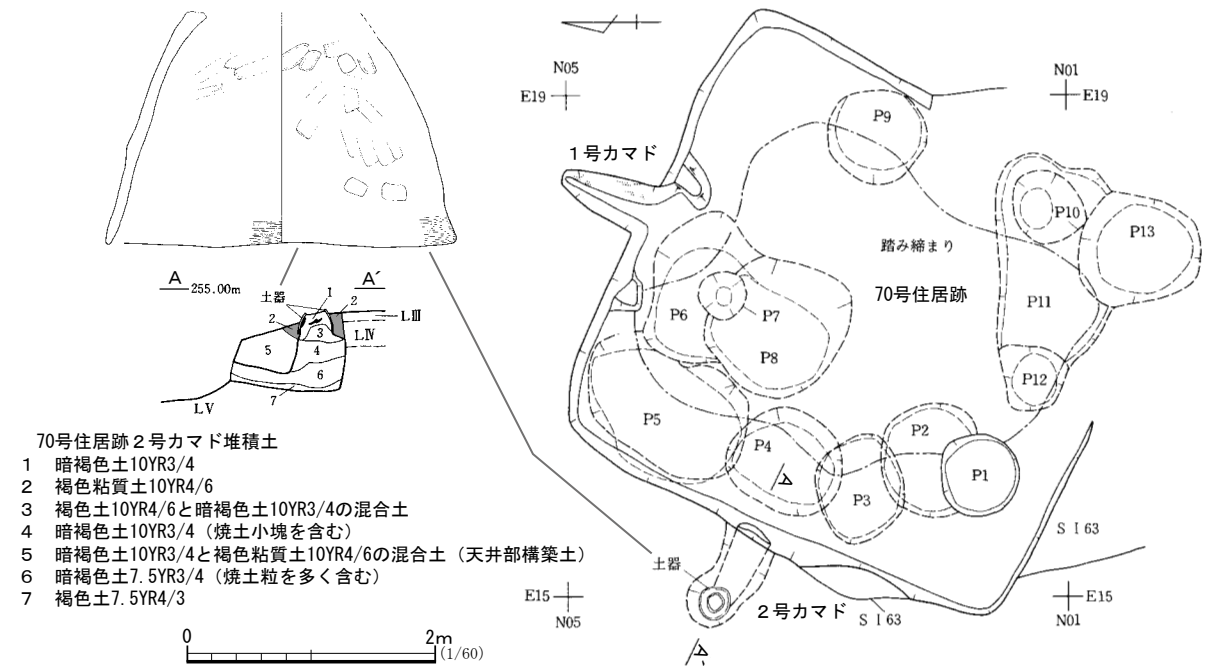
また、郡山市正直A遺跡70号住居跡(平安時代)の事例についても触れたい(第12図)。同住居跡の報告書の記載を以下に引用する。

「2号カマドとしたものは西壁のちょうど中央に煙道部だけ検出された。したがって、住居廃絶の時期に使用していたのは1号カマドであり、2号カマドはそれ以前に1号カマドに造り替えられたものである。この煙道部は規模のかなり大きなもので、幅約40cm、深さ60cm前後の穴を溝状に掘り、煙道天井を褐色粘質土を用いて造っている。煙道先端の煙出しには、土師器甕<sup>註9</sup>の胴部下半を輪切りにして煙突のように据えている。煙道内部に土が崩れたり、雨水が入るのを防ぐ構造と考えられる。」(福島県教育委員会1994)。

以上のように、この事例は住居機能時に煙出部に設置されたものと報告されている。カマド堆積土に



第11図 いわき市タタラ山遺跡I区6号住居跡



第12図 郡山市正直A遺跡70号住居跡

関する具体的な記述はないが、02は煙道部の天井部構築土とされる05（暗褐色土と褐色粘質土の混合土）に使用されている褐色粘質土であるため、素直に考えれば設置I類のような固定するための埋土と思われる。

ただし、03の堆積要因が不明なため、断定するのは躊躇される。03は褐色土と暗褐色土の混合土とされ、人為堆積土とみられる。そして、土層断面図によれば、03は中央が盛り上がり、それより西部の煙出部の先端では土器がこの03の上に置かれているともみられる。そうだとすれば、土器を置く段階には煙出部は埋まっており、煙突としての用をなさない状態といえ、廃絶に際して埋められた可能性が指摘される。あるいは、2号カマドが住居の最終段階のカマドではないことを考慮すると、1号カマドにつくりかえる際に埋めた可能性もあろう<sup>註10</sup>。

また、混合土が自然堆積したとすれば、土器の周囲に土手状に盛っていた土が落ちたとの解釈もあろう。しかしながら、03が土器を設置する段階ではなく、廃絶時に堆積したと考える積極的な材料に欠けるため、正直A遺跡70号住居跡の2号カマドは、設置か否かについて判断がつかない事例といえる。

## 5 まとめと課題

最後に、本稿で検討してきた内容をまとめ、今後の課題を指摘したい。

まず、カマドの煙出部に土器が設置された事例の特徴をまとめると、以下のとおりである。

- ① 現段階で確認されている事例は、いずれも斜面上位に立地する平安時代の竪穴住居跡で、カマドは斜面上位につくられている。
- ② 土器はいずれも底部が欠損した土師器甕である。
- ③ 土師器甕の設置に際し、煙出部との間に土を埋めて固定する特徴がある。固定の仕方を見ると、周囲全体に土を埋める事例（設置I類）と、斜面上位側にのみ土を埋める事例（設置II類）があった。
- ④ 設置I類では土師器甕は口縁部を下に伏せた状態で設置されていた。土師器甕は、胴部の一部が地表より上に飛び出していた。
- ⑤ いずれの事例もカマドの燃焼部は煮炊きに使用されていた土師器甕は取り去られ、廃絶に際し燃焼部の天井部は意図的に壊されている。その一方で、煙道部～煙出部及び煙出部に設置した土師器甕は壊されずに残されていた。

そして、設置された目的については、設置I類が「煙突、斜面上位からの雨水や土砂の流入防止」、設置II類が「崩壊防止」と考えた。また、設置I類には煙出部の崩壊を防ぐ目的もあった可能性もある。

また、これに関連して、斜面上位からの雨水や土砂流入防止のために、煙出部の先端部分に土手状の高まりがあった可能性も想定して土層の解釈を行う姿勢が必要であることを指摘した。

発掘調査ではカマドの煙出部から土器が出土することがしばしばある。これらの土器には、本稿で指摘したような住居機能時に設置されたものがある一方で、廃絶時に意図的に置かれたものや、周囲にあった土器が後から混入したものがある。単に土器が煙出部から出土したからといって、設置されていたものと即断することはできない。煙出部から出土する土器の出土状況及び煙出部・煙道部・燃焼部の堆積土、そして土器の遺存状況等を検討し、どの事例なのかについて判断する必要がある。この作業を経て、ようやく、煙出部の構造や廃棄行為等について考えることが可能となってくる。

ただし、発掘調査時の記録作成が十分ではない報告書も散見されるのが実状である。具体的には、土層の記録が燃焼部のみのもの、煙出部や煙道部の土層の記録が提示されていても、カマドの短軸（横断面）の土層のみで、燃焼部の堆積土との関係がわからないものである。状況に応じた記録作成が大切であることは言うまでもないことだが、煙出部から出土する土器について考える際、そして、カマド及びその住居跡の廃絶の過程を考える際には、カマドの長軸で、燃焼部～煙出部を通した縦断面の土層の観察・記録作成が必要不可欠である。

また、カマドの長軸の土層断面図が提示されていても、煙道部～煙出部の堆積土についてはあまり調査者の所見が記載されていないものも多い。これは燃焼部の堆積土との関係がわかりにくいことがその一因かもしれない。

しかし、堆積要因に関する記載がないと、検証する材料がなくなってしまう。不明な場合や判断がつかない場合でも、どのように堆積した可能性があるかについて触れる、それも無理な場合は判断がつかない理由を記して、後世に検証が可能な所見を示すことが大切である<sup>註11</sup>。

例えば、今回検討した西田H遺跡1号住居跡は、煙出部に土器が設置された事例の中でも非常にわかりやすい事例である。煙道部～煙出部に自然流入土が認められたため、設置された状況を留めていたと明確に判断できた。発掘調査時に念頭に置いておきたい報告事例と考えている。

また、今回設置と判断した事例は、いずれもカマドの燃焼部の天井部が意図的に壊されているが、煙

出部に設置された土器がそのまま、煙道部～煙出部は壊されずに残されていた。そのため、煙道部～煙出部は燃焼部で認められるカマド祭祀とは関係なかったともいえる。

ただし、今回確認した事例は少数であり、実際に煙出部に土器を設置することが少なかったのか、廃絶の際に設置していた土器を取り外すことが一般的だったのかはわからない<sup>註12</sup>。冒頭にも触れた近年指摘されている煙出部や煙道部の廃棄行為については、筆者も現段階では明確な答えは持ち合わせていない。煙出部からバラバラになった土師器甕が出土することもしばしば認められ、それらが一定程度復元されることもある。このような事例をどう考えたらよいだろうか。

筆者はかつてカマド燃焼部における遺物の出土状況を検討し、住居の廃絶後も燃焼部に土師器甕が設置されたまま残されていることは稀で、大半が壊されていること、燃焼部から土師器甕が出土する場合は、カマドの掛け口に設置していたものを廃棄にあたって置いたと考えても差し支えない大きさのものが多くを指摘した（丹治2010）<sup>註13</sup>。このことを念頭に置けば、もともと煙出部に設置していた土器を廃絶の際に壊して煙出部に入れた可能性もあると思われる。

ただ、煙出部からは本稿で触れた嫁田B遺跡1号住居跡の土師器杯のようにカマド機能時に設置されていたとは考えられない遺物が見つかることもあり、話しは単純ではない。これらの性格を明らかにするためには、設置された事例だけではなく、廃棄行為に伴うとみられる事例も併せて考えていく必要がある。その際、重要なのは、先にも触れたように出土遺物周辺の堆積土について、燃焼部の堆積土との関係も踏まえ、堆積要因を明らかにすることである。今後、更なる検討を重ね、これらの性格について考えていきたい。

## 【註】

註1 堅穴住居跡の用語については、『発掘調査の手引き—集落遺跡発掘編—』に、「すべてが住居であったわけではなく、工房など、居住施設以外のものも存在する。そのため、掘立柱建物や、礎石建物などの用語との対応関係も考慮して、堅穴建物と呼ぶこととする。」と示されている（文化庁文化財部記念物課2010）。筆者は堅穴住居の用語に特にこだわりがあるわけではないが、本稿では、福島県教育委員会発行の各報

## カマドの煙出部に設置された土器について

- 告書の記述どおり、竪穴住居跡の用語を使用していることをお断りしておく。
- 註2 筆者の浅学のため、この段階では、糸川氏の論文(糸川2009)を知らなかった。期せずして筆者も糸川氏と同様の視点も踏まえた一覧表を作成した。なお、出土状況を詳細に検討し、発掘調査時に必要な記録作成について言及することを目的として論を進めため、先学諸氏の研究にあまり触れることができなかった点を反省している。
- 註3 その後、燃焼部の出土状況に関しては、公益財団法人福島県文化振興財団の遺跡調査部ホームページ上の調査研究コラムにて、59軒の追加事例を加えても傾向性は変わらないことを指摘した(丹治2014)。
- 註4 前掲註3で触れた59軒の追加事例の他に、さらにその後に行われた報告書の事例もあるため、今回はこれらの報告書については対象とせず、改めて検討することとする。
- 註5 資料を確認したところ、煙出部に設置された口縁部～胴部にはススや被熱痕跡があるのに対し、円形に打ち欠かれてP3に埋められた底部片にはススや被熱痕跡はなかった。
- 註6 なお、設置Ⅰ類の2遺跡は互いに約200mの距離に、設置Ⅱ類の2遺跡は約3kmの距離に位置するが、他地域に同様の事例がないとはいえないため、地域性については現段階では指摘しないこととする。
- 註7 榊田治は、「長く延びる煙道の最大の敵は雨であったであろうし、煙出しから住居内に水が流れて来ることで、竈が使用物にならなくなるといったケースもあったと推測している。また、住人の不注意で踏み抜いてしまうこともなかったとは言えないであろう。」と指摘している(榊田2004)。また、五十嵐祐介は、煙突の地表面上での保護措置について、「何らかの措置がなければ、踏み抜かれたり、降雨や土砂の流入なども考えられるし、冬季に降雪の多い地域もある。上屋と関連して、何らかの保護措置が取られていたことは必須である。」と指摘している(五十嵐2015)。
- 註8 この事例は、厳密に言えば、煙突は竪穴住居跡の周囲に土盛りされた周堤の上に設けられているため、イラストの状況とは異なる。しかし、本稿は周堤に関する内容が主たる目的ではないため、詳しい言及は控えることとする。
- 註9 遺物の記述の箇所では、「鉢のような形態で、底部が欠損しているが、鉢としては規模が大きく、甔となる可能性が高い。」としており、誤植と思われる。
- 註10 カマドのつくりかえの問題に関しては、稿を改めて別途詳細に検討する必要があると考えている。
- 註11 今回、福島県教育委員会の調査の事例から5例抽出したが、これ以外にも土器が煙出部から出土し、設置されていた可能性も考えられる事例が約20例(奈良～平安時代)ある。それらは、具体的な遺跡名までは言及しないが、記載が不十分で判断できなかった事例である。
- 註12 廃絶の際に燃焼部と同じように煙出部に設置した土器を取り外すことが一般的だったとすれば、取り外した際に崩落した土がある筈である。しかし、大半の調査ではそのような視点での土層の観察は行われていないと思われる。
- 註13 ただ、燃焼部から出土した土師器甔のすべてが掛け口に設置されていたとは明らかに考え難い数のものが遺棄されているケースもあり、一概には言えない点は注意を要する。

### 【引用・参考文献】

- 会津坂下町教育委員会 2003「中平遺跡」『会津坂下町内遺跡発掘調査報告書』Ⅱ 会津坂下町文化財調査報告書第54集
- 五十嵐祐介 2015「東北地方のカマド」『季刊考古学』第131号(株)雄山閣 51-53頁
- 糸川道行 2009「奈良・平安時代における竪穴建物廃棄の祭祀―千葉県四街道市小屋ノ内遺跡出土土器群を中心として―」『研究連絡誌』第70号(財)千葉県文化財センター 43-58頁
- 桐生直彦 1995「竈出現以降の竪穴住居址内の遺物出土状態をめぐらる問題」『山梨県考古学協会誌』第7号 山梨県考古学協会 1-11頁

- 小林清隆 1989「カマド内出土遺物の意味について」『研究連絡誌』第24号(財)千葉県文化財センター 16-21頁
- 子持村教育委員会 1991『黒井峯遺跡発掘調査報告書』子持村文化財調査報告第11集
- 今野公顕 2023『盛岡市内の古代竪穴建物跡における「カマド納め」について』盛岡市遺跡の学び館学芸レポート6 盛岡市遺跡の学び館 1-73頁
- 丹治篤嘉 2010「カマド燃焼部における遺物出土状況の検討」『福島県文化財センター白河館研究紀要2009』財団法人福島県文化振興財団 1-32頁
- 丹治篤嘉 2014「#017 遺物の出土状況について考える」『公益財団法人福島県文化振興財団遺跡調査部ホームページ 調査研究コラム』(<https://www.fcp.or.jp/iseki/column/622>)
- 丹治篤嘉 2017「#054 ずれているカマドの煙突」『公益財団法人福島県文化振興財団遺跡調査部ホームページ 調査研究コラム』(<https://www.fcp.or.jp/iseki/column/358>)
- 丹治篤嘉 2018「#066 カマドの煙突から出土する土器について考える」『公益財団法人福島県文化振興財団遺跡調査部ホームページ 調査研究コラム』(<https://www.fcp.or.jp/iseki/column/342>)
- 丹治篤嘉 2021「#089 カマドの煙突から出土する土器について考える(その2)」『公益財団法人福島県文化振興財団遺跡調査部ホームページ 調査研究コラム』(<https://www.fcp.or.jp/iseki/column/2422>)
- 堤隆 1987「V 総括 5-(4) 奈良・平安時代における住居廃絶時のカマド破壊について」『鋳物屋遺跡群 前田遺跡』御代田町教育委員会 497-498頁
- 堤隆 1989「V 総括 3-(5) 住居廃絶時におけるカマド破壊をめぐって」『根岸遺跡』御代田町教育委員会 262-266頁
- 堤隆 1995「竈の廃棄プロセスとその意味」『山梨県考古学協会誌』第7号 山梨県考古学協会 12-16頁
- 中沢悟 1986「(2) 竈の廃棄について―一村主遺跡における平安時代の竈を中心とした竈の様相―」『大原Ⅱ遺跡・村主遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告52(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 251-255頁
- 福島県教育委員会 1994「正直A遺跡」『母畑地区遺跡発掘調査報告』34 福島県文化財調査報告書第288集
- 福島県教育委員会 1995「タタラ山遺跡」『常磐自動車道遺跡調査報告』4 福島県文化財調査報告書第316集
- 福島県教育委員会 2002「堂平F遺跡」『福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告』13 福島県文化財調査報告書第395集
- 福島県教育委員会 2003「栗木内遺跡」『福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告』14 福島県文化財調査報告書第406集
- 福島県教育委員会 2005「西田H遺跡」『こまちダム遺跡発掘調査報告』3 福島県文化財調査報告書第424集
- 福島県教育委員会 2005「堂田A遺跡」『こまちダム遺跡発掘調査報告』3 福島県文化財調査報告書第424集
- 福島県教育委員会 2008「小迫遺跡」『常磐自動車道遺跡調査報告』53 福島県文化財調査報告書第452集
- 福島県教育委員会 2009「嫁田B遺跡」『福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告』19 福島県文化財調査報告書第456集
- 文化庁文化財部記念物課 2010『発掘調査の手引き―集落遺跡発掘編―』同成社 131頁
- 榊田治 2004「竈排煙考」『堀田啓一先生古稀記念論文集』堀田啓一先生古稀記念論文集作成委員会 199-226頁
- 村田淳 2017「東北地方北部における竪穴建物のカマド―構造と分布について―」『古代の竪穴建物跡―機能と構造―』岩手考古学会第49回研究大会資料 岩手考古学会 23-34頁

### 【挿図出典】

- 第1～7・9～12図…引用・参考文献に記した各調査報告書より転載・加工して作成。
- 第8図…筆者作成。



---

福島県文化財センター白河館  
研究紀要 第24号

令和8年3月26日発行

編集・発行 公益財団法人福島県文化振興財団  
福島県文化財センター白河館  
〒961-0835 福島県白河市白坂一里段86  
TEL 0248-21-0700 FAX 0248-21-1075

---